

第七十二回 参議院文教委員會會議錄第十三号

(二七六)

昭和四十九年五月十四日(火曜日)
午前十時二十八分開会

委員の異動

五月十日

辞任

岡本 悟君

補欠選任

田中 茂穂君

五月十三日

辞任

金井 元彦君

安永 英雄君

補欠選任

嶋崎 均君

加瀬 完君

五月十四日

辞任

田中 茂穂君

補欠選任

黒住 忠行君

出席者は左のとおり。

委員長

世耕 政隆君

理事

齋藤 十朗君

内藤 三郎君

片岡 勝治君

小林 武君

今泉 正二君

梶木 又三君

黒住 忠行君

志村 愛子君

嶋崎 均君

中村 登美君

加瀬 完君

鈴木 美枝子君

宮之原 貞光君

白木 義一郎君

松下 正寿君

加藤 進君

発議者 宮之原貞光君

國務大臣 文部大臣 奥野 誠亮君

政府委員 内閣法制局長官 吉國 一郎君

文部政務次官 藤波 孝生君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省初等中等 岩間英太郎君

教育局長

事務局側 常任委員会専門 渡辺 猛君

員

法制局側 法制局長 今枝 常男君

説明員 厚生省医務局国 大谷 藤郎君

立療養所課長

厚生省児童家庭 北郷 勲夫君

局障害福祉課長

本日の会議に付した案件

○学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会松永忠二君外二名発議)(継続案件)

○公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

○公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。昨日、安永英雄君及び金井元彦君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君及び嶋崎均君が選

任されました。
以上御報告申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) 学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)を議題といたします。前回に引き続き本案に対する質疑を行ないま

す。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○宮之原貞光君 九日の午後の本案に関しますところの質疑の中で、いわゆる地行法第三十八条の一項の解釈の問題について若干混乱をいたしました。理事会の申し合わせの中では、たしか本日の冒頭にあらためて文部大臣の見解をまず表明をするということになっておったと思いますが、その点、大臣のほうからまず明確にしたいと思いた

たいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条第一項の解釈につきまして、たびたび当委員会において御議論のあったところでございます。いすれにいたしましても、非常に重要な問題でございますので、私といたしましては、文部省、法制局両事務当局間においてさらに十分議論を詰めてもらいたい、かように考えているわけでございまして、最終的な結論は、その審議を待った上で行ないたい、かように考えているところでございます。

○宮之原貞光君 さらに、議論を詰めてまいりたいというところは、これまた、国会が六月三日までです。だ、国会が終わってからさらっと、議論を詰めたからといって通達出すということになるんですか。それとも、ここ近日中にあらためてここに提示をするということになるんですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私の考え方は、たびたび申し上げているとおりでございます。しかし、

いろいろの御議論もございしますので十分詰めるべきものだろうと、こう考えているわけでございまして、急ぐ必要がありません場合には、事務局間に急ぐように指図をすべきかと思っておりますけれども、現在のところは、その結論を待っているところでございます。いついつまでに結論を出せというようなことは申してはおりません。なるたけ早い間に結論を出すことは望ましいことではござい

ますけれども、十分審議を続けてもらうことが適當だろうと、こう思っているところでございます。

○宮之原貞光君 十分省内で検討してもらうことはけっこうなんです。しかし、おおよその時期的なめどというものを私どももお聞きしたいので、国会が終わって参議院選挙が始まって、それぞれ検討したからこうだとかこうでは困る。あるいは次の臨時国会あたりまでにきちんとやはり慎重に検討したいとおっしゃるなら、まずそれも一つの方法だと思えますが、おおよその大体、大臣自体の時期的なめどということについてはどうお考えでしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私としては、なるだけ早いほうがよろしいと思うわけでございましてけれども、委員会のお考えもございまして、その辺はまた委員会としてのお考えもお聞かせいただいた上で判断をさせていただきます、こう思います。

○加瀬完君 関連。議論を詰めてとおっしゃいます。この法律ができて運用するに十数年でしょう。その間議論の詰まらない形で運用されておったとしたらこれはずいぶん問題です。文部省としての当然見解があつて通達が何回も出ていることですから、この見解に従っていままで運用されてきたわけです。いまさらこの問題を時間をとって研究して正式な見解を出す、そういう筋合いのものじゃないでしょう、そういう答弁はおかしいです。私は納得できません。

○國務大臣(奥野誠亮君) いままでの御議論をお聞きいただけないものだからそういうふうな意見が出てきたんじゃないかと思うのでございませう。これは、何回もこの委員会が議論のあった問題でございませう。問題は、法が予想しないような事態が起つてきた場合にどうするかということ、その場合の解釈をめぐっていろいろな議論が行なわれているわけでありませう。この法が成立したからそのような事態がなかったわけではございませうけれども、昨年来、法が予想しないような事態が起つてきている。その際に、どうあるべきかというふうなことでいろいろ宮之原さんからも御指摘があったりして、こういう議論になつていくわけではございませう。私はさらに、立ち入つてまた従来の話をむしろ返してもよろしいわけではございませうけれども、たびたびの御議論でございませうので、なお、必要とあれば、従来の経過もお話し申し上げてもよろしいと、こう思います。

○加瀬完君 いずれ宮之原委員から指摘があると思ひますけれども、この法案成立の当初において、あらゆる予想される問題点というのは議論をされているわけですね。したがって、当然文部省としては、はっきりした見解というのがあるべきだ。見解なければ、いままでも助言なり指導なりというのとはできない。それで、その当時予想される問題として議論されたワケ外に解釈をするということであれば、その解釈自体もおかしいということになる。そういう観点から私は、ただいまの御回答はふに落ちないと申し上げているわけですね。関連質問ですから、これは私の番が来ましたらまたやることにします。

○宮之原貞光君 この問題については、本委員会でもだいぶ議論になつたところでございませうけれども、私どもとして、いま加瀬委員からお話がありましたように、すでに昭和三十一年六月三十日のあの法律案が成立をしたときの文部次官の通達、あるいは三十二年四月二十五日の初中局長の通達、あるいは翌年三十二年四月二十五日の初中局長の通達、こういう中でも、あの解釈というものは

ははっきりしておると思つておるのです。けれども、問題の発端は、大臣のほうからこの問題については法が予想しないところの事態があるから、自分としては、こういうことも考えられるということから問題が非常に混乱するというか、大論争になつていくわけなんです。したがって、いま大臣がおつちやつたところの御答弁というのは、いままでの文部省の方針を踏襲するという答弁ではないわけなんです。さらばといつて、じやどうするということもいまおつちやつておられないから、もう少し慎重に検討したい、こういうことなんです。私は、検討されることはけっこうだと思ひますけれども、ただ、新たな事態云々ということについては、われわれとしては非常に納得しかねる。この点だけは、明確に申し上げておかなければならぬと思ひます。これは当時の議事録を見れば明確なんです。

これは三十二年五月十五日の参議院の文教委員会におけるところの、例のこの法が制度をされる前後の議論ですが、この中で、これは高橋道男委員ですが、おそらく緑風会じやないかと思ひますけれども、こういう質問をしておるのです。「教職員の人事は県の教育委員会が持つということに相なるわけではございませうが、その場合に、三十八条を見ますと、異動などの場合には、まあ異動という言葉はありませうけれども、そういう場合には市町村委員会の内申を待つて行ふんだというところに相なつておりますが、これは市町村教育委員会からそういう内申がなければ県の方ではこれに触れることはできないと、そういう意味でございませうか。」と、こういう質問に対して、清瀬一郎文部大臣は「その通りでございませう」と、このように答えておるんですよ。さらに、同委員から「そういういたしますと、県の方から別に圧力もかける必要もないのですけれども、ぜひ内申のない市町村についても異動に触れないと、全体としてははなはだ均衡を欠くと申しますか、不都合が起るというふうな見解があるときには、そういう場合にも県は触れられないと、従つて全体

の人事運営にかえつて円滑を欠くというふうなおそれはないのでございませうか。」とおそらく、これはいま大臣が法の予想されざる云々ということと、これは匹敵すると思ひます。それに對して、当時の緒方初中局長はこういう答弁しておるのです。

「この法律におきましては、いわゆる県費負担の教職員の任命権は、従来は市町村の、その勤務いたします学校の所管であります市町村の教育委員会が持つておつたのでございませうけれども、三十七条によりまして、都道府県の教育委員会がこれを行使することにいたしましたわけではございませうが、しかしながら、市町村の学校の職員の身分につきましては、なお市町村の公務員という建前を実はとつておるわけではございませう。こういう説明をしながら、まあポイントだけ見ますと、こう言つておるんです。異動につきまして円滑を欠くというふうな関係がございまして、そのほかの情勢もございませうけれども、そのために特にこういう規定をとつたのだ。」「しかしながら」と言つておる。「その市町村の学校を所管いたします教育委員会の内申を待つて、県の任命権を行うことがやはり必要と思ひますので、今大臣から答へがございまして、内申がなければ都道府県の教育委員会は任命権を行使いたしません」と、こういうふうな明確に言い切つておるんです。

この問題については、しかも、これに對して、さらに高橋道男委員からいろいろあつた中でも、やはり緒方初中局長は、その点を何回も繰り返して言つておるんです。言うならば、この点は、先ほど大臣が言われた法が予想されないのである事態云々というふうなことは、当時でも、どうしても内申がない場合にはどうするんだと、それでも不均衡を生ずるがどうするんだと、そういう問いに對しても、あえてやはり内申がなければそれはだめなんですと、こういうことを言い切つておるんです。こういう経過から見ますれば、大臣なりあるいは前法制局長官からは本委員会では當時は

予想されないのである一つの問題が起きてきてから、この問題については検討を加へるんだと、こういうふうなお話がありましたけれども、その点、私は明確でないかと思ひます。したがって、大臣がさらに十分煮詰めるというのにはけっこうでございませうけれども、こういうやはり当時のやりとりの中で明確になつた点をきちんと踏まえて、私は、この問題については対処してもらいたいと思ひます。それぐらゐりやはりこの問題は、この地方教育行政の組織及び運営に関するところの法律案の一番のポイントであつたわけなんです。それを情勢が変わつたから、こうこうするということでは、私はいかがかと思ひます。何回も申し上げておるように。だから、その点を踏まえて、大臣は十分検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君) これもたびたびお答えをしておることでございませうけれども、法のたてまはまさしく従来から言われておつたとおりでございまして、それについて、何ら異論を持つておるものではないと思ひます。

ただ、最近起つてきた事例でございませうけれども、内申を出させない、物理的な圧力を加へる。そして、長期にわたつてなお内申が出ないものだから、他の地域について何らの処置がとれない。そういうことで困り抜いて、この法の解釈について意見を求められてきている、こういう事態が起つてきているわけではございませう。単に内申が出ないということではなく、明々白々な事実について物理的な圧力が加へられる結果、内申が出てこない。しかも、全体について内申がない、そういうと、処理をしようといひますとたいへん不均衡な結果がでるやうな限らない。それで都道府県が負わされて責任を法の期待するところ適正に果たすことができない。こういうことでございませう。いずれにいたしましても、重要な問題でありますので、論議を詰めてあやまちないように努力をしてまいります。

予想されないのである一つの問題が起きてきてから、この問題については検討を加へるんだと、こういうふうなお話がありましたけれども、その点、私は明確でないかと思ひます。したがって、大臣がさらに十分煮詰めるというのにはけっこうでございませうけれども、こういうやはり当時のやりとりの中で明確になつた点をきちんと踏まえて、私は、この問題については対処してもらいたいと思ひます。それぐらゐりやはりこの問題は、この地方教育行政の組織及び運営に関するところの法律案の一番のポイントであつたわけなんです。それを情勢が変わつたから、こうこうするということでは、私はいかがかと思ひます。何回も申し上げておるように。だから、その点を踏まえて、大臣は十分検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○宮之原貞光君 その物理的圧力とは何ぞやというところまで聞かなくてはなりませんけれども、まだ十分検討するということですからそれ以上は申し上げませんけれども。ただ、私はせつかく参議院の法制局長にも来ていただきましたので、実は、この法律の解釈について、やはり私が考えておるところの問題について、参議院の法制局としてはどうお考えなのか、その点だけはきちんとやっぱり確かめておきたいと思うんです。ここに文章化してまいりましたので、これは見ていただきたいと思ひますが、つづめて言えば「こういうこと」です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第三十八条の第一項は、これは「都道府県教育委員会、市町村教育委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。」と、この規定をされておるわけですが、これがいまお聞き及びのよう、文部大臣とやっておるところの大きな問題ですが、この問題について、いわゆる文部大臣としては物理的の云々というふうな表現を用いて、予想される事態云々と、こういうことから見て、このままのとおりに解釈するかどうかというのには非常に問題があると、こういうことを言っておるわけですが、私は、この問題は、これはいまさら議論するまでもなく、明確じゃないかと思うんです。どうもその点大臣の答弁は、先般来、非常に奥野さんだから奥歯にものをはさまるはずはないんですけど、何かやっぱ奥歯にこのものがはさまったようになつて答弁されておる。これは言うまでもなく、県費負担教職員の身分は、市町村の公務員であり、したがって、市町村の教育事務の執行機関である市町村の教育委員会の職務上の命令に服し、その勤務に服することは言うまでもございません。また、これらの教職員の服務状態がどうかあるかの監督は、市町村教育委員会の行なうところであるというところは、これは四十三条を照らしても明確でございます。しかし本条が、これら教職員のいわゆる人事権を都道府県委員会に行なわせるにしたいのは、人事交流の円滑をはかり、かつ、給与負担団体であるという

財政的な立場を考慮したものであるというふうに考えるのが、これはこの法の解釈の常識だと思ふんです。だから、都道府県教育委員会が任命権者であるからといって、教職員に対し、職務命令を発したり、監督したりするものでないということはどういうことか、これは明白でございます。

都道府県教育委員会の右のような地位から、服務の監督者としての意見を人事権に反映させるために、市町村教育委員会に内申権を認めたとした、私は解すべきだと思ふんです。だいたひしますれば、人事権の発動の要否及びその内容は、まず市町村教育委員会の判断に属せしめたものと解すべきであり、ただ、都道府県教育委員会は、右の人事交流の円滑化及び財政的立場等より修正ができる立場にあると考えるのが妥当だと思ふんです。

そこで、まず、市町村委員会の内申がないのに、都道府県教育委員会は人事権を発動することができるとどうかという問題になります。私は、先ほどこの立法審議過程におきますところの委員会におけるところの質疑の内容、こういうことから考へまして、さらにはまた、本文の文脈上から見ますれば、市町村委員会の内申なくしては、都道府県教育委員会は人事権を行使することはできないと解するものがこれは当然だと思ふんです。何となれば、一般に法令上「何々をまつて」というようなときは、その前提となるところの行為がなければ、次の行為は行なえないという場合にこれは使われておる。たとえば刑法百三十五条は「本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス」として、いわゆる親告罪である旨を規定しておられます。親告罪は公訴の提起に、告訴のあることを必要とするところの犯罪であり、告訴することのできる者が、なかなか告訴しないからといって、檢察官は公訴を提起することとはできないのである。もし告訴がないのに公訴を提起すれば、それは無効であり、公訴棄却の判決が出るのは、刑法法の三百三十八条四号に照らししても明らかなんです。このように「まつて」という用語は、刑法第百八十条、第二百二十九条、第二百三十二条及び第二百六十四条などにみられます。

また「請求を待つて」という用語は、刑法第九十二条及び刑法の第二百三十七條第三項に「告訴を待つて」という用語は、独禁法第九十六条第一項に、それぞれ使われているけれども、いま申し上げたような意味合いに解するのが、「待つて」というのはこれは常識なんです。法律解釈として、それだけに、本条の場合も私が先般来申し上げてまいりますように、従来の用語と異なるところのものの特例使用というのではないと思ふ。本条だけ、本文だけ別の用語を使うとするならば、これはおかしいと言わざるを得ない。そういうことを考へてみますれば、この「待つて」ということばが明確にある以上は、これは市町村教育委員会の内申なくしては、都道府県教育委員会は、県費負担教職員の人事権を行使することはできないと解するのが、私は、当然の解釈だと思ふんです。この点、私はやはり参議院の法制局長に、このことについて法律解釈上どうなのか、具体的な事例というその具体的な問題は別にいたしまして、この法律の一般的な解釈として、私は、やはりこのことが他の法律の面から見ても正しいと思ふんですが、その点どうお考えになりますか、まずお聞かせ願ひたい。

○法制局長(今枝常男君) いまここに書かれてございます解釈論につきましては、一般的な法律論といたしましては、特に申し上げなければならぬような問題点はないように思ひます。つまり率直に申し上げて、きわめて普通の法律論的解釈といたしまして、こういう理論の立て方が特別に問題になるような点はないのではないかと感じておるわけでございます。ただ、きわめて異例な事例につきまして、どのような考へが出てくるべきかということにつきましては、私自身も結論に至っておりませんが、ここに書いてありますことそれ自体といたしましては、ただいま申し上げるようなことでございます。

○宮之原貞光君 それでは私は、法制局長官も来ておられますけれども、この間の委員会の何か答弁をお聞きいたしますと、まだ明確に法制局自体としても結論は得ておられない、しかし、その当時としては予想されなかったところの問題が起きたので云々というふうなことで、ちょうど文部大臣と同じような解釈の幅をあたかも持つておられるようなお話だったので、少なくとも、私は法律の解釈に、また、自分たちのある一つの意図のもとに、これが拡大されて解釈されたりするということになると、法の乱用だと、こう言われても私はしかたないと思ふ。しかも、異例のこととは何ぞやということになると非常に問題になる。ちょうど私、法制局長官がこられる前後でございましたけれども、いわゆるこの法律案が参議院で審議をされるところの過程の質疑応答のことについて、若干申し上げたわけですが、すでにそのときにも、もしかりに内申がなければどうするんだ、こういう詰めに對して、いやそれは内申がなければこれはできないんですという当時のことは明確にしておるということがあつたんです。私は、やはりそういうような点等から見て、この面の解釈は当然じゃないか、こう思つております。また、法制局長のおっしゃった点も私は全く私の見解と同じだと、こう思ふんです。したがって、まだ結論が出されてないとするならば、この点をも十分踏まえて、慎重にやはりこの問題は検討してもらわなければ、いたずらに私は事態を混乱させるだけにすぎない。また行政の先ばしりだといわれてもこれはもう言ひわけつかぬと思ひますから、その点ひとつ慎重に検討しておきたいと思ひますが、いかがですか、法制局長官。

○政府委員(吉國一郎君) 先般、四月二十五日の本委員会におきまして、加藤委員の御質疑に對してお答え申し上げましたとおりでございますが、基本的な立場を申し上げますと、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、市町村の行なう義務教育等につきまして都道府県の教育委員会と市町村の教育委員会とが協働関係——コーペレーションと申しますか、協働関係に立つて教育

行政を全うすることをたてまえとしてゐるものと考えております。県費負担教職員に関する都道府県教育委員会の任命権の行使について、市町村の教育委員会の内申の制度もこのような趣旨のものとして、つまり、都道府県の委員会と市町村の委員会とが協働関係に立っているという趣旨のものとして理解されなければならないと思います。都道府県の教育委員会が任命権を行使するに当たりまして、この法律の二十八条の規定によりまして、市町村教育委員会の内申をまつて行なうべき問題であることは言うまでもないところでございますけれども、合理的な理由がないのに、市町村の教育委員会が内申をしないような場合について、いかなる場合においても都道府県の教育委員会は一切行動ができないうと、任命権を行使できないという趣旨のものであるとは解されないというものが基本的な考え方でございます。で、この点、先般も申し上げましたが、文部大臣からことしの二月ごろ非公式に御相談がございまして、そのときに私が申しましたのは、この二十八条の趣旨というものは、市町村の設置する学校に勤務する県費負担教職員の人事行政について、都道府県の教育委員会と市町村の教育委員会とが協働関係に立つて円滑な行政を全うするという趣旨のものであって、合理的な理由がないのに、市町村の教育委員会が現実に内申をしないという場合には、いかなる場合でも都道府県の教育委員会は一切任命権を行使できないと解されないのではないか、そういう考え方があり得るということを文部大臣に申し上げたと記憶いたしております。で、そういう考え方を文部大臣が、文部大臣なりに表現をされたものであらうと思ひます。この点については、その後も、事務局から非公式に何回か相談があり、なお検討しているところでございますが、私どもの考えておりますのは、都道府県の教育委員会は市町村の教育委員会に対して具体的な任免の内容、進退の内容を示して一定の期限を限つて内申を求めることは当然法律上許されると思ひます。その一定の案を示して内申を求めた場合に、市町村の

教育委員会はこの法律のたてまえから申しますならば、右の求めに応じて内申をするか、あるいはその求めを拒否して内申をしないかのいずれかの措置をとる義務があるであらうと思ひます。その内容を是とする内申を出すか、あるいはその内容を否とする内申を出すか、いずれかの措置をとるべき義務があるのではないかと、そのような市町村教育委員会の措置は、明示の手段によることは、これは当然原則であらうと思ひます。しかし、黙示の手段によつて市町村教育委員会が意思を表明することもまた否認されないところではないか。したがつて、市町村教育委員会が明示の手段によつて措置をとつていないからといって、すべて何らの内申もなされてないといふと解されなければならないというのは、やや問題ではないだらうかというように考え方があり得るということを文部大臣に申したようなことでございます。

で、この法律は、先ほど申し上げましたように、県費負担教職員の人事行政を全うするために、都道府県の委員会と市町村の委員会とが互いに一定の職務権限を与えられて、相互に相協力して人事行政を正々に行なうということを所期するものでございまして、都道府県教育委員会の職務権限の執行についても正しく行なわれることは望ましいし、望んでおりますし、市町村の教育委員会もその与えられた職務、権限を法律の所期するよう法律のたてまえとして当然であると思ひます。そのようなことを法律は前提をいたしまして、「内申をまつて」行なうという三十八条の規定ができておることは、これは申すまでもないと思ひます。そのような意味で、法律の予想をしないような事態ではないかというのを申し上げましたわけでございます。私も、詳しい事情は存じませんけれども、最近のような事情が特に取り立てて予想されないような事態と申したわけではございませんので、法律では都道府県教育委員会なり市町村の教育委員会がそれぞれ職分を充てられておる、その職分が完全に履行され、実施されるというた

てまえて法律の全体の仕組みができてゐるのであつて、そのある特定の行政機関が与えられた職責なり職分なりを実施しないという場合にどうなるかというところは、法律の上では出てこない問題で、それは予想してないんだということを申し上げただけでございます。まあいづれにいたしましても、非常にむづかしい問題でございますので、なおよく検討をいたすつもりでございますが、法律制定当時の国会における議論も十分に踏まえましてやつてまいりたいと思ひます。

なお、先ほどお示しのごさしました解釈について、参議院の法制局長から、一般論としてはそのとおりであると言われました。私も、一般論としてはそうだと思いますが、ただ刑法の親告罪の規定について、「告訴ヲ待テ之ヲ論ス」という問題とこの三十八条に「市町村委員会の内申をまつて、」行なうという、同じ「まつて」という規定でございまして、けれども、親告罪の場合の「告訴ヲ待テ之ヲ論ス」ということは、その告訴がなければ公訴は行なわれないという絶対的な要件として考えられたものでございまして、その親告罪としての告訴がなければ、これはいわば刑事訴訟の手續にのらないように考えてそういうふうにつくつたものでございまして、必ず犯罪があれば、この親告罪の対象になつてゐるような犯罪について必ず罰すべきであるというふうなたてまえでございまして、この本条の「三十八条の「まつて、」同じ「まつて」という字を使つておられますけれども、先ほど申し上げましたように、この法律全体が都道府県教育委員会と市町村の教育委員会との協働関係の上に法律の全体の仕組みが成つてゐるというところについては、刑法の親告罪の規定とはおのずから違ふものがあるのではないかと、このことを申し上げておきたいと思ひます。

なお、よく十分に検討いたしましたして、適正な結論を出すように努力をいたしたいと思ひます。

○宮之原貞光君 私はおかしいと思ふのですが、最後から言いますと、「まつて」というのが、この法律の同じ用語で、この「まつて」と、あの「まつて」と違ふんだつて、そういうことがありますが、あなた法律の専門家で、私らしうとなんだけれどもね。同じ「まつて」というものの使ひ方、法律用語というのは一語一語厳密にさせてゐるんでしょ。それならばあなたがおっしゃつたやうな解釈のある、他の法律にまつてというものがあつたおつしやつたやうに使われている事例があるのですか、法律が。——ちよつと待つて下さい。非常に私は、法制局長官ともあらう者が、——大体、法制局長官になりや、次は最高裁の判事になるといふやうだけれどもね。ちよつと、私は、これはひと過ぎると思ふのですよ、これは「まつて」というものが、親告罪、刑法のものがあつたけれども、刑事訴訟法はあるけれども、このほうはまた解釈が違ふんだというやうな、ここが私は全くおかしいと思ふ。あまり自分のところ、どこかに有利なやうな解釈だと、こつと言つたつて、これはしかたないと思ふのですよ。それとも一つ、あなたは、合理的理由がないのに云々と、しきりにこつおつしやつてゐますが、ものにはみなすべつてやつぱり理由があるんですよ。合理的理由かどうかというののはだれが判断するんですか、そんなもの。市町村教育委員会がいろいろな問題について合理的にこれはノーと、こつきめたものを県の教育委員会なり中央が、それはイエスと、こつきめた場合には一体どこに合理的な云々という判断の要素があるんですか。少なくともこの法律が、任命権が県に移つたけれども、市町村の教育委員会は、その身分は市町村に属しておいてそこで自主性があるんだと。教育というものは、地域住民に密着したものをまつて行なわなければならないというこの法の精神からいふならば、これはやはり市町村教育委員会が主体にならなければならぬんですよ。それを合理的な理由、合理的な理由云々と、こつおつしやつてゐますが、一体、その合理的という判断は、あなたが合理的だと判断するのが正しいのか、市町村委員会が合理的な判断する云々というところで、これはやつぱり

比重の置き方が違ってくるんですよ。これは違反有理ということばもあるぐらいいに、やはりそれはそれなりの理由があるから内申がでない、内申をしないということが出てくるんですよ。だからこそ、あなたは法律が予想しない限り云々と、こゝおっしゃいましたけれども、先ほども私が制定当時の問題でも申し上げたように、何回もしつこく当時の緑風風会所属の高橋さんからそれを聞かれておる。いわゆる人事の交流に円滑を失するとか、全体の公平を失するというようなこともあり得るんで、一体それでも、そういうときでも、この内申がなければだめなんですかと、こゝ詰めておる。それに対して、緒方初中局長あたりも明確に言っておるでしょう。「しかし、まあ万やむを得ない場合には、その内申と違つた結果も出てくるかと思うのでございまして、その場合には、やはり県に権限もございまして、その権限によつて行ふこと」があり得る。「しかし内申がなければ、任命権の発動は」云々と。これはその後の文部省の通達と同じ解釈になつてゐるんです。内申が出された場合に、内申をたとへば市町村の教育委員会がこれはAと判断したときに県の教育委員会がBだと判断して、B云々というかつこうでやるということには、これはしかたがありません。しかしながら内申そのものがないということについては、これは絶対だめなんですかと、そうすると、こゝ言ひ切つておるんですよ。これがあなた、法制定当時のこれは質疑の中身なんです。一番あの乱闘国会といわれたところの国会でこれぐらゐ大きな政治問題になつた法律はなかった。そういう法律に対して、一番のやはこの法律案のよさはこゝなんだという説明を当時の清瀬文部大臣もやつておつたんですよ。それがあなた先ほど言われたような解釈でもつてひん曲げることができるとするならば、もうこれは、すでに立法法当時の精神をこれは法制局長官みずからこれは否定をしておるということにも私はなりかねないと思つておるんですよ。したがつて、法の予想しなかつた事態で質疑されておるんですよ。これは、明確に、そ

うことを私はおっしゃつたつてこれはだめだ、この点は。それでなければ私はやっぱり申し上げておきますよ。それは皆さんいろいろ慎重に検討しますというから、私はこゝで最後のとどめしようと思ひませんけれども、少なくとも、それぐらゐの問題のあるところの問題なんですから、それをいやあの当時は予想しなかつたんだと、これでは納得できませんよ。これだけは申し上げておきます。

○小林武君 ちよつと関連。

いままでの議論のところは、ばくは重複はしない。あなた、この教育委員会法が出されたとき何をしておつたか知りませんが、法律家だからおそろくそのことについてはいろいろ検討もしておつたし、興味も持つておつたと思つておる。これは、当時のことを考えますと、地方教育委員会に所屬する人たちが、どういふことを一休心配しておつたか、これは教師の方も心配した、それから事実教育委員会に籍を置いてゐる人たち、いわゆる教育委員だ、地方教育委員がどういふことを心配してゐたか、その心配の結果が先ほどの来のような質疑に出てきてゐるわけですよ。そのことをあなたがよく知らないという、これはもう全然法律解釈としては上つたものだと思ふ。私は、こゝで当時の全国地方教育委員会連絡協議会事務局局長の発言をこの本の中に載録してありますから申し上げます、「市町村教育委員会がその人事の一切を管理することが当然で、特に新法で教職員の分限と服務を分離し、その服務の面だけを市町村委員会に行わせる」といふことは、その運営に円滑を欠き、さらにこれがために他の不当な支配も加わるおそれもある教育行政の効率をあげることは望み得ない。ひいて教育はいしよくし、その向上は期し得られないであらう。」といふ、こゝいうあれを出してゐる。このことが非常に深刻になつたから先ほど来、官之原委員からも話がありましたけれども、この法律案ほど、教育問題で騒ぎが大きくなつた問題はないわけだ、そういう問題が出てきたから、清瀬文部大臣の、も

うこれはやりませんと、こゝはつきりした、緒方さんも、そのときにはつきりした答弁をしておるわけですよ。私は、このことについてちよつともう一つだけ付け加えておきますと、この教育委員会制度で一番大事なことは何かといふことをこの人が言つてゐる。これは「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」といふ自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達することを目的とする。」といふこの行き方を非常にこの人は尊重してゐる。この崇高な目的を一体やるにはどうしたらいいかといつたら、任命制ではだめなんだといふことを言つてゐるのですよ。公選制をやめよう、こゝいうことについて猛烈な反対の意思表示してゐるわけですよ。こゝいうたてまえに立つて議論された問題を、先ほど来からいろいろ申し述べられてゐるうちに、ああいうのはつきりした態度を出さなければならなかつたのは、こゝいう背景があつたのだ、どうしても通してもらいたいといふことを言いたいために、先ほどの約束をやつたのだ、だから當時を知らないで現在の一体法律解釈をやるなんというこゝは、法律の専門家であらうが何であらうが、法律の専門家よりも教育の専門家のほうがもつと発言権がある、この点では、この点のあれを欠いていまこゝになつてからいいかげんな解釈をして、教育を混乱に導くようなことはやめてもらいたいと思ふ。

それから、合理的理由がないなどといふのはどういふことだろう、物理的の何とかなといふのは、これは文部大臣かね。物理的といふのは、どういふことを言うのかね。教育委員会が何か暴力をあつたか、おどかされて、そして何か結論出さなかつたか、こゝいうのですか。この委員会のこの内申を行なうといふことは、簡単な手続じゃないといふことはいまさら言うまでもない、三十八条を見ればわかるでしょう。教育長の助言によつて前項の内申を行なうものだ、委員会を開いて教育

長の助言があつて、その中で内申しないという決定がなされたら、これ、一体これに対してなぜ服していかなければならぬのか。何でもかんでも一体内申をやつてないとは言ひやしない。ほとんどのものはちゃんと残念ながら、こゝいうつまらぬものをつくつたから、それだから行なわれてゐる。文部大臣がそのうちの何はかの、何千分の一か何かの問題を取り上げて、その内申があれだから教育委員会の法制定の際の意思を曲げてやるといふような考え方は、これはもう暴力だとはおもう。まあお二人のひとつ御意見、答弁をいただきたい。特に法制局長官のいまのあれは、ばくは大いに不満がある。

○国務大臣(奥野誠亮君) 法の精神、これは常に尊重するように努力をしていかなきゃならぬ、これはもうたびたび繰り返して申し上げてゐる通りでございます。また、法制定当時の議論も、私もそのとおりだと、こゝ考へてゐるわけでございます。ただ問題は、予想されなような事態が起つたといふ意味において、物理的な圧力といひましたか、何か先ほどさういふ表現を使つたことについて、小林委員からいまそれはどういふことを意味するののかといふ御指摘があつたわけでございます。他の市町村教育委員会からは、とつくの昔に内申が来ている、しかし、若千の市町村の委員会だけが内申をどうしても出さない、繰り返して都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間で話し合ひが進められると、こゝいう事態があるわけでありまして。こゝいうところでは、御承知のように、校長さんが市町村教育委員会に意見の申し出をする。その意見の申し出をすべきでないといふことで、学校の先生方が校長先生に圧力をかけておられる、こゝいう事例がございまして、また、市町村の教育委員会に対して、組合として、内申をすべきでないといふことにつきまして、かなり激しい圧力が加えられるといふような事態もあるわけでございます。こゝいう事態をさして申し上げたわけでございますけれども、こゝいう事態は好ましいことではないわけでございます。

ぜひそういう事態がないように、お互いに理解し合えるような態勢をつくりあげていくということが、これはもうより以上に基本的な課題だろう。こういう考え方を持っているわけでございます。ただ不幸にして、一部の市町村の教育委員会だけが、幾ら督促しても内申がなかった場合にどうするんだろうかと、その場合でも、法の適正な運営が阻害されてしまふべきだと、こういう結論になるのかというようになりますと、問題がございします。先ほど来お答えしておるようなことを申し上げているわけでございます。なお、十分に詰めていきたいと思っております。

○政府委員(吉國一郎君) 一つは、先ほど合理的な理由がないのにと申し上げましたが、その合理的な理由は、だれが判定するのか。これはもちろん客観的に合理的と認められるような理由というふうなつもりで申し上げたわけでございまして、都道府県教育委員会なり市町村教育委員会なりが、それぞれがこれは合理的な理由だと判定するだけでは足りませんので、客観的な事象として合理的と認められなければならないんだということをお願いいたします。

それから、制定当時の事情について知っていないのではないかといいてございします。私も昭和三十一年当時は、法制局参事官をいたしておりました。当時第三部に勤務をいたしておりましたので、直接本件には参与をいたしておりませんでしたけれども、非常に当時、国会提案に至るまでも法制局の内部におきまして、いろいろ議論があつたという問題もいろいろ検討したという記憶を持っております。その意味で、制定当時の事情についても、今後なお十分に調べて、それを踏まえて検討を進めてまいりたいと思っております。

○宮之原貞光君 長官もお聞きだと思ひますけれども、この問題は、いわゆる常識論では私はやっぱり解釈してもらつては困ると思ひます。これぐらいやっぱり乱闘国会という国会を巻き起こしたぐらいに、大きな日本の教育上の大問題になり、

そういう国会の中で明確に答弁をしたこの趣旨といふものは、これは生かされなきゃならぬのですよ。それを、いかに情勢が変わつたからといって、時の政治権力がかつてに解釈した云々ということ、私は、それこそ立法府のコントロールを離れた行政府の行政権の行き過ぎだと言われてもこれは言い過ぎでないと思ひます。それぐらいに、私はこの問題きわめて大事な問題だと思ひます。だからこそ、これは先般来しつこいほど私はこの点を確かめておるわけです。幸い大臣のほうからは、一応自分の考えはそうだったけれども、いろいろ意見を踏まえて、慎重に検討したいという御答弁でございしますから、私はこれ以上皆さんとこれをやってみなつて、これはおたく自体がまだ検討したいと言ふのだから、だから議論にはならないと思ひますけれども、いま私どもが主張したところの点を十二分に踏まえて、十分検討してもらいたいと思ひます。

それで、先ほどもちよつとお尋ねしたのですけれども、大臣、あれですか、十二分に検討いたしました、はい、といつて、国会終つたあとにたんに解釈を出すというふうなことはならぬでしようね。少なくとも、私は、皆さんがこの問題についてものの一つの結論を得られたら、やっぱりこの委員会でも一回議論するぐらいの時間的余裕があつてしかるべきだと思ひますが、その点はいかがでしよう。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほど私としては、できる限り早く結論を出すべきだと、こう思つていふことにつきました。この国会が済んだら出すのかとか、あるいは参議院選挙後になるのかというふうな式のお話でございしたので、当委員会の御意見のありますところをお教をいたしたい、十分尊重してまいりたいと思ひます。

○加瀬完君 関連。御検討していただく前に、いま御決断をいただけない点について、法律の解釈に錯誤があるんじゃないかというふうに私は判断する。これは法制局長官に伺ひますが、適正配置が理由ならば、都道府県教委は一切の人事をして

もいいという根拠は何にもないんじゃないか。第二は、地方公務員法の分限規定は教職員の場合にもそのまま適用されるのではないか。それから人事異動において、本人の意に反して行なうことが地方公務員法上できるか、こういう解釈が私は確定しておらないように感じられてならない。

それから、大臣がたびたび御説明になつておりますけれども、さつき法制局長官は、協働関係だと言つた。そこで、通例、異動といふものは、都道府県教委と地方教委との間で話し合いがついて、協働意思が固まつて、その原則に従つて異動といふのが行なわれるといふのが通例であります。したがつて、それに反するやうなところ、あるいは地方教委の意向といふものを何にもそんなくしないで一方的に都道府県教委が人事異動をしていふやうな場合は、これに対して反対をする自由といふのは当然地方教委にある。したがつて内申も、そういう行政的な内申を出せと言つたつて、内申を出さないといふ場合も、当然法律的にこれは地方教委の権限として留保されるべき問題だ。

それから、校長の問題が出現しましたが、本人の意が十分具申されるやうな形でなくて、地方公務員法で保障されている本人の意思を無視して校長が具申をするといふ場合は、その具申に対して校長に反省を促すことは当然であります。そういう具申といふものを、地方教委がチェックするといふこともこれは当然であります。具体的に一つ一つの例を見なければ、ただ県教委に内申がないから、その内申のないのはけしからぬという判断は下せないんじゃないか。しかも、小林委員からの御指摘もありましたけれども、昭和三十一年の九月十日の文部省の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の全面的施行について」という通達には、「都道府県教育委員会は市町村教育委員会の内申をまたずに県費負担教職員の任免その他の進退を行うことはできないこと。」という通達を出しているわけですね。これは変わつておりますか。これは訂正されておりますか。訂正されておらないとすれば、内申のいかんといふことを理由にして、一方

的に人事権が都道府県教委だけで運用することができるといふ解釈は成り立たないんじゃないかと思ひますが、これらは法制局長官も、私の前に指摘をされた法解釈等とあわせて、どうもそれらの前提になる法解釈といふものが明確でないために、法律解釈をすべきものが、何か行政的な便宜解釈のように出しているといふふうに、これは議論になりますけれども、私には考えられてならない。これらをひとつ明確にお願いします。

○國務大臣(奥野誠亮君) 通達の話が出ましたので、先に私からお答えをさせていただきます。実は、この問題につきましても、何回かすでに議論があつたのでございします。あくまでもその精神で進んでいかなくやならない。その考え方は一つもくずしておりません。こう申し上げてまいつてきておるわけでございします。全く予想しないやうな常識外の事態が出てきた場合に、どうするかといふことが今日の課題になつておるわけでございまして、したがつて、異例な法の予想をしないやうな事態が起こつた場合に、都道府県が適正に責任を負えなくてよろしいかどうか、たとえば、内申の出でなかつた地域だけについて、いろいろな仕事をしておこなつた地域だけについて、それが都道府県に責任を適正に行なえるといふたてまえで法律ができていふと思ひますので、その場合にもやむを得ないんじゃないかと、言ひつぱなしにできるのかどうか、そこが問題だといふことで、いろいろ御議論いただいていふところでございします。

○政府委員(吉國一郎君) 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との協働関係と先ほどさういふやうなことを使つて説明を申し上げましたけれども、そのものは、第三十七条で「市町村立学校教職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する。」といひましたけれども、その何と申しますか、教職員の給与費が非常に膨大な額にのぼつてそれを個々の市町村に負担させることは市町村財政の上から言つて、あるいは広く地方財政の正々たる運営の

意味からいって適當ではないということと都道府県が負担することにさせますとともに、その人事行政の何と申しますか、市町村立学校の教職員の身分は、市町村の職員として原則としては市町村に属せしめて、その何と申しますか、地域社会と教職員との密接な関連というものは保持させながら、他方広く都道府県内における交流の道を開いて人事行政の適正をはからうという趣旨に出たものであると思います。そのような趣旨を受けまして第三十八条は県費負担の教職員の任命権は都道府県の教育委員会に属することにいたしましたけれども、これらの教職員は市町村に現実に勤務をしているわけでございまして、市町村委員会の管理のもとに教職員の職務を行なっている、特に服務の監督については、第四十三条第一項で「市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。」、そういうような体制になっておることもあわせて考えまして、市町村立学校の教職員の任命権については、都道府県の委員会と市町村の委員会との両方の法律に定められた職分をそれぞれ適正に行なうことによつて任命権が行なわれるんだという意味を協調関係ということであらわしたつもりでございます。したがって、都道府県委員会だけの意思によつて、あるいは市町村委員会だけの意思によつてこの人事行政が行なわれることは全く法律の予期するところではございません。御指摘のように、都道府県の委員会と市町村の委員会との意思がその間にいろいろ融合をして、もつとも原則としては、両方の意思に基づいて任命権が行使されるということが法律の所期するところであることは言うまでもございません。ただ、完全に意思の合致がなければいけないかということになりますと、「内申をまつて」ということからいって、従来の解釈でいたしまして、都道府県の委員会が市町村の内申と場合によつては違ふような運営を行なうこともあり得るけれども、市町村の委員会の意思の表明を待つことなしに行なうことは原則としては許されないというのが従来の解釈であつたのだらうと思います。そこで、その市町

村委員会の「内申をまつて」ということで、その内申が具体的明示の内申として出てこない場合に、すべて内申がないものとして、内申がなければ行政は行なえないというふうにするすべての場合に断じなければならぬかというところが問題でございまして、その点について、その場合の事情のいかんによつては黙示的に市町村の教育委員会がある意思を表示したと考えられる場合もあるのではないだろうかということを検討をしているというところを申し上げておるわけでございまして、市町村の教育委員会の内申がなくても何でもできるんだなんてことは全く申し上げておりません。文部大臣も、そんなことを言われたわけはないのでございまして、そういうことを先般の四月二十五日の委員会でも申し上げたつもりでございます。先ほど来も申し上げたつもりでございます。○加瀬完君 その原則論はあなた方もお認めになつてゐる。しかし、ある一定の条件、一定の場合、内申を待たずに都道府県教委が人事異動などの任免権を有すると、場合もあるというところは、この法律上は読みとれないという点を私も指摘してゐるんですよ。と言いますのは、「内申をまつて」というのは法律的要件になつてゐるんですよ。この法律的要件が整わない場合は、理由のいかんにかかわらず都道府県教委が人事権を行使するわけにはいかない。あなたのほうも協調関係にあると言つたんだから十分話し合ひもできるし、折衝もできる、そういう結論は内申を待つという形を取りつけない限りや動いては行けませんぞというのが、この法律の趣旨の当時の説明でもありまして、当然の解釈であらうと、私も指摘をしてゐるわけなんです。適正配置が理由なら何でもやつてもいいという権限を、この法律どこにも書いてない、あくまでも内申を待つということになつてゐる。なぜ、そういうふうにするおに立法当時の想定されたもろの心配を踏まえてのこれは決定であります。そういう文部省も、あるいは中央教育委員会に示達をしてゐるわけですから、そのとおり間違ひございせん、私どもの

前に出した示達のとおりですと言つてどこが悪い。悪いところ一つもないじゃないですか。それから、身分は市町村職員ですよ、義務制の公立学校の職員は。したがうして、市町村の意思というものが基本になるわけですよ。しかし、人事異動その他の関係から、あなた方の説明するようない人事権が都道府県に移されたという形になつてゐますけれども、内申を出さないというところがもしあつたら、内申を出さない理由が地方教委に当然あるべきで、どういふわけかということとを都道府県教委が十分内容を話し合つて問題の解決に当たるべきで、そういう事情があるならば、これは一方的にやつていいと、そういうふうに読み取つてはいけないう解釈だつた、いままでそこを確認してもらわなければ、どうも行政便宜的な解釈だとか受け取れない、法律的解釈にならない。いまの法律というものを読み取る場合は、私も指摘したとおり読み取る以外に読み取る方法がない。こういうことを法制局長官は明確にしていただきたいのです。行政のいろいろもろの起り得るから起り得ないかわからないようなことを予想して、こういう場合、場合ということを解釈する必要はごうもない、法律の解釈を真当からしてくれりやそれでいいことなんです。○政府委員(吉國一郎君) 都道府県の委員会と市町村の委員会とが相互に意思を疎通し合つて、そこにその意思の合致を待つて初めて市町村立学校の教職員の人事行政と申しますか、任命権が行なわれるということ、これは理想の姿でございまして、その意思の合致がなくても……「それは当然だよ」「法の精神がそうなんだよ」と呼ぶ者あり。意思の合致と申し上げました。したがって、意思が合致しない場合におきましても、市町村の委員会の内申があつて、その内申と都道府県の委員会の内申とが合致しない場合は適正ではない、適正ではないと考えた場合に、これはもう非常に限定された場合でございまして、その場合でも内申にすべて拘束されるものではない。これは従来ともそういう解釈になつております。したがつて、

先ほど申し上げましたように、両方の意思が合致して、その意思の合致したところによつて行なわれることが法の理想とするところである、この立言は間違ひないと思ひます。その理想の次の段階で内申が行なわれた。ところが市町村の内申の内容については、都道府県の委員会としてはどうしても納得することができない。その場合に、いろいろお話がございまして、両方で意思を疎通し合つて、都道府県としてはこう考える、いや市町村としては、こういう事情があるんだというところをお互いにいろいろ話し合つて、できるだけ意思の疎通をはかるというところは、これはもう法の何と申しますか、期待しているところであると思ひます。その意味で、都道府県の委員会から一定の内容を具した内申の案と申しますか、人事行政の案を示しまして、市町村の教育委員会に都道府県としてはこういうふうな、これこれの人事行政を執行してまいりたいということをお示すんだらうと思ひます。それに対して、市町村の教育委員会が、これはこれでこういう事情があつてくだらうということになれば、おのずからそこに一定の都道府県委員会としてとるべき方向が示されるわけでございまして、その場合に、市町村の委員会が何らの意思を表示しない、法律的には内申をしないという場合に、どうなるかというところが問題でございまして、で、全くそういうような行動も何らなしに都道府県の委員会というものはここに存在してございまして、市町村の委員会がある。で、普通の姿は、市町村の委員会からこちらの方に内申が出てきて、その内申の内容を十分審査した上で都道府県が任命権を發動するというのが普通の姿でございまして、今回の場合は、都道府県の意思はあらかじめ市町村の委員会に対して表示をされてゐる。その表示をされた都道府県の案、都道府県の委員会の意思に對して市町村の委員会がおのずから何らかの反応をされるはずである。その反応をされない場合に、その姿が明示の内申ではないにしても、黙示の内申として法律上評価し得る、価値判断し得る場合

があり得るのではないかと、おそろく、文部大臣もそういう方をされたかどうかかわかりませんが、たゞいま問題になっているところでございます。それでは、どういふ場合にそういうふうな考えられるか。前後の事情等いろいろ検討しなきゃならないと思いますが、そういうふうな余地があり得るかどうかに、このことについて検討するといふ意味でございます。都道府県の委員会がここに存在をし、市町村の委員会もここに存在をし、市町村の委員会が内申をして、その内申に対して、都道府県の委員会が任命権を行使する。これはもう通常の姿、当然法の予想する姿でございます。その次の姿として、都道府県の委員会が内申の案として一定の人事行政の案を示すと、その示したものに對して、市町村の委員会が反応して一定の意思を表示する。そこで初めて都道府県の委員会が行動をする。これは第二の姿で、そういうふうな姿もあり得ないのかどうか。市町村の委員会に對して都道府県の委員会が任命権の行使のしかた、つまり一定の人事行政をこういふような姿で行ないたいといふことを表示して、これに對して反応を求めた場合に、反応がない、明示の反応がないという場合に、全く内申がないとして取り扱ふのは普通だろうと思ひますけれども、その特別の事情があつた場合に、それを明示の内申、法律では明示の意思表示、明示の意思表示といふことを申しますが、その明示の意思表示がなくても、明示の意思表示として価値評価し得る場合があるのではないかと、このことを目下検討中であるといふ趣旨でございます。

○委員長(世耕政隆君) ちよつと関連質問ですが、あなたの後ほどの質問時間がございますから、できれば、では簡潔に、これで終わりにしてくだい。

○加瀬完君 地方教育委員会というものをつくるときに、地方教育委員会は十分当事者能力ありといふ、そういう前提でつくられた。したがつて、教育長一人じやない、数人いるわけです。その数人の者があなたの方がいま指摘するようなそんな無

能力な態様で過ごすといふことはあり得ない。それから、黙示の内申の正確度といふことをどうして判定することができまスカ。こんないいかげんなことは許されませんよ。教育委員会の存在といふものは認められたのですから、教育委員会の与えられた権限といふものを十分そんたくするといふ立場に立たなければおかしい。都道府県教育委員会が上位であるので能力者で、地方教育委員会が下位であるので無能力者だ、こういう前提を下したとすれば、これは侮辱です。

○宮之原貞光君 この問題、いろいろ議論をしてきましたが、どうも法制局長官の説明を聞けば聞くほどだんだんだんだんおかしくなるようなことで、慎重に検討したいと言ふから、私はまた慎重に検討されるのかと思ふと、一生懸命自説を固持されておるわけなんだね。何かことばだけは慎重に検討しますと言つていて、われわれの話は聞く耳を持たないといふものか、だんだん話が黙示の内申権といつて明治憲法にあつたといふ話ですが、明治憲法のもので持ち出されて、あの時代のもので持ち出されたのじやこれはかたがたいせんよ。そういうことだつたら、先ほどの親告罪の問題で、長官聞いておいてくだいよ。先ほどの親告罪の問題で内申を待つてといふ、その待つてもこれは同じ待つてだから、これは親告罪のやつも黙示の内申といふのがあつて、告発といふのがあつて、それでやるんだといふ形にもなりかねないですよ。だからいよいよおつておかしうでないから、大臣が慎重に検討すると言ふから、あなたといつても論争しようとは思ひやないけれども、ただ、私は大臣が先ほどもおつたやうに、当委員会のものもろの意見も今後聞きながら慎重に結論を出したいと、こつおつしやるから、文字どおりそれならば、そのようにひとつ当委員会の意見を聞きながら慎重に結論を出していただくと思ふのです。ただ、その場合にも申し上げておきますけれども、先ほど来も言つたことですが、法の予想し得なかつたところの事態

が起きておると、それは内申がない場合のことなんだと、こゝ先ほど来おつしやいますけれども、何回も私も議事録を読みましたように、内申がなくてやれるんかやれぬかといふことがもうこの法案を審議するときにはやられておるのですから、そのときに、そういう場合はもうしかたがありませぬ、内申がなければやれませんといふことは明白なんですよ。したがつて、あなた方が予想し得ない云々といふ状況といふものは、当時も議論しておるんです。それは、文書を見る限りそうなんです。それから、したがつて、その点を私は踏まえていただいて、それこそ万人が納得しけるようなものにしてもらなければ、あれぐらゐ議論のあつたところの地方教育行政の地教委の自主性、主体性といふ問題がだんだん中央政府の力が強まるに従つてそれが次々はがれていくといふようなやつこゝではこれはもう困つたものといわなければならぬ。そういうところからおそろく私は法制局長官の黙示の内申といふものが出てくるかもしれぬけれども、黙示で、だまつておるのに、どこに意図があるかもわからぬのに、あれはだまつていけるけれども心の中はこうだろうといふことで自分たちは結論を出したんだといふことにもなりかねないんです、それこそ。だから、そういう世の中の一般の国民がわからぬようなことを使われないで、法どおりにひとつ慎重にやはり検討してもらいたいと、こゝいう点だけを私は申し上げて次に移りたいと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(吉國一郎君) ちよつと釈明をいたしておきますが、明示の意思表示、黙示の意思表示、明示と申しますのは、明治憲法の明治じやなしに、明らかに示すといふ字を書きまして明示の意思表示と申します。黙示といふのは、沈黙の點に示すといふ字を書いて、これは全く学問上の用語でございまして、意思表示として解釈し得る場合といふものについて明示と黙示があるといふことだけを申し上げたつもりでございます。

それから、先ほど来私が申し上げておりますのは結論を申しているわけじやございませんで、そ

ういふ方向もあり得るといふことを考へて、そこで検討しているといふことで、それでも結論が出たなんといふことはどういふことでもない。ただ、両方の考え方があり得ることは十分でございませうが、委員方がおつしやる方向とは別なこゝういふ方向もあり得るのではないかと、いふぐらゐなこと、こゝういふ考え方のことを申し上げただけでございまして、決して結論を申しているわけではございませぬ。十分に検討してまいりたいといふこととでございます。

○宮之原貞光君 長官も十分検討するといふことですから……。

それで吉國さん、それはとにかくわからぬような、黙示の内申なんて、そういう新しい、国民がわからぬようなことをひとつ解釈のあれにしないでくだいよ、それは。あんた法制局長官ですから、国民がなるほど法制局長官の判断はいいわと、納得するものを出しておいてね、ちよつと大臣が火花を打ち上げ過ぎたらブレーキかけるぐらゐにやらなければ、大臣以上にあんた教唆煽動しているみたいないままでのあれから見れば印象しか受けませぬよ。それで困りますからね。その点だけは申し上げておきます。それで長官と法制局長はこれでよろしうございますから御退席を願ひます。

次に、移りますが、私は本法案と関連をいたしまして、学校運営のあり方の問題を中心にして質問をしたいと思ふんです。

それで、まず文部大臣に聞きますがね、学校といふのは一体どういふところでしょう。大臣、どう思ひますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) どういふ角度からお答えをするかといふことでございまして、学校といふも、学校は教育を行なうところとございまして、教育を行なうについては、児童生徒の一人一人の能力、適性をできる限り伸ばしていく、伸ばすために先生方が創意くふうを尽くされるわけとございまして、こゝういふ創意くふうが潤達に尽くされるような環境をつくりあげていかなきゃならな

でございますけれども、たとえば大学における教授会というふうな意味の規定というのではないわけでございます。したがって、実質的に学校を運営する場合の意思の疎通の機関と申しますか、そこ

いう意味で、実質的に運営をされていくということとでございませう。

○宮之原貞光君 重ねて聞きますが、自主的なやつぱり運営機関であるというなら、それで一つのものの解釈が成り立つんですね。けれども、各県の学校管理規則を見てごらんないや、準則の中にいろいろな規定をいれませんか。みんなが文部省が指導してやるように、自主的にそれぞれをやつぱり学校運営が民主的に明るくできるような仕組みになっていきますか。それはどうなんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第三十三条には、「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。」というふうなことがございませう。したがって、そういうものを規定して悪いということではもちろんございませう。しかし、どうしても規定しなければいけないというふうな性格のものではないと思ひます。

○宮之原貞光君 いま、言われた地行法第三十三条の学校等の管理の問題ですね、これには「法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。」と、こうあるんですが、いまおっしゃった職員会議なり云々なるものが管理規則とか準則にあるとすれば、一体どこをこれはさすんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) いまの第三十三条の規定が根拠になるということとでございませう。

○宮之原貞光君 いや、だから、どこをさしておられるのか、職員会議とは具体的に書いてないだけだ。

○政府委員(岩間英太郎君) 組織運営その他の管理運営の基本的事項というふうなことでございませう。一応組織編制というふうなところで読んで差しつかえないと思ひます。

○宮之原貞光君 そうすると文部省の解釈も、職員会議というものは、学校運営によつてはやつぱりきわめて大事なもののだけれども、しかし、そのあり方あるいは性格づけについては、それぞれの学校にまかしてある、何もあつたから悪いということじゃないけれども、四角四面ばつて、こういうものでなければならぬという規定のしかたはちよつと問題があるとお考えなんですか、そこはどうかと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 職員会議は、たいへん重要な役割を果たしているわけでございませうが、全部が全部学校にまかしておいていいものというところではございませう。

(委員長退席、理事内藤三郎君着席)
法律上、そういうふうなものがはつきり規定をされてない、たとえば教授会のような規定がない、したがって、職員会議というものは、何ら権限を持つていないものではない、法律上の権限というものはない。したがって、教職員会議が実質的な議決権になるというふうなことで、これはもう当然あり得ないことですから。

○宮之原貞光君 そうすると、各都道府県でいわゆる管理規則なりあるいは準則にその職員会議の規定はありますか。あるいはある県、ない県とくくらの数になっていきますか。

○政府委員(岩間英太郎君) ちよつと手元に資料がございませうが、相当数の県におきまして管理規則が定められている、三分の二程度はあるんじゃないかというふうなことでございませう。

○宮之原貞光君 そうしますと、あなた方がこれサンプル示したときにやつぱりあつたんでしょが、職員会議というものは、こういうものであるべきだということだ。それまあ首ひねつておられますけれども、それ以上は申しませうかね。

各県この職員会議の準則、管理規則のあり方も非常に私はピンからキリまであるという気がして

ならぬですよ、これ。たとえば、福島県の教委の庶務規定準則十一條を見ますとこう書いてある。校長は重要事項を処理するにあつては職員会議に諮問しなければならぬ、こういうのがあつて、言うならば、重要な事項は、やつぱり職員会議の意向を聞いてやらなければならぬ、さういふこと、このことを明記してある。ところが、佐賀県の教育委員会の管理規則準則十六條を見ますと、校長は校務運営上の必要と認めるときは、職員の見解を聞くために職員会議を開くことができる云々、言うならば、職員会議というものはあつてもなくてもいいのだ、校長が必要だと思へばやるのだ、こういうものの書き方ですね。大別して、こうやっておるのですね。中には、これはまだ規則にはなつていませんけれども、静岡県の教育委員会では、職員会議禁止論を起しているんですよ。

これは静岡県の教育委員会の総務課の人が、県の教育公報に出しておるのですけれども、学校管理近代化のための一つの試みの論と、こういうかっこうで、職員会議は教育界のちよんまげであり、盲腸的な存在である、こういう職員会議などというものはおかしい、校長なりあるいは校長に任ぜられるところの人でしつぱしつときめていけばいいのだ、こういう論文が発表されておる。たぶん皆さんもお読みになつた方がいらつしやるかと思ひますが、これに至つては、先ほど大臣が答弁したところの職員会議というものは、学校運営の中で、好ましいものだ、好ましいものだということから見ると、全くもうちよんまげなことですね。こういうのを知つておられるのかおられぬか、また、知つておられるとするならば、一体こういうものの考え方、これどうお考えになつておられるのか聞きたいのですかね。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいまの論文につきましましては、私存じませうけれども、そういうふうな職員会議に対する考え方、これは当を得ないものであろうというふうな考へるわけでございませう。

それから福島県、佐賀県につきまして、規定が

異なつておるということとでございませうけれども、実質的にはやはり、学校という組織を円滑に運営し、教育の効果をあげていくためには、やはり同じような、規定のしかたは違ひましても、運営のされ方がされておるんじゃないか、また、されるべきじゃないかというふうな感じがするわけでございませう。

○宮之原貞光君 静岡の教育委員会でおられるこの議論は行き過ぎであるけれども、しかし、まあ必要と思ふなら開く程度のものぐらいいんだと、言うならば、やつぱり校長の権限というものはそんなに強いもので、校長の意思によつてみんな行なへると、こういうのがもう文部省の指導方針だと、こう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 校長はやはり権限と責任を持つておるわけでございませうから、その責任を自覚して、みづから責任をもつて学校運営に当たつていただきたいという点は、これは法律上も明らかであらうと思ひます。その場合には、職員会議というものを、どういうぐらゐに運営していくかということ、これはやはり学校という組織は、先ほど大臣から申されましたように、一丸となつてと申しますか、全員がこれで行くというふうな気魄と熱意を持つてやらなければ、住民に対するサービスというものが、十全にはいかないということとでございませうが、校長が自分一人で幾らやりましても、十人あるいは二十人、あるいは三十人の先生方の協力が得られなければ、それが住民に対するサービスに欠けるわけでございませう。校長先生の責任を果たしていると言へるかどうか、私は疑問であると思ひます。

そういう意味から申しまして、先生の意見を十分聞いたり、それから先生方に校長先生の意のあるところを十分に伝えるというふうな運営のしかた、これはぜひとも必要なことである、そういうふうな考へておるわけでございませう。

○宮之原貞光君 そうしますと、これはあとから論議しますが、法律上の問題抜きにしても、職員

私はまず、この点明確に申し上げて、さらに申し上げたいんですが、そこでもう一つ、職員会議の問題と関連して尋ねますけれども、いわゆる、現在の国立学校関係の問題、これは、まあ、筑波大学、大学の法案の中には特別引き抜いて、教授会というのは実質骨抜きにされていますけれども、少なくとも、やはり現在の国立学校におけるものは、各部の教授会というもののが相当やはり実質的にその学部運営についての権限を持ち、保障されている、法律上は。この大学教育、高等教育におけるところの職員会議のあり方というものものと、職員会議というのじやない、教授会、これは教授会といつても、その教授会にいたしても、その教授会そのものの、学部においてはそれは職員会議と普通言われてもいいぐらいの、構成員は、実際とは同じでしょう。そういうものには、こういう保障を与えて、小中学校のほうは、あなた方は二十八条をたてにするところの、あれは諮問機関なんぐらだと、特に先ほど申し上げたところの、この文部

官僚の皆さん方の指導論から見れば、非常な違いがあるんですけれども、それはどこにやっぱりその根拠があるんですか。法律上の根拠じゃないんですよ、教育のものの考え方です。もちろん、対象が児童生徒という場合と、大学の学生というのは違います。しかしながら、少なくとも常識論で考えれば、教授会なり、あるいは職員会議を構成しておるところの層というのは、やはり教育に見識を持ち、それぞれ小、中、高、大の違いはあろうとも、教育に対するところのものの考え方とは大体同じだし、学校運営に対するところのものの考え方も同じだと思うんですよ。あえて分けななきやならぬという、法律上の違いというのはどこにあると考えられますか。

○政府委員（岩間英太郎君） 端的に申しますと、やはり学問の自由というところに一番大きな根拠

があるんだというふうに考えるわけでございまして、ただ、沿革的に申しまして、大学の教授ともなれば、これはものごとの判断等につきまして、的確な判断をするだけの素養を備えておるといふような判断も、実質的にあつたかもしれません。ともかく大学の運営というのは、大学人自身がやるんだと、これが学問の自由というものを保障する一番の基本になる考え方であらうというふうなことであらうと思います。

○宮之原貞光君　そういたしますと、今度変えたところの筑波大学法からすれば、もうそういう学問の自由というのは要らないから、大体、もう学長なり、あるいは副学長というのをたくさん置いて、実質的にそれに権限を移すということになったんですか。もし、第二の理由の、的確な判断力云々ということが理由だとするならば、これは私には問題だと思つてますよ。小、中、高の先生方侮辱するもはなはだしいと言われたつてしたくないじゃありませんか。そうでしょう。なるほど一つは学問なら学問に対する、深く研究しておる、そういうものは、それは大学の教授あるでしょう。しかしながら、事、学校なり、大学という、一つの学校というものの運営の中は、これはあんだ、

大学の教授であらうと、小・中学校の先生であらうと、教育という立場から考えて、学校運営をどうするか、学部運営をどうするかというものが考えられたはずなんです。それを的確な判断力があつてということになると、裏を返せばないということになるんじゃないですか。これはあなた、小、中学校の先生方侮辱するもはなはだしと言われてもしかたないじゃないですか、どうなんですか、その点は。

○政府委員 岩間英太郎君 私は沿革を申し上げたわけでございまして、新しい学制のもとに、明治以来大学ができました当時、そういうふうな考え方も基礎にあつたんじゃないかということを申し上げたわけでございまして、別に法律上の解釈とかなんとか、そういうことを申し上げているわけじゃございません。

○内藤養三郎君 関連。

ちよつと私、いま宮之原さんから御質問があつたんですが、筋としては、私はこもつともな感じに
がするんですが、法制的には、私は、根本的に違
うと思うのは、教育公務員特例法という法律があ
つて、大学には私立と同じような理事会制度を
置けと、いわゆる大学管理機関が、任免、その他
をきめるということが第一条にあつて、管理機関
ができるまで、当分の間、これは教授会と読みか
えたんです。教授会は法的保障があるわけなんで
す。ですから根本的な違いがあると思うんです。
その辺のところ、大学のほうはおとなで、だいぶ、

す、高等学校以下職員会議は違ふんですというふうな、こういう説明のしかたでは、おそろく宮原さん納得しないと思うんです。これは文部大臣からはつきりとそこを答弁していただきたい。○国務大臣（奥野誠亮君） 事務当局は、憲法上の学問の自由を保障するということが書かれている、そのことを、大学の中において実現をはかっている、ということなつてまゝで御説明を申し上げたわけでございます。大学のあり方につきましても、いま内藤さんから御指摘になりました点、同

時にまた、慣例、そういうことを通じて運営されているわけでございまして、できる限り学問の自由、これを保障していかなきやならない、学問の自由、研究の自由、これを認める、そのかわり、研究の成果の発表、これもできる限り自由にしていくというようなことから、大学の自治ということが生まれてきたんだと、こう考えているわけでございます。学生側がどのような授業を取捨選択するか、これも学生側にゆだねられているわけでございます。しかし、高等学校以下になってまいりますと、児童生徒に取捨選択させるわけにもいかない、同時にまた、教育内容につきましても、反面、まかせきりにするというわけにもいかない、そういうようなところから、教育課程は、監督庁

が定めるといふ規定が学校教育法の中で定められてまいってきているわけでございます。大学生になつてまいりますと、学生も相当な年配になつてまいるわけでございますので、研究の自由の成果、それをどう受けとめるかということについても学生に取捨させる、しかし、そういうようなことを、高等学校以下の児童生徒についてゆだねるというわけにはまいりませんので、国民教育として必要な内にはまいりませんので、国民教育として必要な事項については、監督庁が定める、それに従つて授業が行なわれていく、児童生徒は、その教育内容をそのとおりに受けとめていくということになつていゝるんだと、かように考えているわけでございます。

○内藤善三郎君　ちよつと文部大臣、その点私納得できないのは、やっぱり教授会は学校教育法に必置の機関で、法制上確立されておる、同時に、教育公務員特例法によつて、学校運営の中心機関として位置づけられているんです。いま、あなただのお話しの、大学の学問の自由を保障するため、というの、これは一つのお考えで、それも一つのお考えですけれども、学校における職員会議、高等学校以下、の職員会議と、大学における教授会とは法制的に根本的に違うということは、これは御認識いただかぬと、とても納得していただけない

いと、私、思うんですけれどもね。局長、その点はつきりしてください。

○政府委員 岩間英太郎君）私が申しましたのは、国公私立を通じて、大学になぜ、その教授会を置くのかというふうな御質問だろうと思つたものでございますから、それはただいま内藤先生御指摘になりましたように、学校教育法の五十九条に、教授会に関する規定があるわけでございます。まあそこに根拠を置いておる。しかし、なぜ、その大学にそういうような立法措置を講じたのかという理由を、さらにたどつてみれば、その大もととは、学問の自由ということではなからうかかと、大学では研究・教育をやるわけでございますけれども、特に研究に関しましては、これは基礎研究は先生方の自発的な考え方、その自覚性を生かす、その学問の自由を生かすというところに最もその国家、社会に貢献するような学問の発展があるのだ、そういう基本的な考え方に立ちまして学問の自由というものは認められる、それに基づいておそらく大学の運営というものは教授会にまかせ、教授会に権限を持たせるといふような相定が置かれたのではなからうか。そのもとを申し上げたわけでございます。あとの点は、内藤先生御指摘のとおりでございます。学校教育法に基づきまして教育公務員特例法等の規定があるという点は御指摘のとおりでございます、そのもとにつきまして申し上げたわけでございます。

○宮之原貞光君 何も私は法律上のことを聞いておるのではないですよ。内藤さんが言うように、法律上は法律を見ればわかるのだから。私が言つてゐるのは、片一方は法律上ちゃんと保障がされておるのに、いわゆる職員會議のほうはまるで校長の諮問機関あたりに位置するように非常に輕視されておるのかと聞いておるわけなんです。その根本は何かと言つたら、あなたは學問の自由や明確な判断力があるからだ、この理由をあげるから、小中学校の先生の判断力がないというのは全く小中学校の先生を侮辱するものではないし、じやありませんかと、こゝう聞いているのです。

うでしよう。小中学校の先生方は判断力がないのですかと、こう聞いておられるのです。あなたは、その点を取り消すか何かしなければならぬ問題です、どうなんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、大学につきましては、沿革的に学問の自由というものが非常に大事なものとして考えられてきた。というのは、中世ヨーロッパにおきまして教会が大学をつくるというふうなことで、教会の圧力と申しますか、意思というものがかなり強く大学の運営等に反映する。しかし、先ほど申し上げましたように、学問というのは、自由な雰囲気の中で学問の自由が保障されることによって初めて人類社会の進歩がある、そういうふうな考え方、それが学問の自由の基本になると思います。そういう考え方に基づきまして、大学におきまして大学の自治というものが認められる。大学の自治というのは、大学の先生方が大学の運営を処理していく、そういうふうな長い間の沿革があつて大学の自治が認められ、さらに、教授会というものの存在が認められてきたということでございます。小中学校の場合には、学問研究というふうなことではなくて、教育が主体でございます。そういう意味で、一番大学とは違つておられます。大学の運営というものは、やはり学問の自由ということに淵源を發する。小・中学校のほうは、学校という組織体、それが最も能率よく効果を發揮して住民に対して教育というサービスをする、そういうやり方でございまして、そこにおのずから差ができてくる。なお、扱つておりますものが、学生と児童、生徒という関係ももちろんあるわけでございします。

○宮之原貞光君 何も私は、あなたが言つた理由の学問の自由の歴史を聞こうなんて思つておりません。あなた、二つ理由をあげられておられるのです。一つは、大学の歴史的な過程から見て学問の自由があるから、一つは、的確な判断力の違いですと、こゝ言つておられるから、小・中学校の先生方じや、この面から見れば判断力がないとあなたの方考えて校長にすべて権限があるのだというものの言い方、あるいは先ほど紹介いたしましたところのおたくの同僚の論文から見れば、味もそつけない法律をたてにとつたところのものの言い方ではないか。それは一番もとをたせば、的確な判断力がないから校長のすべて権限でやれるのだ、こういうものの解釈ですか、こゝ聞いておられる。その点はどうなんですかというのを私は聞いておられるのです。

○政府委員(岩間英太郎君) 御答弁をいたしましては、いささかよけいなことを申したきらいがございましたので、取り消していただきます。(そのとおり)と呼ぶ者あり。

○宮之原貞光君 そのとおりだというやじがあるもので、初中局長を応援したということになると、やっぱり文教委員会における人である、小中学校の先生というのを軽視しておられるというところに、私はやっぱり教育の問題のあり方に対する考え方、私には足りないところがあると思つておられるのです。非常に嘆かわしいことだと思つておられるのです。

そこで私は聞きますが、その対象であるところの大学の先生と小中学校の子供とのいろいろな違いというものは私にはわかるのです。だからといって、基本的にはあなた、小・中学校の先生も学問研究の自由というものが保障されなければ私は困ると思つておられる、それは、その学問の研究というものが保障されておつて、その中でどういうもの、こゝして教えていくかという内容についていろいろあります。指導要領にいろいろな規定が。しかし、基本的には、小・中学校の先生方にそれを保障されない限り、これはあなた、今日の初等教育あるいは中等教育はどうなるのかという問題に私はなると思つておられる、そこが、どうも先ほどの答弁を聞いておられると、小・中学校の先生方あたかも学問研究の自由がないみたいと言ひ方をされておられる、こゝには、私はこれは納得がいかぬのです、それは少なくともね。その点を私はやはり皆さんにやっぱり明確にまずしておいてもらいたい。しかも、法律上を見たら、これは大学の校長の権限という立場から見れば、これは大学

の校長にしても、あるいは小・中学校の校長にしても同じでしよう、学校教育法に規定されておられるところのものは、違ひますか、どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 校長とそれから大学の学長とはもちろん同じような法律の規定があるわけではございません、しかし、小・中学校の目的、それから大学の目的、こゝいうものはかなり違つておられるわけではございません、先ほどお話をいたしました小・中学校の先生でも学問の自由がございした小・中学校の先生でも学問の自由があるのじやないか、これは基本的な権利として当然あるわけではございません。しかしながら、小・中学校は児童生徒の教育を行なうところではございします、大学のほうは「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、」というふうなことでございまして、学問の研究、日本の基礎科学の水準の維持、向上、そういうものにつぎまして大学というものが非常に大きな役割を果たしているという点は、これは御承知のとおりでございまして、大学にはそれだけの小・中学校と違つた責任があるわけではございします。学長もしたが、責任があるわけではございします。学長もしたが、責任があるわけではございします。違つたものがあるわけではございします。

○宮之原貞光君 どうも的確に答えられてないです、ね。それはあなた、学校教育の、大学教育、小・中学校教育、高等学校教育の目的が違つて、こゝことは、これは法文を見ればはつきりしてしまふ。しかし、事少くとも、学校教育法に規定をされておられるところの学長、校長の権限というものは全く同じでしよう。それならば、片一方が法律上教授会というものが保障されておられる、片一方は保障されておられないにしろ、職員会議のこの意向というものは、学校運営の上にはきつめて重視されなければならないことだけははつきりしておられるわけでは、法律あるうとなかろうと、それが先ほど来言つたように、アクセサリ化しておられるところには私は問題がありませんかと、こゝいうことを言ひたいがゆえに、ずっとこゝ聞いておられるのです。

それなら聞いて聞きますが、公選の場合はどうなりますか、それなら教授会は、これは法律上ありませんね。けれども、実際運営はどうなされておられるのですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 所管外のことでは私的確な答えができませんが、助教授、そういう方々との意思の疎通が行なわれているというふうなことを考えておられます。

○宮之原貞光君 これは実際上はやっぱり教授会が、大学に準じた教授会というもので内部運営がなされておられる、こゝにははつきりしていません。したがって、私が言ひたいことは、いわゆる法律上の権限でいえば同じなんです。ただそれを、対象が違つておられる、その構成をすること、小中学校の先生方、職員会議の比重の置き方が、いわゆる公選におけるとこでの教授会とか、あるいは大学におけるとこでの法律で規定された教授会と実質同じくらい配慮されなければならぬ、これは校長の権限があるのだ、権限があるのだ、こゝの押しつけのやはり教育行政のあり方というところに、私はやっぱり問題があると思つておられるのです。だからその点は引き続き聞きますが、そんなに校長の権限を振り回すということになれば、戦前の学校におけるとこでの校長の権限、言うならば、国民学校時代の校長の権限、いまの権限とどうなつておられるのですか、法律上は。

○政府委員(岩間英太郎君) 国民学校令では「学長ハ兼任官又ハ判任官ノ待遇トス地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス」とございしますから、これは現在とそう変わつておられないというふうなことを考えておられます。

○宮之原貞光君 それはあなた全然みんな知らぬで言つておられるのか、あえてごまかして言つておられるのか、たいへんな違いです。見てごらんないよ。もしあなたほんとに知らぬでやつておられるというならば、これは重大だし、知つておつて答弁ごまかしておられるというならば私はけしからぬと

思ふんですがね。これは国民学校令の十六条はなるほどあなたがおっしゃったように奏任待遇とかなんとかなんだか、十七条見てごらんないさいよ。「訓導ハ學校長ノ命ヲ奉ケ兒童ノ教育ヲ掌ル」と、教育をつかさどることにはさても戦前の国民学校時代は命令権があるんですよ。ところがいまの学校教育法の二十八条にそういうのがあります。校長の権限と教諭の権限は冷然と分けています。「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。」とあります。「教諭は、児童の教育を掌る。」と明確にある。これは国民学校令時代と戦後の教育のあり方の学校長の学校運営に対するところの基本的なものの考え方の違いというのを明確にしておるじゃないですか。これ同じですか、重ねて聞きますけれども、これでも。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘になりましたように十七条には「校長ノ命ヲ奉ケ兒童ノ教育ヲ掌ル」ということでございますけれども、二十八条に校長の権限が書いてございますから、当然監督の關係にあることは、これは明らかになっているわけでございます。なお、地教行法の四十三条に、「県費負担教職員は、その職務を遂行するに當つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程に従ひ、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従ふなければならぬ。」というふうな規定もございまして、まあいざしにしましてもそういうふうな關係規定から見ますと、戦前の校長の命を受けたというところは、現在の法律上も当然のことであるというふうに考えます。

○宮之原貞光君 私は、これは非常に重要な問題だと思つておるんですよ。少なくとも、戦前は学校教育なるものが勅令主義で、天皇、内閣、地方長官、校長、訓導といわゆる上命下服の統制というのが一本すつと通つてゐる。一番学校教育の基本を掲げておるところの国民学校令を見ればね。しかし、戦後はそうじゃないでしょう。これを断ち切るために、わざわざ学校教育法は二十八条の

ように、校長の職務の権限というものを明確にしておるんですよ。それをあなたは補うように地教行法の三十三条を持ってきたら、明らかに地教行法なものは、先ほども議論したように、あれだけ議論があつてきたもので、少なくとも、戦後教育の基本といふのは、戦後教育の基本といふものは、学校教育法の二十八条見れば、教諭の職務権限といふのは、事実上なくとも、児童の教育をもつかさどるといふ面についてはきちんとしたところの権限と義務といふものを負わされておるんですよ。言うならば、校長の命によつてやるんじゃないということか。これを後ほど加えられたものは明確なんです。それを後ほど加えられたものがあるからといって、みんな基本的な考え方とは同じなんですという考え方自体が、戦後教育の、今日の学校教育法の基本を流れておるところのものの方をあなた自身相当逸脱しておるんじゃないか。なるほどひん曲げられたとはいへ、地教行法によつてです。しかし、基本的なものの考え方というのとは私ははつきりしておると思ふんですよ。

たといはあなた、三十三条をあげましたけれども、なるほど三十三条の、学校その他の機関の管理規則で、こういうことをきめろということをやつておりますけれどもね。これはあくまでも副次的なもので、少なくとも、教育体系の基本といふのは、学校教育法でなきゃならぬでしょうが。そういうことから見れば、このやはりものの考え方というのとは、戦前の国民学校時代の教育と戦後の教育のあり方というのとは、根本的に違ふはずなんですけれどもね、それを全く同じとしてあなたやつぱり強弁されますか。

○政府委員(岩間英太郎君) ちょっと条文は私が申し上げましたのは四十三条に「上司の職務上の命令に忠実に従ふなければならぬ。」というふうな具体的な規定がございまして、それを御紹介したわけでございます。考え方につきましても、戦前の教育行政に対する考え方、それから戦後の教育行政に対する考え方、私は、相当大きく変わつ

てきているというところは言えると思います。また、学校が、先ほど大臣から申し上げましたように、潤いのある、活気のある、全員で一致して住民に對する教育を通じてのサービスというものを高めていこうというふうな考え方、そういう点から申しますと、ただ、その命令系統をはつきりしておけばよろしい、命令に従ふべきというふうな考え方とは、私はかなり考え方が変わつてきてるんじゃないかというふうな気がするわけでございます。

○宮之原貞光君 あなた、先ほど地教行法四十三条だつて、職務上の命令を校長はやることのできるんだというかつつで、それを拡大して学校教育法の基本にまでみな戦前の国民学校時代と変わらぬというものの解釈をしていますけれども、これはもうそこにはいまあなたも本質的な違いがあるということをお見せになったから、そのことはつづいて言ひませぬけれども、それなら二十八条四項の「教諭は、児童の教育を掌る。」という意味は、どういふふうに理解されておるんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 「教諭は、児童の教育を掌る。」というのは、そのとおりで、實際、学級を担任しあるいは特定の教科につきまして授業を担当するといふふうなことであらうと思ひます。しかし、この規定の、もちろん三項の、「校長は、所属職員を監督する。」と、そういう一般的な監督のもとに行なわれるわけでございます。先生が自分だけの意思で自分かつてなことを教育するといふふうなことはあり得ないこととございまして、やはり学校全体として、住民に対するサービスを行なうといふことでございまして、から、教諭が独自にそういう権限を持てるといふふうなことでございませぬ。独立した職務がございまして、一人でそういうふうなことがやれるといふふうなものではないことは当然でございます。

○宮之原貞光君 私は、何もかつてに何でもやつていい、やれるんだとか言つてないんですよ。少

なくとも、この二十八条四項の「教諭は、児童の教育を掌る。」ということとは、これはやはり憲法二十六条の、子供の教育を受ける権利、これは、私はやっぱり内的事項を保障するための教師のやはり教育権として相当独立性を持ったところのものだと思つておるんですよ。現にそういう学説もあるでしょう。たとえば東大の兼子仁さんの「教育法」を見てごらんない。明確にやはりそういう点を彼は言つてゐる。それは皆さんから見れば、それに異論があるかもしれないけれども、少なくとも、こう言えるのは、第三項でいうところの「校長の監督」云々という、いわゆる指導主事、その教育上の専門的な事項については、やはり少なくともこれは教諭の自主性、自発性、創造性というものが認められて、それが法体系全体、学校運営全体の中での一つのワクの中であれば、それを自由にするといふものでなければ、これはそれとも戦前の国民学校令のように、命によつて教育をつかさどるといふものの考え方と同じだとあなた方が解釈しているとしたら、大きな私は間違ひがあると思ふんです。その点、どうなんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 戦前は先ほども申し上げましたように、命令系統と申しますか、天皇の命令によつて教育を行なうといふふうな考え方であつたらうと思ひます。しかし、戦後は、これは国民に主権があるといふふうに憲法も変わったわけでございます。そういう意味で教育の考え方自体も変わったことは仰せのとおりでございます。しかし、「教諭は教育を掌る」といふふうな権限、これは権利というよりは権限でございますが、権限がある。しかし、その権限も校長の監督に服し、また法令の規定に従つて行なわれるといふことは、これは当然のことでございます。その範囲におきまして、創意くふうが期待される。活発な授業が期待されるということ。これもまた当然なことだと思ひます。

○宮之原貞光君 私はやはり、少なくとも教育上の専門的な事項については教師にこれだけやはり「児童の教育を掌る。」という面が明確に出てい

以上は、いわゆる自由闊達と申しますか、指導要領や教育課程の中で相当やりやれるところのものがあると考えます。それだけに一々校長がああ教えよ、こう教えよという指導上の助言は私はできないと思います。それは法律上もあるというものの考え方と立つとするならば、これはやはり戦前のものの考え方と何ら変わらない、こう言ってもいいんじゃないだろうかと思う。

そこで、聞きますけれども、この二十八条の四項にいうところの「教諭は教育を掌る」ということのおおよその範囲、職務権限の。これは一体どうお考えになっているのですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 「児童の教育を掌る」という範囲でございしますが、具体的に申し上げますと、現在学習指導要領によりまして、教育の基本が定められているわけでございまして、それを基礎にいたしまして、教科書が発行されておる。教科書は使用するというところになっておりますが、教科書をそのまま使うということではもちろんないと思ひますが、教科書を使って児童に対して学校が定めました教育課程に従って教育を行なう、つまり学校で一年間の授業計画を立てる。その中で時間割をつくってその順序に従ひまして能率よく子供たちに最も効果的な教育が行なわれるような努力をする。しかし、実際の教育のやり方、進め方、教育方法——視聴覚教材を使うか、視聴覚教育、あるいはいわゆる教育工学といわれているような新しい方法によりまして、教育を進めるかというようなやり方、それからあるいはグループ別にやるのかどうかという、そういうやり方はこれは実際の教諭がそういうものについての考え方に基づいて行なわれるということになると思ひます。

○宮之原貞光君 非常に抽象的な答弁ですが、具体的に聞きますが、これは権限になりませんか。教育課程の編成実施権、教科書、教材の採択決定権、教育評価権、成績の、学級経営権、児童生徒に対する懲罰権といいますが、児童生徒をしつけること、それから、学習指導権と生活指導権、さら

には研修権というものは、これはおおよそこの二十八条の四項の規定するところの、これはやはり先生方の職務権限の内容だ、こう思うのですが、その点、具体的にノイエスをはっきりおっしゃってください。

○政府委員(岩間英太郎君) 大体おっしゃったようなことは、担任の先生にやっていただかなければならないことだと思ひます。しかし、教育課程につきましても、これは教育課程の基準が学習指導要領に定められておる。それからそれに従ひまして、学校が、つまりこれは権限としては校長に属するわけでございしますが、学校が教育課程を編成する、時間割りをきめる、その範囲におきまして、学級の実際の指導を行なう。いまいろいろ例示されましたが、そういうふうな方法によりまして教育を進めていくというのは、教諭の職務であらうというふうに考えるところでございします。また、研究とはちよつとこれはここに書いてあるものととは別と、教育公務員特例法に規定があるわけございまして、研修につとめなければならぬ。そういう責務を有しております。また、それを実際に研修の機会を与えられるという意味では、権利ということは適当にございしませんけれども、そういう機会が与えられるということとは、これもまたそのとおりでございします。

○宮之原貞光君 その研修権は、確かに教務法十九条、二十条に明確になっていいますがね。しかし、私が列挙したのが原則的にはそうだとこの点はお認めになりますね。いろいろ何とかかんとか条件はつけられておりますが、それは学校運営の中のいろいろな職員との合議や、いろいろなものをせにやなりませんからね。それはありますよけれども、原則的にはやはりこういうものの考え方から理解できるというのは常識論として理解できるでしよう。どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 常識的には、そういうふうに理解するのが妥当ではないかというふうに考えます。

○宮之原貞光君 それでは、この「教育を掌る」と

いう教師のやはりいまま原則的に認められたところのこの問題点を考えてみますれば、事はやはり教育の実際上の問題、いろんな運営の問題については、私はやはり校長の監督権というのは、一般行政法上の指揮監督とか、命令とかというものは違つて、少なくとも、やはり指導的、助言的な色彩を持つところのものだと、こう思うのです。したがって、そういう児童生徒の教育を責任をもつて遂行するところの職員の一つの集団がいろんなものについて相談をし、一つのものをきめる、それが職員会議となれば、その職員会議が一つの意思決定をしたというものが当然成立をしなければならぬと思ひます。まあ大臣は事ごとに、それを日教組の機関紙に最高決議機関だ、こう言っているからけしからぬ、けしからぬというけれども、学校教育のあり方から見れば、当然私はそこまでの、いま申し上げたところの点は出てくると思ひます。こういうことが、二十八条三項に裏づけられ、あるいは学校経営、学校教育のあり方、学級経営の。そういう点からして、たとえば学者の中にもこれはそうだ、それは最高の意思決定機関だ、こう言つたつてそれに匹敵するくらいのものであるのだ、けれども大臣は絶対にそれはまかりならぬというふうな話だが、そういういままでの議論を押し詰めてみても、私は、そういう所論も成り立つと思ひます。そういうことにも全然聞く耳を持たぬというのが大臣の考え方です。どうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先生一人、一人が教育に当たりましては、あと限り創意くふうを尽くしていかなくてはならない。先ほども申し上げましたように個人個人の能力、適性が違つてございしますので、一人一人について特段の創意くふうを尽くしてやらなければならぬ。そう考えるわけにございまして、その点につきましても、宮之原さんとそう大きな考え方の違いはないだろうと思ひます。それと職員会議というものととは別問題、職員会議がきめて、個々の先生方

の教育活動を拘束していいのか、こうなつてくるわけにございまして、これはやはり別個のものじゃないか。職員会議は職員会議としてどういう性格のものであるかということとは、先ほど来る御議論をいただいたわけにございまして、そのとおりに思ひます。先生方が教育をつかさどる、その場合に、先生方の活動の範囲というものは、非常に幅広いものだと思います。それと先生方が集まつて相談をされる職員会議というものが最高決議機関であるとかあるのは個々の先生を拘束するのだ、こういうことになつてまいりますと、話がまた逆になつてくるのじゃないか、こう考えるわけでありまして。別個の範疇に属する議論ではなからうか、こう思ひます。

○宮之原貞光君 どうして別個の範疇になりますか。だつてあなた、職員会議というものはなるほどいろんなものを議論するでしょう。学校運営のあり方もやります。あるいは教育課程の編成のあり方、いろんな問題についても議論しなす。教育の問題についてもね。そういう職員会議というのは、いろんな広範囲のものをきめるところなんの場です。議論するところの場なんです。そこで一つのやはり教育活動の今後のあり方についても研究会をこしらへよう、ああしようというべきだということもきめることもありましよう。そういうものは、すべてやはり学校の一人一人の先生から見れば子供たちの教育を進展させるためにはどうするかという立場からこれはやはりいろいろ議論をされるのですよ。そういうことと職員会議とは全然別なものだ、という大臣のそのものの考え方はわかりませんね。それはどういう意味ですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 職員会議というものと個々の先生との関係ということにつきましても、個々の先生が教育をつかさどるという面からの御議論があつたように思ひます。教育をつかさどるという面においては、幅広く先生方が創意くふう

を尽くせる余地、これはもう尊重すべきではないか、それには異論がありません。先生方が集まったら、個々の先生方を拘束できるのかということになってきますと、それは別個の範疇の議論でしよう、私はそれは思いませんよ、個々の先生一人一人について、できる限り創意工夫を尽くせる、幅広く活動を認めていく、このためこそ、これはもう尊重していかなくてはならない、そう思うわけでございます。したがって、先生方が集まったら、また逆にその集まった機関から個々の先生方が拘束を受けるというふうなことがあっては、せっかくの御議論がまたむだになってしまふんじゃないだろうか、こう思うわけでございます。いずれにいたしましても、先生方が自由闊達に御議論いただく、そして教育内容を高めるために、みんなの参考になるようなことを創造していく、これはもう非常に貴重なことだと、こう考えるわけでございます。しかし、それは、たとえばものをきめて押しつけるという性格のものではなくて、あくまでもみんなで研究し、努力し合う、くふうし合うという場ではなからうかと、こう思っているわけでございます。

○宮之原貞光君 だつてあなた、学校というのは一つの組織体、運営体でしよう。だから、個々の先生方が、自分の学級経営、そういう面について、先ほどいろいろ議論をいたしましたところの一つの方向ですか、それは大体あまり異論なかった。そうすれば、その自分の学級経営というものを、学校経営全体の中でどう位置づけてもらうか、学校という一つの組織体ですから、位置づけてもらうか、あるいは学校運営全体の中では、どういう形で自分の学級経営の運営のしかたをするかというところは、当然、これは一人一人があるわけではなく、一人一人の集まったところのやっぱり学校運営というものがあつたわけなんですからね。そうすると、その問題を相談するところの場というのは、やっぱり職員会議しかないやありませんか。しかし、それは校長の権限でばつとやつていいというわけでもないでしょう。先ほど学校とは何ぞ

やというところの議論から始まったことから考えてみれば、学校の運営全体も、校長は職員の見解を十分反映させながらここでやつていかなければならぬとするならば、職員会議というものが、やっぱり教師の教育活動を学校全体としてのパランスのとれたものとしていくためには、当然、議論になつていかなければならぬじゃないやありませんか。それとはやっぱり全然別でしようか。

○国務大臣(奥野誠亮君) お話しのようには、私は別の範疇に属することだと、こう思っているわけでございます。法律上、校長さんは校務をつかさどる、先生方は教育をつかさどる、そう書いてあるわけでございまして、たとえば卒業式の行事をどう運営するか、これは校務に属することだろーうと思ひます。校務に属することにつきましては校長さんが責任を負う、しかしながら、もちろん校長さんが責められる場合にも、皆さんと御意見の交換を大いにやつてもらつて、そして大体皆さんの御意見が合うような方向に進められる、これはもう望ましい方向だと、こう考へるわけでございまして。しかし、あくまでも法律に書いてありますように、校長さんが校務をつかさどる、校務をつかさどることの運営にあたつて、どういふふうなくふが望ましいか、どういふような方向にもつていくことが望ましいかという問題と、法律上の権限の問題と、これは別のことでなからうかと、こう考へているわけでありまして。権限的あるいは機能的に法律上の議論としてなされますと、それは別に職員会議はどういう責任を負つてゐるのだ、どういふ場合には、職員会議の意見に拘束されるのだというふうなことはならないんじゃないやありませんか、かように思っているわけでございまして。

○宮之原貞光君 大臣は、学校というのを一体御存じだろーうかと、いまお話を聞きながら私は感じるのですよ。先ほどは学校とはと、なかなかつっぱなことをおっしゃつていらつしたのですけれども、学校の実態というものは、やっぱり学級の運営というのが一番基盤になつて、組織体、運営体として動いていくわけなんですからね。それが当然やっぱり職員の総意をまとめるところのものに反映されなければ、これは意味ないんです。そうすると、その点になると、法律上どうだからと、別のまた法律を持つてきてまたワクをはめられる。これは、先ほど私が紹介申し上げたところの文部省の局長の皆さんの持論と全くまたもとに同じように返つていくのです。学校教育というものが、法律の上からだけで片づけられるとすれば、それは間違いなんです。生きたところの子供を相手にしていくんだから、しかも、その主体が子供であるならば、その子供たちの教育をどう発展させるか、可能性を伸ばしていくかというところが主点とするならば、これは、当然学級というものが主体になつていきましよう。しかしながら、学校という運営体である限りは、その学級というものを学校の運営の中にどう反映させていくかとなれば、これは全然別だということになるわけじゃないんです。しかし、私は時間が来ましたが、きようは、これで終わります。

午後一時六分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。ただいま田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として黒住忠行君が選任されました。

○委員長(世耕政隆君) 学校教育法の一部を改正する法律案(参第五号)、公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(参第六号)及び公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(参第七号)、以上三

案を便宜一括して議題といたします。前回に引き続き、三案に対する質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木美枝子君 発議者の宮之原先生とは私は同意見の立場でございますので、あえて厚生省の方にお伺いしたいと思ひます。

最近、養護学校の中にある難病の問題でございまして、けれども、四十八年度のこの資料を調べますと、厚生省は昨年度から、原因不明、治療方法も未確定で、しかも、後遺症を残すおそれのあるいわゆる難病に対する対策の確立に乗り出している、四十九年度では調査研究の推進、医療費対策の問題、専門医療機関の整備の三本立てで難病対策をさらに大きく前進させる方針を固めている、特に四十九年度に国立療養所には難病の病床、三千七百八十五床を整備することにした、また、田中首相が患者家族の陳情に対して公約したといわれる進行性筋ジストロフィーなど精神神経発達障害センターの設立についてただいま調査をしているというふうな発表をなされていまして、ございいます。難病のうちでも、筋ジストロフィーの場合に、現在国立療養所の中に養護学校があるわけでございまして、養護学校だけを切り離して考えることのできないような難病の状態がございまして、医学的な解決とか、肉体と精神、そして知能の問題について切り離せないから両方お聞きするわけでございまして、この病氣について、現在進行中の研究はどうなつていましてございいますか。

○説明員(北郷勲夫君) ただいま御指摘頂き、またした研究所の問題は、本年度の予算でございまして、現在いろいろな先生方のお話を承りながら研究が進められている段階で、まだこれからいろいろ検討を、どういふ研究所をつくっていくか研究する、検討するといふような段階でございまして。

○鈴木美枝子君 これから研究するということ、まだことばに出して言うこともできないよう

な状態にあるわけでございますね。

○説明員(北郷勲夫君) 進行性筋萎縮症の研究につきましては、従来から研究費という形で毎年は一億の金を支出いたしまして専門の先生方に研究していただいているわけでございますが、それだけでは済まないのじゃないかということで、本年度初めて研究所の調査費がついたわけでございまして、四月から一生懸命いろいろな先生方にお集まりいただいたり、部内でも各局の意見を聞いたりということで、四十九年度当初でございまして、まだ固まっておらないという状況でございまして。

○鈴木美枝子君 療養所の中に養護学校もあるわけでございまして、私、埼玉県立療養所へ参りました。そこには結核の療養所とございまして。その中にある筋ジストロフィーの養護学校へ参りました。そして、そこで調べますところによりまして、四十床はいまだにあっていられるとございまして。そのベッドと兼ねて養護学校があるものでございまして、病院の四十ベッドあいていられることとは、看護婦さんが足りないということになっていられるとございまして。その辺のところはどうなっているかとございまして。

○説明員(大谷藤郎君) いま、先生お話しした東埼玉病院の筋ジストロフィーにつきましては、看護婦の確保ができませんために開床が控えているわけでございまして。

○鈴木美枝子君 養護学校と、そういう難病を持った子供さん、からだはもう二十五歳ぐらいになると死んでしまうというふうなことで、そして、医学的にも解決してなくて、現実の中でそういう状態が生まれているわけでございまして。その中で、子供自身も自分が「死ぬんだ」ということを知っているわけでございまして。その知っている中で、子供の能力や知能やすべてのものが普通の一般小中学校の生徒に劣るのじゃないかと、まさる子供さんがいっぱいいるわけでございまして。そういう肉体的問題とその能力、知能の問題を兼ねての問題は、文部省としては、どういうふうな養

護学校の中でもお考えになつていらつしやるでしようか。

○政府委員(岩間英太郎君) 筋ジストロフィーのお子さん方に対する教育、これはいまだ先生方からお話でございまして、社会的な意味を持つようなやり方であるということ、つまり将来の目的を設定して教育をするということにつきましても、私どもが聞いておるところによりまして、教育を實際に受けることによりまして、予定された寿命がある程度延びる可能性もあるというふうなお話を聞いていられるわけでございまして。これはおそろしく生活に張り合ひができて、そのために、そういうふうな結果が生じていられるんじゃないかというふうな分野でございまして、独断で判断を下すというわけにはまいりませんけれども、しかし、ともかく生きることに張り合ひを持ってやっていただけるということが教育の効果としてあらわれるということとございまして、私は、これにまさるものはないというふうな感じがするわけでございまして。そういう意味からも、そういうふうな筋ジストロフィーのお子さん方というふうな方々に対する教育につきましては、それにふさわしいような、つまり教育を受けることに生きがいを見出せるような教育というものを与えていく必要があるんじゃないか、知能程度がかなり進んだ方につきましても、これは小学校、中学校、高等学校に準備するような知的な教育というものが十分準備されていかなければならぬ、そのように考えているわけでございまして。

○鈴木美枝子君 全くそのとおりなものでございすけれど、からだ、特に足がきかなくなつてしまふ。子供さんが発病する年齢は、大体四歳から五歳のころから発病する。そして、いま現に二十五歳ぐらいになると死んでいくというふうな幾つかの例によつて医学はまだ究明されていない。それなのに、子供の精神だけは、肉体とは関係なく他の健康な子供さんと同じような態度を持つて子

供に接する。子供自身が、自分が死んでいくんだということを知りつつ生きていられる。健康な私たちに迫っている凝縮された問題があると思うのです。以上のような肉体的とすばらしい知能を持つた子供さん、病院、学校がどのように用意されているか、ほんとうにやばい足りなくて、だから父兄の方たちが協会を持つことによって病院にまだはいれない、養護学校にもはいれない子供さんたちを、一年に三回は診察してはいるのでございまして。診察している先生方の中には、父兄がやっていると協会の金をお金を出しているという実態。私は、そこにもいきましたのでよく調べて見ました。たとえば私が行きました埼玉県の療養所筋ジストロフィーの場合には、東大の先生に父兄が一回の診察を一万五千円払う。そして一年に三回、病気がすぐにはわからない、病院のベッドは四十床あいていられる。そういう外來の子供さんがいる、潜在している患者、まだ病院内養護学校に受け入れられない患者さんだけでも三万人からいふことになる。養護学校に入り、病院に入り、総合的な中にある患者さんは、全国に千五百名しかいない。三万人から潜在している患者さんがいる。調べればもっと出る、これもはつきりしない状態です。事実いわれるわけですが、そのおかしな協会の金が調べたところによりまして、三万人からいふ、それを入院させ、そして養護学校に入れたら、一萬五千円で医者を頼んで、そして診察だけ、厚生省の方はどうなっているんですか。潜在している三万人の患者さんを、どういうふうな調

べ、どうしたらいいのだということについては、考えていらつしやいますか。

○説明員(北郷勲夫君) この筋ジストロフィーの調査は、非常にむずかしい面を持っているわけでございまして、私どもの調査では、大体千九百人、これは児童でございまして、二十歳未満までの児童の場合、約千九百人というふうな結果になっております。この数字は、もちろん全く正確なもの

だとは言えないかと存じますが、ほぼこれに近い、あるいはもう少しとこれよりかも二千人か、その前後というふうな患者数だということと私どもは考えております。もちろん、これが全く正確な数字だということは申し上げられませんが、三万人というふうなことにまでは数はないと私どもは想定しております。

○鈴木美枝子君 そういう方々を養護学校に入れ、病院に入れ、総合的な一つの仕組みの中へ入っていたということには、やはり診断しなければならぬ。そういうことに対して、やられていないわけですね。父兄が協会から一万円から一万五千円出している。そして、埼玉の場合でございまして、患者さんを診察をするその費用を、競輪の補助金からもらっている。そういう状態でございまして、さきほど四十九年度の子算が出たというの。院長さんに聞いてみますと、二十病院がその予算内に入っているけれど、一軒の病院がその予算を割り当ててみまします、いまだ未知の病気で、病気の研究のための機械を買うにしても、二百万円以上の金がかかる。その予算を割つてみまします、二百万円ぐらいにしかならない。だから診察を外するときには、父兄が負担すると同時に、競輪の補助金を出してやる。養護学校はあるでしようけれども、三万人の人数にして、満ち足りているということにはならない、それからまた、その人々を、三万人外に潜在している人をどうにかして入れようとしても、父兄が診察する費用を出す。競輪の補助金だけではとても足りないわけですね。その点について、どうにかしなければならぬというお考えはございまして。

○説明員(北郷勲夫君) 国立療養所に入つていらつしやる方につきましては、それぞれの療養所にお医者さんがおられますが、そこで診ていただいておりますわけでございまして、何せいわば難病中の難病でございまして、親御さんの立場からしてみますと、たとえば日本、まあ東京で一人、二人という指導的な先生がいらつしやるわけでござい

いというお気持ちがございます。それでそれぞ
れの療養所のほうにそういった大学の先生をお呼
びするということな事、そういうふうなお気持
ちからお呼びしているのだらうと思いますが、で
きるだけそういった専門の先生方を各療養所のほ
うに行っていたら、まあ医療上のき
め手はございませぬけれども、できるだけ親御さ
んの気持ちにも沿うようにしなければいけないと
いうふうな考えでおります。そういうことができ
るようになるために、研究費をさらにまた増額す
るというふうなことを考えていかなければならな
いというふうに思っております。

○鈴木美枝子君 先日、新聞に出ておりました沖
繩にも筋ジストロフィーの患者が出てきたと、こ
のことを調べるのもやはり父兄が集まっている協
会があらへ行きまして、そうして、本年沖繩県
にも難病患者がいたんだと、沖繩県全患者数から
いいますと二百五十九人もいたんだと、沖繩県
もまだ病気がわからないから、しかたがないとい
うことにはならないわけで、病院の中に養護学校
がないということ、こちらの九州の熊本まで出
て来た、このぐらいいつかあさんや父兄の負担
だけがたいへんにかかっているんじゃないか、そ
して子供さんたちは能力、それから知能につい
ても他の健康な子供に劣っていない。肉体的にだ
めになつていくということを知っている。こ
その状態の中で子供に希望を持たせるといこと
についてどうお考えになりますか。文部省の方
にお伺いいたします。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げま
したように、知能のほうあるいは知的活動のほう
はほかの方々と少しも異ならないと、また知的活
動を行なうことによりまして生きがいを見出して
いけると、そこでもまあ余命も延びるというふう
なことも言われておるわけでございます。そうい
う意味から申しますと、特にこういうお子さん方
に對しましては知的な満足をあらゆる面で与えて
いくと、何も学校教育の面ばかりではなくて、一
般に社会教育といわれる面におきまして、そう

いうものが必要だと思えますけれども、まあしか
し、私も、養護学校というふうな組織を通じ
まして、そういう方々に教育を与え、その教育に
對する生きがいというものを発見していただく
というふうな方向でまいりたいと考えております。
御案内のとおり、私も五十四年までに準備を整
えまして、昭和五十四年から養護学校の義務制に
踏み切ったわけでございます。まあ該当の年齢の
お子さんばかりではなくて、私もあわせて、こ
れは幼稚部とか、あるいは高等部につきましても、
そういう対象になる方々につきましては、これは
できるだけ義務制と一緒に歩調をそろえましてそ
の充実をはかってまいりたいというふうに考えて
おるわけでございまして、そういう方々につきま
しては、特別な配慮が教育上特に必要であらうと
いうふうに考えておるわけでございます。

○鈴木美枝子君 考えていらっしゃるのはいけつこ
うでございますけれども、さつき言いましたように、
競輪の売り上げから一年に三回診察して、入院を
その場ですぐ認定されるわけじゃなく、そのあと
に東大へ行つてまた調べられて、そのように潜在
している三万人の患者を解決するということが第
一の一番重要なことだと思つてございまして。考
えていることをすぐにでも実行に移す、予算が九
億出そうと十億出そうと、それが医学だけの研究
費だけに使われて、肝心の子供さんたちの二十
五年から二十五、生きている間のどうやってしあ
わせにやつたらいいんだということが抜けてい
ると、子供さんはただ研究の材料になるだけだと、
私は感じられるんでございまして。だからその点
について、一体養護学校というのは一体どうい
う学校なんだ、そのことについてもう一回聞きたい
と思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもは、教育の面
でそういうお子様方に対処をするわけでございま
して、したがって、治療の面につきましても、
これは厚生省のほうで責任を持ってやっていただ
くという、そういうたてまえになっております。
しかし、先ほど申し上げましたように、教育がや

はり治療の効果もかね備えているというふうな実
態があるといひましたら、私も、そういう
意味では、治療に参加をしているということが言
えるわけでございましてけれども、私どもの責任を
持つております範囲はあくまでも教育でございま
すので、治療は治療として厚生省のほうで対処を
していただくということだらうと思ひます。具
体的に申しますと、そういうお子様方につきま
しては、私も、そういう治療の施設がございま
した場合には、そこに養護学校の分校を設けま
して、教育面でできる限りのことをいたす、そうい
うことであらうと思ひます。それを越えまして治療
まで踏み込んでいくというふうなところまではま
いっておらないわけであります。

○鈴木美枝子君 文部省の意見として治療と教育
が全然別に行政されてるとなると、養護学校とい
うのは一体何だろうということになるわけであ
る。重症を負つて子供さんが自分の肉体的中に、つ
まり厚生省と文部省が肉体的の中に二つあるわけ
でございまして、省というのはいかぬですけれど
自分の肉体的のほうはだめになるということと高度
な能力によつて自分が見詰めてるわけなんです。
その見詰めてる肉体的は厚生省の領域なんだ、見詰
めてる自分に対する希望を持つ、二十五で死ぬとい
うことだけれど、永遠として自分が生きたいとい
う、生きようという、そういう希望を持つこの二
つの操作が一緒になつてゐるのがそういう難病を
持つた子供さんなんです。それを行政的に分けて
しまつと、養護学校というものの内容や意味がど
ういう意味なんだらう、こう思わざるを得ない、
そういう感じがいたします。いま文部省ではそう
おっしゃいましたね。厚生省では、その一人の人
間の中にあるその肉体的な問題と精神構造の中に
あるものの一体になつてゐるものを、厚生省ではど
うおとらえになりますか。

○説明員(北郷勲夫君) 国立療養所で筋ジスのお
子さんをお預かりしておるわけでございしますが、
もちろん、学齢期のお子さんにつきまして教育とい
うことは大事なことでございます。文部省のほう

うもたいへん御協力いただきまして、全施設に小
学校、中学校設けていただいているわけでござい
ます。それから現場の先生方も病院と一致協力し
ていただまして、もちろん治療サイドと教育サ
イドと、それが分離することのないような、一体
となつてやるような、これは当然のことございま
す。現場では私も幾つもの施設を拝見してい
ただいておりますが、どこでも筋ジスのお子さん
につきましてもたいへん熱心に学校の先生もそれ
から看護婦さんあるいはお医者さんも、それぞれ
一体となつてやっていたらいいとおるというふう
に、私は考えております。

○鈴木美枝子君 現場では確かにそうでございま
した。おっしゃるとおりでございます。だけれど
も、もつとこまかく分類して言いますと、病院内
で洗たくするところの人間が足りないとか、ある
いは食事をつくる人が足りないんだと、それは全
体にいへば病院の中の筋ジストロフィーの方たち
だけじゃなく、国立療養所全体の食事をすると
ころをつくらなきゃならないと、それは五百人分
をつくらなきゃならないと、こういうふうな病院
の経過がございまして。それを満たしてあげなけれ
ば、養護学校の満たし方にもならないということ
があります。そういうことについては、看護婦さ
んが足りないからふやすということを性急にしな
ければ、養護学校の持つてゐる子供さんたちの苦
悩を解決することができないんだ、そういうもの
につながつてくるんでございまして。国立埼玉療
養所の院長さんにしまして、研究するよりは人事
係のような立場に追いやりなれ、洗たく場や食事
を医者の立場から言わなきゃならない。養護学校
というものの、そこだけゆうゆうと勉強すること
ができないんだと、せめて死ぬまでしあわせにな
ることができないんだというところでございま
す。その点について、看護婦さんが必要なだけふ
やす、厚生省では、この埼玉の国立病院では十八
名看護婦さんが必要だと、こういうふうな言つて
いるんでございまして。いま現に足りないという

うもたいへん御協力いただきまして、全施設に小
学校、中学校設けていただいているわけでござい
ます。それから現場の先生方も病院と一致協力し
ていただまして、もちろん治療サイドと教育サ
イドと、それが分離することのないような、一体
となつてやるような、これは当然のことございま
す。現場では私も幾つもの施設を拝見してい
ただいておりますが、どこでも筋ジスのお子さん
につきましてもたいへん熱心に学校の先生もそれ
から看護婦さんあるいはお医者さんも、それぞれ
一体となつてやっていたらいいとおるというふう
に、私は考えております。

けれども百四十四名足りない、こういうふうには言っているんでございます。そして厚生省では十八名といわれています。現に足りないことを調べて、一日も早く解決しなければ、子供さんのしあわせ、しあわせとことばで言ってみても、どうにもならないんじゃないか。

○説明員(大谷藤郎君) 全く先生のおっしゃるとおりでございます。ただ、看護婦確保の問題は、これは筋ジスだけにとどまりませんで、わが国の医療全般の問題でございます。厚生省としましては、看護婦養成という問題につきまして、非常に重点的施策として全体として力を入れておりまして、それによってこの筋ジスのほうの看護婦確保の問題にも、いま先生おっしゃいましたように、できるだけ早くそういうことで患者さんの収容がとれていくというふうなことに努力いたしたいと考えている次第でございます。

○鈴木美枝子君 それから養護学校へ入らない、家庭に子供さんが三万人から潜在しているんですから、その中には親の力だけでやっていたいという方もいるわけでございます。たまたまその方が通信教育によって他の子供さんたちと同じように、病名はわからない、死ぬかもしれないけれども、生きている限りそういう親御さんにもいるわけでございます。国立大学では通信教育は受けられることができないんですか。それはどうなっているんでございましょうか。そういう希望の方がいらつしやいましたので、伺います。

○政府委員(岩間英太郎君) いまのところ、国立大学で通信教育をやっているところはないわけでございます。従来から文部省は各大学からの予算要求に基づきまして各大学の予算を要求するといふふうな慣例で進んでまいりました。通信教育をどの大学からもやっていたというふうなことは従来言ってこなかったわけでございます。したがって、通信教育は私立の大学が中心になりまして行なわれているわけでございますが、また最近では、放送大学等の試みもあるわけでございます。そういう意味では、教育の機会が拡大

をされつつあるということではできると思っています。しかしまだ、国立大学のほうでは通信教育はやってもらえないのが現状でございます。

○鈴木美枝子君 それをやるお気持ちはございませんでしょうか。親御さんたちの戦いの中に、元気な子供と差別されないことを自分の心で乗り越えていくというお気持ちがあるから通信大学を、あればいいという希望だけじゃなくて、要求を持っていらつしやるんです。おつくりになるお気持ちはございせんか。

○政府委員(岩間英太郎君) ちよつとこれ所管が違います。私から責任のあるお答えはできないわけでございますけれども、従来から国立大学の予算につきましては、国立大学の自主的な判断というものを尊重してまわつたといういきさつがございまして、いまにわかたどの大学にお願いをするかというふうなことにございましては、まだ考えておられないわけでございます。しかし、私立の大学につきましても、そういうものが開設されておる、また、放送大学のそういうものが新しくいふ設置されつつあるわけでございます。そういう機会に、先生がおっしゃいましたような方々も対象にできるかどうか、そういう点につきましては、十分考えていく必要があるのではないかと、いまふうに考えております。

○鈴木美枝子君 国立大学の通信教育問題についてはどうぞよろしく願いたいと思ひます。それは母親たちがおぶついても、車に乗せても、いまある養護学校という立場以外の対等な、平等な立場を死ぬまで子供に持たせたいという、そういう気持ちからだと思います。それは母親たちがそれぞれ自分の力で平等な立場を子供に持たせたいという力のあらわれでございます。私が会いましたそのおかしな人は、私立の大学、中央大学へ参りました。養護学校の問題もさることながら、一般の母親が連れて一緒に努力しよう、そのことによって対等に子供をするんだという、そういうりっぱな考えを文部省は母親の要求に従っていた

だきたいと思ひます。その点について、そういう思い方がありでしたら答弁していただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) いまのところ、そういう方々の御満足いくような施策がとられておらないというところは、いへん遺憾でございます。今後そういう点に十分留意しながら、施策を進めてまいりたいというふうな考えておるわけでございます。

○鈴木美枝子君 その点についてはどうぞよろしく願ひします。いま、これだけしゃべつておりました、三万人から潜在している患者さんに対する診療のしかたが、年二、三回ぐらい父兄の協会の東大の先生が来て診察するんじゃないかという方法についてのお答えをいただきたいです。厚生省の方に。

○説明員(北郷勲夫君) 先ほど申し上げましたように、数が三万人と申しますと、大体成人の方も含めてもそれだけの数は実はないかと思ひますが、なおかしな在宅で、お宅におかれて病気で寝ておられるという方もあろうかと思ひます。そのほかの在宅対策を進めることによりまして、そういう方々を早く把握しまして、必要な方は国立療養所に入つていただく、必要な治療をするようにするという方向でぜひ進めたいと考えております。

その他の在宅の方々に對する手當の支給でございますとか、こういったことを進めてまいりたいと思つておるわけでございます。

○鈴木美枝子君 家庭に派遣するといふ人も、現実に聞いてみますと、なり手がないうというふうなことを聞いております。それも一つずつチェックしておいてくださいませんか。厚生省ではいまおっしゃつたような家庭に人に入れば家庭に派遣してそういうことになつてゐるんですけれども、家庭に派遣される協会の中になり手がないう、そういうことを父兄から伺ひました。そしてまた、東大なんかには子供を連れて診察にいきますと、二時間待たされて、診るのはたつた一分か二分だと、それはどうしてまだ研究が完成されてないから一分、二分になるのでしょうか、母親、そして父親が子供さんを連れて、そして子供さん自身の能力はもう普通の一般の人よりもすばらしい能力を持っているんですから、二時間も待たされて、そして診るの一分か二分で、それを年じゅう続けていくというのではなかなか困難な状態にある。きのうも厚生省のどういふ方法にしているのかというところを見せていただきました。見せていただいた書類だけでは、やつてゐるんだなあと思つちやうです。現実に私が調べて歩き回りましたところによりますと、私が申し上げたとおりのこと、ですから、そのことを書きとめていただきたいと思ひます。厚生省、文部省は、至急にやると申して、いままででも予算が出たのが昭和三十三年からでございます。昭和三十三年からと言ひましても、父兄の協会の陳情したところから始まつたんだと、それまでは厚生省もやつていない、こういう難病でございます。たんですから、やるのにしましても、急遽い私が言ったことでも、すぐあしたからでも実行していただきたい。そういう問題を一ぱい含んでい

と思つてございませう。そうして子供さんが、おかあさんたちのつくつた協会を通して詩を書いたりしてゐる。この詩をひとつ読ましていただきます。難病の子供さん

が一般の健康の子供さんよりすばらしい能力を持っているということは、その子供さんが生きてはたとうにつらいんじゃないか、苦しいんじゃないか、そういうつまりその肉体自身が拷問にあっているような感じをいたしますけれど、そこを越えていこうとする。養護学校ではそういうことが必要なんじゃないか。肉体を越えさせる教育といいますが、先生方も、ほんとに大変です。養護学校の先生御苦労していらつしやるのを知っています。人手が足りない、ベッドが余っていても看護婦がいらない。それを総合的に集めましたところに筋ジストロフィーの生徒さん、重病な患者さんである生徒さんがいるということでございますね。これは小学校の六年生に適當する子供さんの詩でございす。私は、この場所であらう読ましていただきます。題は「神でもないのに」こういう題でございます。

「もし僕が空をとべたら
光とあそぶだろう
虹とたわむれるだろう
天使でもない僕だけで
もし僕が太陽なら
泣いている君に
幸福のない君に
暖かい光をあけよう
神でもない僕だけで」

こんなすばらしい詩を書いていらつしやる。全部の子供さんが、この詩を書いた生徒さんは、埼玉県ですけれど、みんなすばらしい詩を書いていらつしやる。一般の健康な子供さんと同じような。それ以上の詩です。それ以上の才能がある。自分のからだの肉体が二十五歳ぐらいになるとだめになるという自覚のもとに、もっと越えようとする。おとなよりすばらしいものを持っていらつしやる。この子供さんたちを洗たく場の炊事場が足りない、炊事をする人間が足りないから四十ベッドが余ってでも入れることができるんだとか、競輪の補助金で診察をすることによって潜在する三万人からの子供を診察しなきゃならないんだとい

うようなことをいち早く解決しなければいけないんじゃないか。そして、こういう子供さんに対する政治といえますが、行政といえますが、そういうことができたときに初めて福祉も一歩からできるようなんじゃないかと、こういうふうには、私は、この養護学校の問題について考えるわけでございます。

○委員長(世耕政隆君) 次に、順次御発言願います。

○白木義一郎君 ただいま提案中の法案につきまして若干の御意見をいたしたいと思います。

従来「特殊教育」と言いならわしてきています。が、この「特殊教育」ということは学校教育法では条文の中には使用されていなくて、第六章の章名として総括的に使用されてきています。さらに「特殊学級」ということは同法の第七十五条及び百七条で使用されておりますが、提案者はこの特殊教育、特殊学級の「特殊」という用語を改めて「障害児教育」、「障害児学級」と改正をしようとしています。私も、この用語については改正することに賛成でございますので、その立場から二、三お伺いしたいと思います。

昭和四十四年の六月十七日、当参議院文教委員会において当時補委員の質問に答えて坂田文部大臣は、特殊教育については改善したいという趣旨の答弁をしております。その後、文部省としてはどのように考え、検討を加えてこられたか。またさらに、四十六年の五月十九日、参議院内閣委員会において上田委員の質問に答えて西岡政務次官及び秋田国務大臣が、同様の特殊教育について改善したいという答弁の趣旨をされている記録がございますが、文部省は、その後どのように考え、検討を加えてきたかお尋ねをいたします。

○政府委員(岩間英太郎君) 用語の問題は、ただいま御指摘のとおりたいへん大事な問題でございますので、私も、その問題につきましましては、部内及び公聴会その他に意見を聞いたりいろいろ考えてきたわけでございすけれども、ちょっと

ことばの問題につきましては、これは個人、個人の語感等もございまして、なかなかいいことばがないためにいままでも迷ってきたわけでございす。たとえば、御提案の法律案におきましては、「障害児教育」というふうなことを使っております。また、「障害児教育」ということばもかなり普及をしまいたことは確かでございます。しかしながら、まだその「特殊教育」に比べましてどの程度普及しているのか、どの程度一般の方々の耳になれているのかという問題もあるわけでございす。

それから先般もちょっと申し上げたわけでございすけれども、現在学校のほうでは、たとえばろう学校というふうな名前も変えてほしいというふうな意見もございす。ろう学校を廃止する、いまの障害児教育というふうな用語から申しますと、聴覚障害児教育学校というふうにならなうわけでございす。もういふうな点につきましてはまだ私どものほうで結論が出ていないということでございます。

しかしながら、先般大臣もお約束いたしましたように、この問題につきましては、広く一般の方々の御意見を承り、それから内部で適當な機関を設けてこれに対して検討を加えるということにいたしましたと考えておる次第でございます。

○白木義一郎君 そうしますと、再三大臣が「特殊教育」、「特殊学級」の呼び名について改善をしたいと、すでにいま申し上げたように、四十四年の委員会当時から言われておりながら、いまだにいい呼び名がないから検討中だと、こういうことですね。どうも、本件の改正案の「障害児学級」、「障害児教育」というのは適切でない、この文部省のほうでは、あなたのほうではお考えなわけですね。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げましたように、だいたい一般の方々も「障害児教育」というふうなことをお使いになつてきておられます。したがって、決してこれが不適当なこと

ばであるということをお申し上げているわけではございません。たとえば「特殊学級」を「障害児学級」と改めるといふふうなことでございしたら、それも一つの案かと思ひますが、いま特殊教育と言われているものの中には、非常にいろいろな範囲が含まれております。養護学校につきましても、これを養護学校として残すのかどうか。同じように、その障害児学校というふうな改めるのかどうか、私は養護学校ということばはわりあいいいことばじゃないかと個人的には思つてございすけれども、それからろう学校をどういふふうに直すのか、盲学校をどういふふうに直すのかという点になります。皆さき方が、これがいいというふうな一致した適當な名前があれば、もちろんそれに変えるということとはやぶさかではないわけでございすけれども、しかしながら、一つだけ直せばいいというふうなことではないような気がするわけでございす。全般的にどういふふうな用語がよろしいのか、この点につきましてはなお検討させていただきますというのを申し上げておるわけでございす。

○白木義一郎君 いまここに改正案で「障害児教育」、「障害児学級」と改めるべきだと、こういう改正案が出ています。それについて文部省はその改正案に反対なのか賛成なのか。この「特殊学級」、「特殊教育」というその「特殊」というのを変えようというわけですね。こういう理由で、この「障害児学級」という名前、名称に変更しようという点については、文部省はこういう理由で消極的なんで、ほかにこんなような名称があるから検討中だとかいふようなお答えならばわかりますけれども、あくまで何年も何年もするするするこのままでいくというふうなことで、この改正案を提案した提案者に対しても非常に不親切だと、こういうふうに思つてございす。いかがでございすか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいままで何回か国会でも意見を述べているところでございすの

で、先生から御指摘ございましたことはこれは当然のことだと思ひます。ただ、特殊ということばがよろしくない、しからば、障害児というふうな直せばよろしいかということになります、別にその養護学校と重複はいたしませんけれども、養護学校というふうなことを使つて、これは必ずしも不適当だと言えないわけでございます。したがって、用語の問題につきましては、これはそれぞれの方々の語感の問題などもあるわけでございます。これをまあ一番皆さま方がびつたりとしていて、これをふうなことに改めるといふことを考へてみたいといふことで、大臣からもお答え申し上げておきますように、今後一般の方々の御意見も聞いてみる。また、文部省内でも、そういうふうな組織をつくりまして、そこで検討するといふことにいたしたいといふことを申し上げているわけでございます。決してこれが不適当だといふことではないわけでございます。

○宮之原貞光君 これは、白木さんのいまの質問とも関連しますけれども、文部省もこれを誤解しておるんじゃないかと思ひますけれども、提案者は、何も現在の盲学校、ろう学校あるいは養護学校の名前を変へるなら、その特殊教育といふそのものの考へ方を改めなさいと、改めるのは障害児教育と総称したほうがよろしいでしよう、こういう提起をしてゐるんです。それを、その筋でいふと、初中局長は盲学校、ろう学校の名前をどう変へるかとか、あるいは養護学校、養護学校を障害児学校と変へなければならぬのじゃないかと、こういう反問のしかたをされておられますけれども、これは私どもの法文を読んでいただければおわかりのように、たとえば特殊教育諸学校といふのを、私もは障害児教育諸学校といふ範疇の中で、盲学校あり、ろう学校ありで養護学校といふものを考へていくべきだといふの考へ方が一貫しておるわけですから、それを何らか矮小化して、一つ一つのみんなの名前を変へなければいかぬのだといふに、これは文部省当局が考へておるとするならば、それは誤りだといふ点を私は申し上げておきたい。ただ、なぜ、そうするかといふことは、何回も各委員の先生方の質問に対しても明確に申し上げてゐるやうに、少なくとも、その子供は憲法二十六条によつて教育を受けることの権利をどういふ子供でも持つてゐる。しかも、教育基本法の三條の機会均等といふならば、いわゆる心身に障害のある子供だから、それは特殊教育だ特殊教育だ。心身に障害がないから、それは普通教育なんだといふこの分け方のものの根本に問題があると。したがって、やはりそれは障害児の全体を総称するところの教育だとしたほうが、憲法二十六条の精神からいってこれは妥当なんだと、こういうふうなもの考へ方ではないと申し上げておるわけですから、それをその論法でいふと、いや盲学校もろう学校も変へるんですかとどうだといふのは、ちよつと私はためにするところの議論でしかない、この点だけは明白に申し上げておきます。

○白木義一郎君 いま、提案者にその点を実はお聞きしようと思つていたところが、先に御親切に御説明をいただきましたので、いまの説明について、文部当局はどのように、さらに、その考へ方を改め、前進的な考へ方になつていかれるかどうか、ちよつとお尋ねします。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在の盲学校、ろう学校、養護学校については、これは変へるというところではないんだといふお話でございます。養護学校といふふうなことは、これは直接に、具体的に、そういう教育を受けられる方の障害を明らかにしてゐるわけではございませんけれども、盲学校とか、ろう学校は直接にその教育を受けられる方々の障害をあらわしてゐるわけでございます。そういうふうな表示のしかたがよいのかどうか、これについてもやはり検討すべき問題ではないかといふに考へてゐるわけで、その点を申し上げたわけでございます。

それから、これはことばの問題でございますから、障害児といふふうな、つまり欠陥のあるやうな

なお子さん方といふふうな表現のしかた、これもいいかどうか。たとえば特殊教育といふのが、特殊といふ字がどうも耳ざわりだといふことでございました場合には、特別教育あるいは特別学級とかに言い換へたところでも、それでいいのかどうかといふ問題もあらうかと思ひます。こういう問題、特に語感といふ問題、これが日本民族としての感じ方としてどういふふうな用語が一番よろしいのか、こういう点につきましては、単に理論では割り切れない問題でございますから、そういう点を十分検討したいといふことを申し上げてゐるわけでございます。

○白木義一郎君 そうしますとまた繰り返します。この改正案には文部省は「障害児」といふ名前に変へるといふことには反対だと、こういうわけですか。

○政府委員(岩間英太郎君) こういうふうな行き方もあると思ひます。あると思ひますが、もう少し総合的に検討させていただきたいといふことを申し上げておるところでございます。

○白木義一郎君 次に、義務教育の開始、養護学校の義務設置の問題について文部省にお伺いします。

先日、局長は、片岡委員の質問に答へて、昨年十一月二十日に制定した政令第三三九号によつて昭和五十四年四月一日から養護学校における義務教育の開始、都道府県に対し養護学校設置の義務を課することを説明されております。その際、片岡委員は、文部時報を引用して寒川前特殊教育課長の座談会での記録をもとに質問されましたが、その際、局長は、あれは課長の個人的見解であつて、文部省としては、四十九年度から実施するといふ考へはなかつたとお答えになつておられますけれども、昭和四十四年の四月二日に、衆議院の文教委員会、養護学校の速記録によりますと、当時の坂田文部大臣は、養護学校を四十八年度までに各県に必置させる旨答弁しておられます。

四十八年度までに未設置県の解消をはかりたい旨を答弁しておられます。この大臣の答弁と担当の特殊教育課長の座談会の発言とは全く符合しているわけですね。

さらにその後、四十七年の五月三十日、第六十八通常国会参議院文教委員会において、宮之原委員の質問に高見文部大臣は、十年計画を七年に詰めてやりたいと答弁してゐるわけでありまして、このことを考へてみますと、文部大臣も答弁し、担当課長も大臣答弁の線に沿つて努力をしたが、いろいろな事情があつて五十四年度実施を延長しなければならなくなつたのではないかと心配してゐるわけですが、率直なお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 片岡先生に対する私の答へが、初めちよつと片岡先生のお話を取り違へまして、少しあいまいな答弁をしたように思ひます。あとからそれを補うようなお答えをしたつもりでございますけれども、まだ十分じゃなかつた点はおおびを申し上げます。

文部省といたしまして、四十九年度から各県に對しまして養護学校の設置義務を課するといふふうな考へ方があつたことは事実でございます。しかし、養護学校は一県に一所あればそれで済むといふものではないと、特に精神薄弱児の方が非常に多いわけでございますから、まあ各県で少なくとも、複数の養護学校が必要でございまして、盲学校やろう学校、これは一校各県でつくりますと、大体大きな県を除きましては、県内のそういうお子さん方を収容することができるといふわけでございます。したがって、設置義務を課すれば、就学義務も同時に充足できるというふうな関係にあるわけでございます。しかし、養護学校のほうは十校必要のところへ一校あるいは二校つくりましたも、それで県がもう私のほうは設置義務がないんだ、もうすでに設置義務を果たしたんだといふに言われまして、これは特殊教育の振興から申しまして非常に問題があるわけでございます。そこで、設置義務は義務教育と一緒に

考へるべきじゃないかということで、高見文部大臣からお答え申し上げましたように、十年計画を七年計画に縮めまして、そうして五十四年度から義務制にするというふうな方針を改めたわけでございします。なお、当時の寒川課長は、設置義務を課すると同時に、学年進行で義務制を考えたらどうかというふうな考え方を持っていたことは確かでございますけれども、しかし、学年進行でやりますと非常に技術的にむずかしい問題がございします。たとえば、初年度に一校建てましてそこへ全部一年生が入ってしまうというような事態が生ずるわけでございます。そういうしますと、実際の義務教育の施行にも影響があるわけでございますから、設置義務とそれから義務教育、これをまあ一緒にやりたいということ、そういう方針に変えてまして、五十四年度からこれを実施するというようにしたわけでございます。

○白木義一郎君　まあ、当局は、そのようないろいろな事情が、おありでいま御答弁されたことと思

いますけれども、今度は、それに該当する障害児やそれからその親の身になってみますと、四十九年度から大臣がそうすると言ったじやないか、で、子供たちがはくちの権利もようやく認められたのだと、うちの子供も四十九年度から義務教育が受けられると、一日千秋の思いで親御さんたちも待っていた、もう大臣が何回も答弁をしている、間違いないことだと思っていたところが、あと五年待て、延期になってしまった。当人たちの身になってみますと、何だか非常にやるせない思いをするのじやないかと思えます。特に、四十九年度に学校へ行けると、子供たちにとっては一生に一度の楽しみ、また入学式であつたでしょうけれども、このささやかな喜びを悲しみに変えてしまったと、そういう行政といえますか、いま盛んに田中総理が知育よりも徳育なんて言っておりますけれども、その総理大臣の文部行政に対する考え方からいっても、こういうそれこそあわれな立派な立派な子供たち、その家族に対する、全場にいるような子供たち、その家族に対する、全く徳育どころじやない、現実です、徳育に欠

ける行政を平気でやつていいかどうか。もう四十九年に学校に行けるんだと、さあ勉強に行けるんだぞと言っている親子が、それを裏切られたというその悲しみが政治の中にあらわされてないとなると、何だか、総理大臣がずいぶんあつちこつちでこのごろ教育の問題を言っておりますけれども、こういう家族や子供たちの立場になつてみますと、そういうことになるわけですね。その点、いまの御答弁は、まあいろいろな事情があつて十年計画を七年に切り詰めているじゃないかと、それだけであつては、教育という問題は片づかないのじゃないかと、こう思うのですがね。まあ、あなたの立場であれば、行政的にこれは詰めて解決していけばいいのだというふうなことになるでしょうけれども、それであつてはならないと思うのですね。もう一度、被害者といいますかね、喜びを悲しみに変えられた障害児、家族の立場になつてお考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員 岩間英太郎君）ただいま先生が御指摘になりましたように、期待されております障害児の方あるいは家族の方々に非常に不満を与えたなというところでございましたら、これはたいへん申しわけないことでございまして、この席をかりておわびをしたいと思います。しかし、坂田大臣がおっしゃっておることは、誤ったことを申し上げたわけではございませんで、義務教育には、都道府県の設置義務とそれから保護者の就学義務と二つあるわけございまして、坂田大臣がおっしゃいましたのは、都道府県の設置義務につきまして申し上げたわけでございます。つまり、各都道府県がどこでも少なくとも、一校は養護学校をつくるという義務を四十九年度から施行したいんだと、そういう意味で申し上げたわけでございます。しかし、その一校だけで済めばよろしいんでございまずけれども、それではとても済まない、大きな府県では二十校も、それ以上もつくらなければいけないというふうな事態の中で、設置義務を課すということとは、これは保護者あるいはそういう

障害児の方々ととりまじりたいへん申しわけないことでございますけれども、設置義務とそれからいわゆる就学義務、これを一緒に施行する、その時期は五十四年度からということで、一応目標を与えまして、各都道府県がそれに間に合うように養護学校をつくっていただく。また、それに必要な財源的な措置を国のほうでする。そういったしますと、学校がふえるわけでございますから、障害児の方々もかなりの方々が、その計画の途中におきまして就学する機会がふえてくる。そういうふうな効果もねらつて五年前から予告政令を出しておるわけでございます。そういう点もひとつお含みおきいただきたいと思います。

○白木義郎君 私から申し上げて、局長も子供たちの立場あるいは両親の立場になってみれば申しわけないというような御発言がありましたかたかたわら、あれですけれども、私どもは、現在の文部行政にはたいへんあきたらないものを持っているわけである、できるだけ早急に三権分立から教育問題を、文部行政を切り離して、四権分立で子弟の教育をもっともとつと充実しなければならぬ、そういう考え方を持っておりますけれども、それは、また明日を改めることにします。

次に寄宿舎の問題について、提案者にお尋ねをしたいと思います。

この改正案は、従来学校教育法施行規則第七十三條の三、第七十三條の四に定められていた寄宿舎及び舎監・寮母の問題を、障害児教育における寄宿舎教育の重要性にかんがみて、学校教育法に規定して、これを重視しようとするものと考えてよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○宮之原貞光君　そのとおりでございます。

○白木義一郎君 私たちも、障害児教育においては、生活学習、生活指導を通じて障害を克服し、生きる力をほんとうに身につけさせる教育として寄宿舎教育を重視していかなければならないと思うものであります。

この改正案では、寮母の職務を「保育又は……教育に従事する」とあって、積極的に寄宿舎教育

の方向性を打ち出したことはまことに同感であり、むしろ、文部省のこの方面における対策のすぐれこそ指摘さるべきであらうと考えております。

〔委員長退席 理事齋藤十朗君着席〕
なるほど学校教育法改正の政府案を見ますと、若干この問題に触れておりますが、政府案については、その職務のあり方や身分確立に触れていないことなど多くの問題点もあり、この部分について、政府案に直ちに賛成するわけにはまいりません。これは後日、論議を尽くさなければならぬ問題ですから、触れないでおきますけれども、当改正案に賛成の立場から寄宿舎問題にしほつて二、三点お尋ねしておきます。

陳情に來られた寮母の代表からお聞きしたことでありましたが、從來は寄宿舎という、障害児を入舎させて、けがやまた事故もなく生活をさせればよいと、このように考えてきたけれども、そのような管理主義的な立場ではいけないのではないかと、このように考へてきたけれども、障害児の生活をもつと楽しいもので、豊かなものにしてあげなければならぬ。そして卒業していつて社会生活を営むときには、まごついた、戸惑つたりしないように幅広い生活習慣を身につけ、またややもすると引つ込み思案になったり、独善的になったり、甘えたりしがちな障害児に、困難にぶつかつてもくじけずしに乗り越え、ねばり強く生き抜ける力を寄宿舎生活を通して育てていこうと、実践を彼女たちが始めた、こう言っております。この方面は、文部省の指導を待つてやつたのではなくて、毎日その障害児とからだでぶつかり合っている寮母たちの自発的な研究と実践の積み上げで進められてきたものと言わなければなりません。

そこで、寄宿舎教育というのは、このような熱心な教育愛に燃えた寮母たちの自主的民主的な教育の積み上げによってつくり上げられなければならないこととはだれ人も否定できない事実であると思ひます。ところが、このようなすばらしい

い教育を積み上げてきた寮母に対して、法律や行政はまことに冷たく冷遇をしてきたのではないかとしみじみ思うものであります。

で、第一、寮母という名称は、近代的な教育の用語としてはふさわしくないように思います。

で、本改正案は、何をさておいても、学校教育法上の位置づけをやるという意味で提案されたものであろうと思うのでありますが、この改正案が通れば、文部当局として寮母の名称変更、身分の確立、待遇の改善、学働条件の改善等について引き続き早急に対策が出されなければならないと期待するものであります。提案者は、この辺をどのようにお考えになつておられるでしょうか。

○宮之原貞光君 名称の問題は、とりあえず寄宿舎並びに寮母を必置をさせるところに力点を置きまして、この法案を提出いたしましたものから、いま御指摘いただいたところの寮母ということばが適切であるかどうかというところまで実は検討をしなかつたわけでございますので、とりあえずはやはり寄宿舎なり寮母を必置させるところに力点を置きたいと、こういう考え方で出したわけではあります。

ただ、質問者が御指摘いただきましたように、実は教頭法案と称せられる例の法律の中にも、確かに文部省も寄宿舎寮母の必置案を出してきておるのです。その点については同じなんです、ただ、私どもとしては、ものの考え方がやはり違うのです。これは名前ば、これでいいかどうかという問題とも関連しますけれども、私は、少なくとも、障害児教育の中におけるところの寄宿舎における寮母のあり方というものはきわめて重要な役割を持つ。言うならば、教育活動の一環として、この寮母の問題はやっぱり理解すべきじゃないだろうか。そういうことになりまして、政府案は「養育に従事する」という表現を使っている。これでは私は不十分じゃないだろうかと思うのです。もし、こういうふうな寮母というものの位置づけを「養育に従事する」ということになりすれば、障害児諸学校の施設、設備に従事するところの

たとえ技術職員とか、あるいは栄養士、あるいは看護婦、スクールの運転士、あるいは介助婦とどう違うかという問題と全く同列視されておるのじゃないだろうかという疑念さえわくのです。しかし少なくとも、やはり私は、二十四時間その恵まれないところの条件にあるところの子供たちが寄宿舎に入らなければならぬとするならば、それについて、教育の面でも母親がわりになつてやるのだという点を考えるならば、やはり教育というところに力点を置いて、教育に従事するのだという性格づけをまずきちんとの寮母の問題についてやっていくということが大事じゃないだろうか、と、こう考えまして、私どもの法案としては、そういったわけでございまして。

○白木義一郎君 私どもも、いまの提案者のお答えに大賛成をするものでありますけれども、この寮母のあり方について文部省のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもも、午前中御審議をいただきました学校教育法の一部改正の御提案の中で、同じような規定を設けることを述べているわけでございまして。ただ違ひますのは、この宮之原先生その他から御提案になつております学校教育法の一部改正の中では、「寄宿舎における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に従事する。」というふうなことを使つておられます。私どもは、「養育」ということばを使つておられます。私どもは、寮母のお仕事はたいへん重要で、しかも、ただいま白木先生から御指摘ございましたように、いろいろふうな研究を積み重ねていただいているというふうなおことばがございましたが、私どもも、そういう点につきましてはたいへん高く評価しておるわけでございまして、しかし、学校教育法の中で申しております教育と申しますのは、これは一定のワクの中での用語でございまして、その教育に従事するためには、免許状がやっぱり必要であるというふうなことになるわけでございまして。広い意味の教育に従事し

ておられるということ自体、そのことは別に否定をするわけではございませんけれども、学校教育法上の教育に従事するということになりますと、教員の職務等と重複したわけでございます。免許法上のいろいろな疑義も出てくるわけでございまして。そこで、私どもは「養育」ということばを使つておるわけでございまして、これも広い意味の教育、養育、育てる、はぐくむというふうなことでもございまして、広い意味の教育であることは間違ひないと考えております。なお、寮母につきましましては、後ほど参議院のほうで御審議を願う予定でございますが、教職員定数の標準に関する法律の一部改正でも、その増員をはかる、つまり、労働条件の改善をはかるというふうなことがございまして。また、現在でも教育公務員特例法の規定を準用する職員に入つております。また給与上も、高等学校の助教諭の給与表が適用になると、その上に特殊教育の調整額が加はるといふふうな、かなり私どもは、寮母というものの仕事を高く評価をしていくつもりでございまして。この上にも、こういう方々の待遇改善、それから定数の充実等につきましましては、努力をしてみたいというふうなことを考えている次第でございまして。

○白木義一郎君 提案者のおっしゃるのと文部省のいまのお考えとの開きですが、一般的に寄宿舎の寮母ということになると、そういうことになると思ふんですが、やはりこうやって非常にハンディを背負つた子供たちの生活については、もっともつとでできる限りの配慮をするということになりますと、いわゆる一般的な寮母の性格をさらに乗り越えたものを子供たちは必要とし、また、与えられるんじゃないかと、こういうふうに思ひます。で、寮母は教育公務員特例法を見ますと、その施行令で準教員となつておりますが、また、賃金面を見ますと、教育職俸給表第二表第三等級となつております。で、最近短大卒等の学歴を持つ寮母がふえてきておりますが、三等級の頭打ちになりますと、同じ学歴の者が教員として採用されますと、二等級に格づけられ、一生の賃金を計算

すれば相当な格差になると思ひます。これらの抜本的な改善について早急に対策を樹立しないと、児童福祉施設における保母の不足と同一現象が寄宿舎に発生しないという保証はないと思ひます。文部省は、抜本的改善について積極的な意見をお持ちかどうか伺ひをしたいと思います。いま、提案者のほうからのお考えをもとにしてお尋ねをしていくわけではあります。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま先生からお話しになりましたように、短大出の方も寮母として就職していただいているという、たいへん私にはありがたいことであるといふふうなことを考えているわけでございます。しかしながら、資格の面で私どもは寮母の資格を規定するといふふうなことは考えないほうがよろしいんじゃないか、むしろ、こういう障害児の方々の養育に熱意を持つてやつていただける方、そういう方々に広くこういうお仕事をしたいだくということが望ましいんじゃないか、また、それが先ほど鈴木先生からもお話しがございました看護婦不足とか、そういうような問題をある程度乗り越えていくようなことにならんじやないかということを考えているわけでございまして。しかし、それとそれから待遇の問題とは、これは別個に考えるべきことではないかという点でございまして、これはいま御指摘ございましたように、待遇の面それから身分保障の面、そういう点につきましては、私はできるならば教員と同じように、あるいは場合によりましてはそれ以上に厚遇するといふふうな手段を考えてもよろしいんじゃないか。いずれにしましても、たいへんお世話をお願いしているわけでありまして、たいへん熱意のある方々にお仕事をいただきたき、そういう方々の待遇は厚く保証するといふ方針でまいつたらいかかというふうなことを考えております。

○白木義一郎君 次に、定数法改正について提案者にお伺ひをいたします。現行定数法によりまして、障害児教育諸学校においては、小学校、中学校は義務教育諸学校の定数法、高等部は高校の定数法と、二分して法適用

を受けており、幼稚園については、定数法が定められていないのでありますが、改正案はこれらを統合して一本の法律にし、さらに、学級編制及び教員定数の基準を改正しようとしたものと考えてよろしいでしょうかとお伺いします。

○宮之原貞光君 そのとおりでございます。若干ふえんをいたしますと、文部省は、先ほどの質疑の中で、五十四年を目標に義務制化をやつてやるんだと。それに至るまでは一体どうしてくれるのかという面では、先ほどの説明である限りは、養護学校を一つのところは二つ、二つのところは三つにどんだんふやしていくのだという説明がありましたが、同時に、この教育の条件整備の面をやつたり積極的にやらなければだめだと思ふ。そういうような面から考えてみますれば、この障害児教育関係諸学校の学級編制、並びに教職員の定数を拡充していくということは、これはきわめて重要な課題じゃないでしょうか、こういうふうに考えまして、いま白木先生の質問にもありましたように、小学部、中学部は義務教育学校の法律のところに適用される、高等学校は違ふ、幼稚園はないということでは、いわゆる障害児教育の一貫したところのものができない、そのためには、やっぱり相互に緊密な連携のもとに、一貫したところの定数なりあるいは教職員の定員配置あるいは学級編制という方針を明示することが、私は幼稚園から一貫したところの障害児教育をより充実するために適切じゃないだろうか、このように考えまして、実は、この法案を提起をいたしましたところの次第であります。

○白木義一郎君 改正案によりますと、学級編制基準をあまり小さくすることなく教職員定数の基準に改善の重点を置いていこうと思われませんが、それは一対一の教育をというよりも、多様な学習形態に幾人かの教員が幾人かの子供たちにと、いわゆるチームティーチングの形を重視しようとするものなのではないでしょうか、その点をお伺いいたします。

○宮之原貞光君 御指摘のように、私ももととして

は、いわゆる障害児教育の実際の面を考慮いたしますと、普通教育の場合と違つて、やはりその子供の置かれていこうとする身体的なあるいは精神的なやつぱり状態というのを考えていくならば、いま御指摘のあったような面で、定数のほうをより充実をして子供さんの可能性を育てていくというところにこの重点を置いたほうが適切じゃないだろうか、このように考えまして提案をした次第です。

○白木義一郎君 御説明を伺いますと、まず私たちが、提案者の趣旨に全く賛成をせねばならないように思ひます。で、子供たちは子供の中で、集団の中で育つというのが子供の生活そのものであると思ひますが、子供たちの集団に手厚い教育をしようとする、当然教員も一人ではどうしようもなくなります。特に、障害の重度の子供の教育ではもちろんのこと、障害児教育については、一学級に複数の教員が必要だということは実践的に実証されているように考えております。この点、文部省としてはどのようにお考えになるか、画一的に考えられているのかどうかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（岩間英太郎君） 私どものほうは、まだ学級を基礎にいたしまして、それに対して必要な教員数を算出をするというふうな方法をとっております。その方法は小学校、中学校、高等学校等、まあ大体同じなわけでございまして。この御提案によりますと、まあ複数の先生を学級に配置をするということになっておるわけでございまして、まだそういう考え方はとっておりません。一つは、こういうふうな考え方をとるにいたしましては教職員がふえ過ぎる、ふえ過ぎというところは、そういうふうなつまり過剰者が得られるかどうかという問題になるわけでございまして。それがまあ一点でございまして、それからまあ現在の特殊教育につきましても、先ほど申し上げましたように養護学校の義務制というふうな問題、あるいは幼稚園の設置あるいは高等部の充実というふうな幾多の問題をかかえているわけでございまして、まあ

いわば学校教育の最後の部分でございまして、非常にむずかしい点もございしますが、いまのところは、私もそういうふうな対象になる方々をできる限り早く学校に全員収容していくというふうなことを目安に進んでいるわけでございまして。そういう意味から申しますと、まあ、普及のほうは内容の充実よりも先だと申しますと、ちよつと語弊がございしますが、どちらにウエイトを置くかと申しますと、やはり普及のほうにウエイトを置いて、そういうふうな障害のある方々をできるだけ早い機会にすべて対象にしていくというふうな方針のもとに進んでいるわけでございまして。そういう意味では、教職員の充実等につきましても、まだたまたま先生が御指摘になりましたような、学級に二人の先生を配置するというふうなところまでまいらないわけでございまして、それが今後の課題として、残された問題というところになるわけでございまして。

○白木義一郎君 いまのお答えも、また、先ほどの御答弁も、最初は伺つておりますと提案者の障害児並びに家族の立場に立つた改正案に、局長は人間的な立場ですこぶる賛成のような答えをなすておられますけれども、途中からいまいちのよう設備が先かどうかなんていうふうにくずれていってしまうので、まことに残念なんです、でき得れば、この改正案を全面的に文部省は採用をして、資格者が、過剰者がなくともそれを充足する努力の方向へ考えを進めるべきじゃないか、そういうふうに思ひます。自衛隊なんかは、応募者がなくてほとんどワクをだまげて予算を取つて、一生懸命ねじりはち巻きでまましてまで隊員にしようなんという、自衛隊は非常に積極的ですが、その点は、局長は非常に途中から消極的になつて、口にしませんが、提案者の説明を聞かれて、口にしませんが、ほんとうにそのとおりだと思ひながらも、後半は全然至つて官僚的になつてしまふ。まことに残念に思ひますが、やはり人間的な立場に立つてやつていかないと、なかなか恵まれない人たちは救われな

と、こう思ふわけであります。最後に、公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案について若干をお尋ねしておきます。

まず、提案者にお尋ねしますが、本法律案の骨子は、第一に、従来義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によつて教職員の給与費等につき二分の一の国庫負担を三分の二に改善しようとするものであること、第二は、栄養士、運転手などいわゆる現業職員の定数の標準を定めようとするものであること、第三は、教材費の国庫負担を三分の二に改めるものであることとなつていふところですが、それでよろしいでしょうか。なお、これらの問題点を積極的に取り上げた理由について、御説明をいただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 質問者が指摘をされましたように、そのポイントはいくつかありまして、若千指摘がありましたように、この公立の首、ろう学校の小学部、中学部にかかわる教職員の給与費及び教材費は、義務教育費国庫負担法に現行はよつております。それから養護学校のものは、公立養護学校整備特別措置法によつていふ。そして、それぞれ二分の一という状態でございまして、先ほど来から質問者も指摘をされておつたように、あるいはまた、障害児教育の実態からこう考へてまいりますと、普通のやはり小中学校の教育と違つて、非常に障害児教育の場合は多様なんです。しかもかつ、先ほどこの教育の実態から見ると、教職員もふんとふやさないければ十二分にやりこの障害児教育の実があらならないというふうな問題等々をこう考へてみますれば、片一方では法律のところで、普通教育と違つた特殊教育だとかういふながら、いわゆるこの定数のところは小中学校の普通教育並みだということでは、これは矛盾したところの話なんです。したがつて、ほんとうにやはりこの教育の重要性というところを考へれば、いま申し上げたような実態に即して、国庫負担率を三分の二にやつぱり引き上げていくとい

と、こう思ふわけであります。最後に、公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案について若干をお尋ねしておきます。

まず、提案者にお尋ねしますが、本法律案の骨子は、第一に、従来義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によつて教職員の給与費等につき二分の一の国庫負担を三分の二に改善しようとするものであること、第二は、栄養士、運転手などいわゆる現業職員の定数の標準を定めようとするものであること、第三は、教材費の国庫負担を三分の二に改めるものであることとなつていふところですが、それでよろしいでしょうか。なお、これらの問題点を積極的に取り上げた理由について、御説明をいただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 質問者が指摘をされましたように、そのポイントはいくつかありまして、若千指摘がありましたように、この公立の首、ろう学校の小学部、中学部にかかわる教職員の給与費及び教材費は、義務教育費国庫負担法に現行はよつております。それから養護学校のものは、公立養護学校整備特別措置法によつていふ。そして、それぞれ二分の一という状態でございまして、先ほど来から質問者も指摘をされておつたように、あるいはまた、障害児教育の実態からこう考へてまいりますと、普通のやはり小中学校の教育と違つて、非常に障害児教育の場合は多様なんです。しかもかつ、先ほどこの教育の実態から見ると、教職員もふんとふやさないければ十二分にやりこの障害児教育の実があらならないというふうな問題等々をこう考へてみますれば、片一方では法律のところで、普通教育と違つた特殊教育だとかういふながら、いわゆるこの定数のところは小中学校の普通教育並みだということでは、これは矛盾したところの話なんです。したがつて、ほんとうにやはりこの教育の重要性というところを考へれば、いま申し上げたような実態に即して、国庫負担率を三分の二にやつぱり引き上げていくとい

と、こう思ふわけであります。最後に、公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案について若干をお尋ねしておきます。

まず、提案者にお尋ねしますが、本法律案の骨子は、第一に、従来義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によつて教職員の給与費等につき二分の一の国庫負担を三分の二に改善しようとするものであること、第二は、栄養士、運転手などいわゆる現業職員の定数の標準を定めようとするものであること、第三は、教材費の国庫負担を三分の二に改めるものであることとなつていふところですが、それでよろしいでしょうか。なお、これらの問題点を積極的に取り上げた理由について、御説明をいただきたいと思ひます。

うことは

〔理事斎藤十郎君退席、理事内藤三郎君着席〕

緊急を要する課題だと、このように考えまして、この法律案を提示をいたしたような次第でございます。

○白木義一郎君 子供を持つ親の立場から、たとえば四人子供がいて、三人は普通の子供だと、一人だけいろいろできが悪いという家族で、普通の親は、まず、どの子もかわいければいいけれども、特にできの悪い子が一番いとおしいと、そこに強い愛情を他の三人の子供よりも注ぐのは、これは人情であり、人間性のしからしむところだと思えます。そういうことからいえば、二分の一の国庫負担を三分の二にという改正よりも、国をあげて至らぬ子供たちのめんどうは積極的に見ると、全額国庫負担にすべきだと、このように私は思っております。

で、まず養護学校の設立がおくれている問題に、各都道府県における障害児教育に対する理解度の問題が大きな問題であろうと思いますが、何といても、財政問題は重要なかわりを持つておりますので、三分の二と控え目に提案されたと思っておりますが、前進的な問題として賛成であります。

で、文部省としては先刻、養護学校設置、義務教育開始の問題でいろいろ問題点があると認めていらつしやるわけですが、その最大の問題として、地方財政問題、特に最近近は学校用地の獲得、建築資材の暴騰、養護学校用地の獲得、設立に非常に障害になっている問題が起きております。いわゆる総需要抑制のあり、あるいは公共投資の抑制のありで、そういう方向に行き悩んでいる現実であります。当然、物価を鎮静させ安定させる方策の一つとして総需要の抑制はこれはやむを得ませんけれども、現況の抑制は弱いほうへ弱いほうへとその波が押し寄せているが、したがって、同じ公共投資にしましても、こういったような小学校、中学校、あるいは下水道等の民間にぜひ必要設備については、政府は積極的に財政措置を

とらなければならぬ。その中でも、特にこういったような養護学校等の推進について——おそれなく、その問題を理由に答弁をなさると思っておりますけれども、さらに、積極的に推進するお考えを当局が持っているかどうかお尋ねして、私の質問を終わります。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、政府の方針といたしまして、五十四年度から義務教育を実施するということになったわけでございますが、それには必要に二百校近くの養護学校というものはぜひ現実に設置をしなければいけないというふうなことになるわけでございます。また、都道府県は、そういう義務を負ったわけでございます。したがって、都道府県がそういうふうなことを実施いたします場合に、支障になりますようなことがございました場合には、私どもも、積極的にそれにお手助けをするというところは、これまで当然なことであらうと考えております。そういう意味で、ただいま先生からの御指摘のございました幾多の困難、そういうものを乗り越えて五十四年度からの義務制に支障のないようにしたいというふうに考えるわけでございます。

○加藤進君 私は、ただいま提案されております障害児の教育をよりよくするための三法案に賛成する立場で若干の質問をしたいと思っております。養護学校を義務制にしてほしいというのは長年にわたる、障害児は言うまでもなく、その家族、いや全国民の切実な要望だったと思えます。五十四年に義務化する、こういうのが文部省の方針として出されましたけれども、まだ五年も待たせるのか、というのが切実な障害児及び家族の声だと思えます。

そこで、この義務制の実現を一日も早く行なうよう期待しながら質問をしたいと思っておりますけれども、この養護学校の義務制というのは、年齢に達した児童生徒を、その障害の種類のかんにかかわらず、また、その重症であるかどうかという程度にかんにかかわらず、漏れなく教育を引き受け、実施する、こういう趣旨であると、私は理解

するものでございませうけれども、その点、文部省はどのようにお考えでございましょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) そういうふうな心がまえで進めてまいりたいということを、先般も小林先生に申し上げたわけでございますけれども、まあしかし例外的に、治療を優先するほうが御本人の将来のためによろしいというふうな方もおられますし、それから実際問題としてまだ医学的それから教育学的に見まして教育のしようがないという方もおられると思えます。そういう方々をどういうふうに扱うか、これは義務制の施行までに十分検討しなければなりませんけれども、場合によっては、教育を行なうほうの側の限界ということも考えなければならぬんじゃないかというように申し上げるわけでございます。

○加藤進君 そうしますと、義務制にはすると文部省は言われますけれども、実は内容としては例外がある、こういうことですね。たとえば、こういう例はどうでしょうか。寝たきりの重症の障害児がいらつしやる、家族が付き添わなければならぬ、い生きることもできない、日々の生活にも困っている、こういう子供でありながら子供も親もぜひ学校で一緒に勉強してほしい、こういうことを強く願っておられるような子供や家族に対しては、この義務制はどのように適用されるのか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいまの先生のお話ですが、まあ程度とかその他、もう少し専門家の判断を仰がなければならぬというふうな具体的な問題であらうと思えますけれども、たとえば、先ほど鈴木先生から御質問ございました筋ジストロフィーの子供たち、こういう人たちは医療施設に収容して、そこに養護学校の分校をつくって、そこで教育をするというふうな行き方をしているわけでございます。そういう形態もあらうと思えます。それから自宅で療養をする、家族もそれから本人もそのほうがよろしいというふうな方々につきましましては、訪問指導というふうな方向で考えてみたい。ただ、そこまで至らないような、ほんとうに教育上対策のしようがないというふうな

方々につきましては、これはまあ治療を優先にしていたくということもあり得ることでございませう。しかし、あらゆる可能な方法を考えまして教育を施すことができるように私どもも努力をしてみたいというふうに考えております。

○加藤進君 その障害の程度あるいは環境の状況によっていろいろな方法を創意をこらして実施しなくてはならぬ、これは、私は今後の重要な課題だと思えます。とりわけ医療に専心しなくてはならぬ、こういう障害の方たちにとって、いまお話を聞きますと、病院にこういう人たちは行っても、教育というよりも医療のほうに優先、こういうような意見と受け取られますけれども、このように医療を要するようない子供たちに対して、学齢児に対して何らかの意味で義務教育を行なう、こういう決意は文部省としてはしっかりお持ちになっておられるかどうか。そのような児童について例外というふうなことで、判定の結果、そういう方たちの教育をいば実質的には免除するということを今後とも考えておられるかどうか、その点の所信をお聞かせください。

○政府委員(岩間英太郎君) 教育の免除ということとは、これは法律のたまえとしては、そういう制度がやはり残っていくだろうというふうな考えをいたしております。しかしながら、実際上教育をしたほうがよろしいというお子さん方につきましては、私はできるだけの教育を施すというふうな方向でいくのがよろしいのじゃないかと思っております。ただ、長い一生のことでございませうから、これは三年や五年おくれでも健康が回復する見込みがある、あるいは非常に障害の程度が重くて三年、五年たたないといふ程度普通の人と同じようにやっていくけないといふ方々につきましましては、そういうふうな医学上の配慮をするということとは、これはむしろ当然のことじゃないかというふうなことを考えるわけでございます。たとえば、重症心身障害児、強度の精神薄弱児の方でも、ある程度の年齢までまいりますと急にその能力が高まるというふうな例もあるようございま

す。まあそういう方々につきましては、むしろ、就学の始期を多少おくらせましても十八歳、まあ義務教育につきまして十五歳以上までお引き受けするといふ場合だつてこれはあり得るのじやないか。いろいろこういう障害を持つておられる方につきましては、個々の障害の程度あるいは個人の能力の開発の状況、そういうものにかんがみまして、具体的な方策を立てるといふのが、これは現実的ではないかといふように考えているわけでございます。

○加藤進君 いろいろこの点ではもっとこまかく質問をしたいわけでございますけれども、念のために重ねてお聞きしますのは、障害のいろいろな条件や状態、そのために施すべき教育もきわめて困難なことは言うまでもないと思ひます。にもかかわらず、学齢期に達した子供たちの障害児にとつては、すべて文部省は、政府は責任をもつて教育を行なう、こういう確固とした方針と立場をもつてこれから障害児の教育の義務化に当たられるのかどうか、その点だけ一言はつきりお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) そういう姿勢で対処したいといふふうに考えております。ただ、現実問題として先ほど来申し上げておりますように、個人個人のいろいろな事情、そういうものを考えながら、適切な方法をとるといふことはこれまた当然のことであらうといふふうに思っております。

○加藤進君 現実問題としては、やっぱりあるいは専門家の意見を聞くとか等々の措置をもつてやはり教育の猶予や免除も今後もあり得ると、こういうことですね。

○政府委員(岩間英太郎君) 保護者に対する義務を猶予しあるいは免除すると、そういう手続は、これは義務教育のたてまえから申しますと必要であらうといふふうに考えております。

○加藤進君 そのことは、お聞きしておくだけにしますけれども、重要な問題だと思ひます。厚生省にお尋ねいたしますが、去る四月四日の

厚生省通達によりまして、精薄児の通園施設への入所の条件として、従来は学齢児童について就学義務の猶予、免除を受けた者に限ると、こういうことがございしましたね。この規定を今回通達によつてはずされました。つまり就学義務の猶予、免除といふ手続を必要としないで、ここに社会福祉と教育とを統一して実施するといふことに私は踏み切られたと思ひますが、その点で私はきわめて前進だと、こう考えております。ところが、精薄児について今回とられた措置は措置として私たちは評価しますけれども、同時に、重症の心身障害者について早急に同じような措置がとらるべきだと思ひますけれども、その点の厚生省の見解はいかがでしょうか。

○説明員(北郷勲夫君) 重症心身障害児につきましては、特に就学の猶予あるいは免除といふような要件を特に課しているわけではございません。ただ、実質的に精薄の重度の方よりもさらに受けにくい、教育の対象となかなかなりにくいという実態がございしますが、特に通達等で就学猶予、免除を条件にしておるといふようなことはございしません。

○加藤進君 そうすると、重症心身障害者については、従来も猶予、免除の措置はとらなかつた、こういうことではございせんか。

○説明員(北郷勲夫君) 実質的には、就学の猶予あるいは免除を受けておられる方が多いかと思ひますが、形式的に、それを要件にするといふようなことはやっております。その考え方の背景には、実際問題としては、就学の猶予、従来の考え方でございしますが、猶予あるいは免除を受けている方しか入らないであらうといふような考え方がございまして、したがつて、精薄施設のように特別に通達を出して、その就学の猶予、免除等々の措置はなくても通達できる、入園できる、こういう措置をとられたけれども、重症の心身障害児の方についてはそういう猶予、免除の手続等々を従来も考慮しておらなかつたわけであるから、特にこれを撤廃せよといふようなことを措置としてしなくてもいい、こういうことですね。

○説明員(北郷勲夫君) そういうことでございまして、そのような方向でひとつ差別的な教育の猶予、免除といふことを早急に実際上取りはずしていただきたい、努力していただきたいといふことを要望しておきます。

また、社会福祉施設でございしますけれども、それに教育を加えて実施していくという厚生省の向きの態度については、私たちも敬意を表したいと考えております。

そこで、言うまでもなく憲法の第二十六条、教育基本法の第三条によれば、就学といふことは、その子供に障害があるとなしにかかわらず、すべてに保障される平等の権利であるといふことが明記されておると思ひます。また、学校教育法の第二十三条及び同施行規則の第四十二条には、保護者について就学義務を猶予、免除するといふことができるとは書いてありますけれども、これも子供自身の就学の猶予、免除をいっておるわけではなくといふことは、文部省も認められると思ひます。だから、たとえ保護者がその子供の就学義務の猶予や免除を願ひ出たとしても、そのことによつてその子供の教育を受ける権利が奪われることとはないのであつて、同時に、国や自治体などの学校を設置する義務を免除されるものではない、こういうふうに、私は理解するものでございまして、その点いかがでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) それは、ただいまおっしゃつたとおりだろつと思ひます。実際上憲法で就学義務、保護者がその子女を就学させる義務があるわけでございします。それをどういふ場合に猶予、あるいは免除できるかといふような手続、これはまあ憲法上の義務を課した——からには、そういうふうなものが当然必要になると思ひます。それを規定しているわけで、子供が教育を受

けるといふ権利を侵すといふふうなものではないわけではございせんか。

○加藤進君 でそれから今日、現に行なわれておる就学の猶予、免除といふことは、その障害児の父母の願ひ出と申しますか、届け出による、願ひ出による、こういうことですね。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでございまして、就学の義務が保護者に課せられておる。その義務を履行するような状態にない、そういう場合には、当然憲法の規定のもとにある国民といひましたし、そういうふうな手続をしていただけるものと、こういうふうなことを考えまして、そういう考えのもとにこういう規定があるわけでございします。

○加藤進君 でそれから就学の猶予、免除という措置は、保護者の願ひ出による以外にはとれない措置であるといふことが明確になつたと思ひます。そこで、私はお尋ねしたいのは、一九六二年十月十八日に出来た文部省初等中等教育法の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童、生徒の教育的措置について「こういうのでございしますね。その中にこういう文言があります。「白痴、重症痴愚、重症の脳性小児及び現在進行中の精神疾患その他これらと同程度の高度の障害を有するが、または二つ以上の障害を有し総合するとその程度が高度になつてゐるものなど」この次でございします。」「など盲学校、聾学校または養護学校における教育にたえることのできない」と認められる者については、その障害の性質および程度に応じて就学の猶予または免除を考慮すること、」こういうのがございしますね。これは教育を与えることのできない」と認められる者について、就学猶予または免除を考慮することといふことが通達されてい

ます。憲法、教育基本法によりまして、すべての子供にその能力に応じた教育を保障しておられますし、学校教育法でもどんな重障害者であらうと教育できないという規定は一つもありません。実際には、どんな重障害者にも教育は必要でありますし、

また、教育は可能だというのが現在の認識であります。そのために、教育に耐えることができない、教育に耐えることができないと認定させれば、就学を免除して教育しなくてもいいと、こういうことになるのでしょうか。このような措置は、父母から、保護者からの申し出、願出は何もないんです。教育委員会が、そう認定すれば、これによって就学を免除して教育をしなくてもいいということになる通達ですね。これは、どういうことでしょうか。先ほど言われたことについては保護者が届け出、願出をした場合に初めて就学の猶予、免除が行なえるというふうに言われました。ところがこれによりまして、教育委員会がそう認定すれば就学の猶予、免除をすることができ、せよとこういう行政指導じゃありませんか。このようなことの言える、また、このような通達の出せるような法的根拠というのは一体どの法にあるのでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) それは、先生のお考え方がちよつと間違っているんじゃないかと思いますが、これは、父兄は理由がなくて自分が保護している子女に教育を受けさせないというふうなことはできないわけです。どういふ場合に教育を受けさせなくてもいいかといへば、こういう場合にはやむを得ないから教育を受けさせなくてよろしい、そういうふうな場合に解すべきであつて、ここに書いてございますような方々につきましては教育の可能性があり、それだけの受け入れ態勢があれば、それは当然教育を施すということに努力をするというところは、これは当然のことでございます。ただ、現実問題として、まだ医学的、教育的にも未開拓の分野でございまして、現実問題としてお預かりできない、お預かりして教育する自信がないというふうな方もそれはあると思います。そういうふうな方々につきましては、これは現実的なやっぱり処理をせざるを得ない。やはり能力の限界というものはあるわけでございまして、そういう場合には、私どものほうでも引き受けをするということができないという場合もそれはあろう

かと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、訪問指導その他の方法をできるだけ開拓いたしまして、そういう方々にも教育を受けるといふ機会を与える、それを拡大していくということ、これは行政の責任としては、当然であらうと思ひます。

○加藤進君 私の聞いてゐるのは、行政の立場からいふとそうせざるを得ないというふうなことでなしに、こういう措置が、文部省として下部の教育委員会に通達できる、行政指導ができるという、その行政指導上の法的根拠は、一体どの法に基づくかということを知りたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) それは、どういふ場合に、憲法では保護者の義務を課しておる。義務を課しておるわけですから、それに対する猶予とか、免除とか、そういうふうな規定は当然必要になつてくる。どういふ場合に、猶予や免除ができるのか。保護者の都合によりまして、当然子供が教育を受けられる状態にあるにもかかわらず、その保護者の義務を履行しないというふうなことは、これは憲法上も、それから法律上も禁じられておるわけでございます。どういふ場合に、それでは、猶予とか、免除を認めてよろしいかといふ基準というのは、これはそのときどきの状況によりまして、国のほうで、一定の基準をつくる、それを指導するというところは、これは当然のことである。だれが見ても、こういう方々について猶予とか免除とかをするというところはやむを得ないというふうな判断、これを行政当局がやるということ、これは少しも差しつかえないことではございません。

○加藤進君 そういうことで、父母、保護者がそういう願出をするというよりも前に、教育委員会がこのような子供は教育し得ないと、教育に耐えないと、こう認定して、これを教育義務からははずすと、こういうことが、今日までとられてきた、私は重大な差別であり措置であると思ひます。この点を今はいよいよ五十四年度、おそ過ぎはしませけれども、義務化に踏み切られるという段階で

ございまして、先ほど申し上げましたように、訪問指導その他の方法をできるだけ開拓いたしまして、そういう方々にも教育を受けるといふ機会を与える、それを拡大していくということ、これは行政の責任としては、当然であらうと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいまのところは、養護学校の義務制が敷かれてないわけではございませんから、そういう意味で、保護者の就学義務を免除する、あるいは猶予するという範囲が広がつたであらうということとは当然考えられることではあります。これが養護学校が整備をされてまいりまして、いよいよ義務制になるということではございまして、その範囲もまたおのずから縮まつてくるというふうなことであらうと思ひます。ただ、具体的に、どの程度のお子さんまで養護学校で実際に教育ができるのか、それがまた本人のためになるのかという問題、これは別途に真剣になつて検討しなければならぬ。いま、そういうお子さん方をお預かりするような機関は、養護学校のほかに児童施設とか、福祉施設等もあるわけではありますから、どちらのほうでお願いしたほうがお子さんのためによろしいのかというふうな点、これは、個々具体的にまた真剣に検討しなければならぬ問題であらうかと、あくまでもお子さんを中心にしてそういうものを考えるという態度で臨んでまいりたいというふうに思ひます。

○加藤進君 これは、もうすでに国会におきましても再三問題になつた点ですね。これはわが党だけから言ひましても、小笠原貞子委員が、文部省や厚生省の通達の中に不当な差別的な条項がある、これを撤回してほしいという要求を再三行なつておられます。そういうことは、当時高見文部大臣は、これに対してこう答えています。通達は破棄

せず、扱いとしては猶予はいたしましたが、免除という扱いは特別の申請のない限り扱ひません、このような姿勢で臨みたいと思ひます。このように、いまの初中局長の御答弁よりも前向きな答弁をすてにしておられるわけでありまして、それから斎藤厚生大臣は、「厚生省のほうの通達につきましては、文部当局とも打ち合わせをいたしまして、私の考え、個人の考えをいたしましては、撤回をいたしたい、かように考えております。」これも厚生大臣の答弁であります。こういういわば通達の撤回を要望して国会で論議して、そして、大臣もまたこれを固執するということとはできにくいといふことはもうすでに明らかになつておるわけではあります。しかも、五十四年度に義務制にするという段階から言ふなら、子供の立場を考へてみて、ある子供たちは義務教育に耐えな

いだろうかといふことを切り捨てるのではなく、このように子供についてさきほどのような配慮を行なつていくなら教育の上で十分にこれを守つていくことができるか、そのために、具体的にはどう措置をとるべきかという方向に、私は、文部省の行政あるいは厚生省の行政が進んでいかなくてはならぬ、こういうふうな考へておりますし、その立場からいって、もちろん外国にはさまざまな例はありますが、イギリスなどはすでに一九七二年就学免除の制度を全廃して、障害児を三歳から義務教育に入れておるといふのが一つの国際的な趨勢をあらわしておると思ひます。そういう意味では、従来の考へ方とは異なつて、これに固執しておれば五十四年度義務制の実施というところは現実的には不可能だ、こういうふうなわれわれは見ざるを得ないわけではございまして、一つ一つこの障害になるような通達等々は、一つ一つこの障害になるような通達等々は、希望を持たしていい。

○理事(内藤三郎君退席、委員長着席) こういうことが私行政当局者の責任ある態度ではないか。しかも、法的根拠等を追求していくなら、その法的な根拠というふうな法律は存在しない、

こういう問題でございますから、私は、その点について重ねて文部当局の積極的な前向きな、やはりこの点についての御検討をいただきたいということをお願いしておきますけれども、その点は、厚生省もひとつお答え願いたいと思いますが、その厚生省、文部省、文部省のお答えを願ったあとで、提案者にも、その点の御見解をひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 障害児の教育というのはたいへんむずかしい、それからまた、配慮を要する教育でございますから、これは一面的にだけ考えるというのとはどうかというふうな考え方もあるわけでございます。そういう意味では、先生のお話、確かにまあ保護者の立場から申しますと、そういうふうなこともあるわけでございまして、けれども、また一方で、保護者の親権という点も考えなければいけない。つまり中には、たとえば知恵おくれのお子さん、そういう方には親御さんのほうから一年おくらせて学校へ入れたいのだというふうな御希望もあるわけでございまして、そういう場合に、猶予をしてほしいというふうな御希望もあるわけでございまして、そういう希望も、お子さんのためにはそうしてやったほうがよろしいというその親御さんの願い、それからわれわれもまた、そういうふうな判断する場合があると思ひます。そういう方々に猶予という制度が生かされるという方法もまた講じなければいけない。親の親権というものの、教育の権利と申しますか、教育を行なう権利、そういうものも認めなければならぬ。それから他方では、親御さんが自分の責任を放棄されるような事態が最近起こっております。子供をロッカーの中に入れてしまつとかいふふうな事件も起こるわけでございまして、単に親御さんがめんどうだから子供を預けたいというふうなことでもあつたと思はれます、これはやはり問題があるわけでございまして、お子さんの立場を行政当局としても考える。そういうふうなことで、あくまでもお子さんを中心にもめごとを考えるという立場で、私どもはこの問題に臨みたいという

ふうに考えるわけでございます。

○説明員(北郷勲夫君) いまの初中局長からもお答えした考え方と私どもも同様でございますが、障害のあるお子さんを中心として医療、福祉、教育、こういった三つの側面からそれぞれのお子さんに合ったやり方で最も適したやり方がとられるということが私どもの目標でございまして、先ほどの御指摘のございました通達の廃止につきましても、通達の改正につきましても、文部省の御当局とも御相談しまして、その積極的な御賛同を得て、文部省のほうの障害児に対する施設に入っておりますお子さんの教育についても御協力を得ると、こういうお話、御了解のもとに、私ども通達を改正いたしておるわけでございまして、いずれにしても、目標は子供にとって何が一番必要かと、福祉、教育、医療、こういった三つの側面から、それぞれそれのときに障害児に必要なことが行なわれるようにと、こういう考え方を目標にして進めていくと、これが私どもの基本的な考え方でございます。

○宮之原貞光君 先ほど来、加藤さんから義務制化された場合の障害を持つてるところの子供の教育の保障の問題について具体的に御指摘があつたのであります。私は、基本的には全く加藤さんと同じ立場に立っております。少なくとも、憲法二十六条あるいは教育基本法の三條、受けるところの子供の権利という立場、教育を受ける、そうすれば、当然これは例外があつてはならないと思ふ。いわゆる就学をすることの形態の相違はあつても、例外があつてはならないと、こういう考え方を貫かなければならぬと思ふのです。したがつて、今日問題となつておりますところの就学猶予あるいは就学免除の問題にしても、これはもう原則的には、私はおかしいと思ふ。もし、こういうところの事情があるとするならば、その事情を早急にやっばり排除をして、条件を早急にそろえていくということは私は行政当局、ことに教育行政を預かるものとしてはなさなければならぬところの面じゃないだらうかと思ふ。そういうところの角度から今日の障害児教育を見れば、なるほど法律上就学猶予の問題というのが父兄につけられておりますけれども、これは実際はどうかと

いうと、ほんとうは親御さんはやりたいたいのです。やりたくてもやれないような条件があるというところに、私はまず問題があるというところをお互いがやっばり見抜かなきゃならぬ。それをその親御さんがいやそれは免除させてもらいたい、あるいは猶予させてもらいたいという願ひがあるから、それを聞かなきゃならぬというの、私は逆にやないかと思ふ。その証拠には、文部省のこの統計表の四十八年度を見ましても、養護学校の十八校もあつたところの県があるけれども、一県一校しかないところの県が五つもあるんですよ。非常なアンバラなんだ。それならば、その一校しかないところの県の財政規模状況は、ほんとうにほかのところと比べて違ふかというところと違ふ。たとえばこの中で大分の規模とあるのは三重などと対比をいたしますと、大分は養護学校が十四あるんです。十四。ところがまあ三重は、例をあげて悪いんですけれども、一校しかないんです。これはやはり地方教育を預かるところの行政の姿勢に問題がある。あるいは文部省の姿勢にも問題があるんですよ。それをやりなさいやらないさいと

言つて、ただ口先で奨励したんじゃないものにならぬ。これを少なくとも大分がやるところのこの財政の規模を見てもらなさいや。十四もあるというところと一校しかないというところとある。この点を考えるならば、行政の姿勢としては、まずその条件をどんどんどんつくつてやつて、実質的に、この就学猶予という問題の事態が起きないようなやりのものをやつて初めて、万やむを得ない云々というなら話もわかりますけれども、どうもその文部省の答弁を聞いてみると、その父兄の願ひというものに藉口して、自分たちのこの問題に對するとこの私は行政指導、積極的な姿勢面で非常に立ちおくれがあるんじゃないだらうかと思ふ。

う。まあ、これはよけいなことかもしれないけれども、田中さんはきのうの演説でいわゆる弱い者いじめはしないというものを十訓もつくるんだそうですけれども、ほんとうにそういう気持ちがあるならば、学校教育においてまずこれをやればいんですよ。一番弱い条件にあるところの子供たちの教育にまずみんなつくつてやるんだということをお互い言つて、あああの人の言うところの徳育はりつぱだこれでも言うでしょう。そういうことはたなな上げて、日常の教育の中でやるんだやると言つてみたつて、ここにやはり国民が実感として受けとめられぬところの私は問題があるんじゃないかと、こう思うだけに、この就学猶予の問題としては、まずそのものはやっばりはつきりする必要があるんじゃないかと思ふんです。

なお、それと関連をして、私はこの機会に申し上げておきたいことは、この就学猶予の子供に対するところの訪問教育の問題です。この訪問教育の問題も残念ながらいまの仕組みの中ではその就学が免除されているところの子供たちに対してはその手だてがないんです。猶予届けを出して猶予したところの子供にだけこの訪問教育のシステムができておる。まあ、文部省はこのために二億四千万は予算を取つたと言つて大いばりな教育を受けるところの権利が保障されているかというとな。しかも、その訪問教育をするところのその訪問者がどうかというところ、これは学校教育法に基づくところの学校の先生じゃないんですよ。言うならば退職などでやめられたところの学校の経験者の人をただ教育委員会が雇つてやつてゐるにすぎない。ほんとうにこれを教育の一環としてやるんらば、これはやっばり現職の先生でも定員をうんと取つてこれを積極的にやつていくと、こういうものの拡充がうんとされてこそ、この就学猶予の問題に立つたところの訪問教育というものも完成されなかならぬ。そういうふうな面から見れば、ましてやその免除云々という問題は、先ほどの問題から見ると、これはやはり

訪問教育という面をうんと拡大をしていくとするならば、これも私は解消されていくと思う。そういうような一つ一つの具体的なものの条件を積極的につくっていく、その姿勢のないところに私は障害児教育という問題が、——五十四年には義務化すると言いつつ、いまこの問題を解決することなしに、いたずらに年限だけそのときに至つてみた場合には、私は、また加藤さんがおっしゃるところの例外という条件がまたできてくるんじゃないだろうか、これを憂えるがゆえに、いま一番になさなければならぬのは、そういう行政のペースでもできるところの問題を積極的にやっていくことこそが、私が先ほど来、加藤さんが指摘するところの問題、あるいは答弁されているところの皆さんが、名実ともにこの実現することのできるところの私は要因になるんじゃないだろうか、こういうことも強く考えておりますだけに、これはひとつ今後文部省もあるいは厚生省も、施設の充実という面ではいわゆる医療施設と教育施設とを一体化するということによって解決されてくるわけですから、先ほど鈴木先生から筋ジストロフィーの問題が出ましたけれども、ほんとうに障害児の子供にも教育が生きがいをするという先ほどの初局長の話をそのまま真に受けるとするならば、いま申し上げたことをやってみようか。したがって、そこをとお互いがやはり明確にし、今後やっていただきたいものだと思いますし、提案者としては、それに至るところの道程の問題として、とりあえずこれだけは最小限度の問題として皆さんの御協力をいただきたいと思つて提案をいたしておるわけでございます。

○加藤進君 全くわが意を得たような御答弁をしていただきまして、どうもありがとうございます。まあ、戦前のことは言うまでもなく、ともかく長い間障害児がどんな状態のもとに置かれてきたか、重い障害児に教育など必要はない、大体教育などできない、これが通例としていわば学校教育から全く切り捨てられてきたというのが現状だと思います。しかし現在はどうか、もうそういう認識はいまは通りませんよ。いろいろな運動、いろいろな国民の要望、こういうことの結果、寝たきりの子供でもいまは教育を施すべきだと、提案者の言われたことがいま現実の要求となり、問題になっていきます。障害は重ければ重いほどその子を生かしていくために、その子を発達させていくためには、行き届いた教育をやらなければならぬし、その義務がある、こういう私は義務感に基づく取り組みこそ、今日求められているものだと思います。教育の要らない子供、できない子供はそういう観点から言うと一人もない、こういう立場に立つてこそ、私は障害児教育をほんとうに義務化するという精神が生きていくのではないかと思います。したがって、そういう立場から言うけれども、教育はしたいが、あの子には教育よりも医療が必要なんだというふうな見方も起こってくる子供たちもあると思います。私は、その点では厚生省の方が言われたように、何も教育は教育だけ、福祉は福祉の仕事、医療は医療などというふうな、いわば行政上の区分によつてこの子供たちの処置を考へるなどということも今日通らない、通用しないと思うんです。そこで、私たちの願ういわば養護学校というもののあり方から言うなら、何も学校へ入れて教育をやるといふだけの養護学校ではなく、そこでは福祉の問題も手厚く、医療の問題も十分に配慮していただけるような養護学校をつくってもらえるかどうか、私は、ここに問題がかかってくるべきであるし、学校に行けない子供は提案者の言われたように自宅で、在宅で、そしてこれに教育をする、世話をする、こういういわば制度を現実的に打ち立ててつくっていく、国が率先していくというのが、私は、義務化に向かう文部省あるいは国の施策のあり方だといふふうに考へるわけでございます。その点につきまして、私はここで愛知県の県知事に向かつて重症の障害児を持った母親が訴えた訴えの手紙の

一部がありますから、これをちょっと皆さんに御紹介したいと思つています。

「知事さん、私達にはほかに方法がありませんのでお手紙を差し上げるわけでございます。うちの子供は今年十歳、四月になると学校へ行つていけば五年生になる年齢ですが、重症の脳性マヒで、いまだに寝たまま、おすわりはあきらめ、寝返りもできない女の子でございます。

他の教育を受けることのできない重症者の人達ちを見るにつれ、また、重症の子供でも教育によつてはどんなに成長したかという例を聞くにつれて、どんな子供にも教育というものは必要なのだ、ほつておいてはいけなかつたと思つたようになりました。

知事さん、こういう在宅重症児のために、新年度からぜひ訪問教育を実施していただきたいのをごさいますか、いかがでしょうか。」と、こう言つて、このお母さんは、「そして初めは一週一回でもいい、近くの学校か幼稚園を借りてでも、近くの子供たち二、三人からでもいい、そこから一緒に教育をすることを始めていただいてもけっこうです。そして入学式とか一カ月、二カ月に一度くらいは養護学校に集まるようにしていただけたら子供たちはどんなに喜ぶでしょう、どんなに生きがい、励ましを受けるでしょう、知事さん、また来年まで就学猶予にならないようぜひお願いいたします。」私は、これが重症障害児を持った母親は言うまでもなく、こういう障害児の教育に関心を持つすべての気持ちを私は代表している、こういうふうには言わざるを得ないと思つてございまして、くれども、こういう母親たちの願いにこたえて文部省は、重症の子供たちにとつてもたとえどのような困難があろうとも教育を受ける権利については権利として存在するのだから子供たちにも教育の手を差し伸べるべきだ、まして、教育を受ける権利を奪うような就学猶予・免除の規定などは取りやめるべきだ、こういう立場に立つていただきたいと私は願つてございまして、その点の点はどうか、あらためてお聞きしたいと思つています。

○政府委員(岩間英太郎君) できるだけ多くの障害児の方々に教育の手を差し伸べるといふようなお気持ち、それには全く同感でございます。ただ、猶予・免除といふのは、これは法律上の制度でございます。いま、これは法律上の制度として割り切つて考えればよろしいことで、教育に関するお子さん方の権利、そういうものをできるだけ生かすようにあらゆる方策を考へるということは行政上私どもの義務であらう、責任であらうといふふうに考へるものでございます。

○加藤進君 私は、再三申し上げますけれども、五十四年度からともかく養護学校を義務化する、こういう大方針を出されたわけでございますから、この五十四年に至る五年間においてさえ、これらの養護を要する障害児に対して可能な限りの手を行政上差し伸べる、こういう立場に立つて私は行政を進めていただかなくてはならぬ、こういうことを特に希望をいたします。今日は、残念ながら、私の希望に十分にこたえられ得ないような現状だと思つても、希望だけは切実に私は文部省あるいは政府に申し上げておきたいと思つています。

そこで、五十四年度に義務化を実施することになれば、いま文部省としては、何に手をつけて何を準備しなくてはならぬかという問題が私にはあると思つています。

その第一には、一体、文部省は現在の全国に広範に存在する障害児の実態、現状どのような状態に置かれておるかというところをしっかりと把握しておられるかどうか、私は、その点についてすでに文部省は七二年度に就学猶予免除などの調査を行なわれて、その結果を昨年の八月には発表されておるわけでございますけれども、この調査はどのようなものを対象とし、どういう方法でやられたんでしようか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは就学猶予・免除を受けておる者の中からサンプル調査で第一次の調査を行ないました。さらに、その中から選ん

だ児童生徒につきまして詳しい調査を行なったわけでございます。全体としては、就学猶予・免除の状態、それからどう理由で就学の猶予・免除等が行なわれているか、それから医療機関とかその他の判定あるいは診断をどのように受けているか、そういうふうな調査を第一次に行ないまして、それからさらに、第二次的に詳しくそういうお子さん方の行動、それから言語その他の障害の現状、それがどの程度に重いか、それから就学猶予・免除を受けた者がどの程度また学校へ復帰と申しますか、学校教育を受けるような状態になつていくのか、そういうふうなことについて調査をしたわけでございます。引き続きまして、四十八年度に長欠の児童生徒につきましても現在調査を進めておるところでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、これはサンプル調査でございます、全体の状況と申しますか、大体的な現状を把握するというようなことが主眼でございますまして、実際に義務制になるといたしまして、これはほんとうに一人一人のお子さん方の全体につきましても調査を進める必要があるということで、私も、義務制の実施までには十分な調査ができますようにつとめてまいりたいというふうに存じます。

○加藤進君 第一次の、いま申しました七二年度に行なわれた調査というのは六、七歳児に限ってやられたわけですね。そうして全体のとにかく就学猶予・免除者の名簿の中から大体七〇程度の抽出でやられた調査だと、これですね。ですから、この調査でわかることは大づかみに大体どの程度なんだらうという概算ですね、これは。私は、このような状態ではほんとうに行き届いた障害者に対する義務教育に役立つかといえ、これはもう役立たないのは当然だと思ひます。しかも、就学猶予・免除者の名簿だけにいわば未就学児があるかという、そうじゃない、御承知のとおりですね。広範な未就学児が存在する、こういう点で、文部省も若干注意を向けておられるようでございしますから、私はここで福井県鯖江市で行なわれた

不就学障害児の実態調査活動の中から指摘された点を簡単に御注意申し上げたいと思ひます。第一に、就学猶予・免除の名簿に載つた子供だけでは全く不十分で、この就学猶予・免除の名簿には猶予免除を願ひ出した親、その願ひを出さなかった子供たちの名前も名簿に当然のことながら載つていない。だから、願ひ出のなかった子供たちの存在と実態をどう把握するか。それからもう一つは、学齢期を過ぎた子供の名前もこの名簿からはすでに消されている。小学一年に一応就学したけれども、途中で長欠したりしておるような不就学の状態になつた子供もこの名簿には載っていない、こういうのがまず第一の指摘です。それから第二には、在宅障害児以外にいろいろな施設の中に不就学児が存在するということがわかつたというのです。

これは特に厚生省の施設にも関係しますけれども、第一に精神病院に存在している。小児科病院、こころには慢性疾患児などが収容されている。精神薄弱児、ろう児、肢体不自由施設に存在している。重症心身障害者医療所に存在している。少年院、特に医療少年院にはきわめて多い。教護院、そして精神薄弱児、肢体不自由通園施設に存在する。こういうところをいけば洗いざらしにして足で歩いて調査をするという努力をしなければ、これは私は現在の障害児の実態を正確に把握して、これに対応するような教育をどう施すかということとは私は不可能だと、こういうふうに思ひます。ございしますけれども、こういう点で、すでにいろいろあるところで努力もなされ、運動の中で成果をあげておる調査がありますから、こういう各地の調査活動等に十分学ばれながら障害児の全国的な実態把握のためにひとつせつかつく努力をまず第一にしたい。ただかなくてはならぬと考えますけれども、重ねてその点についての御見解をお聞きしたい。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘になりましたように、いろいろなところに収容されているような子供たちがおるということ、これは私も容易に想像できるところでございしますけれども、義務制を施行するといつたした場合には、これはそういう調査を行なうということはある意味では不可欠の要件でございまして、これは都道府県の教育委員会あるいは市町村の教育委員会と相協力をしていまして、義務制の施行に遺憾のないようにつとめてまいりたいというふうに考えております。

○加藤進君 大体いつまでをめぐにしてその準備をやられるのでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 五十四年度から義務教育が施行されるということになるわけでございしますから、いまの考えでは、少なくとも一年前ぐらいにはそういうものがある程度把握できていなければこれは困るじやないかということでございます。いろいろな事務の問題もございまして、はたしてそのとおりいくかどうかはわかりませんが、私も、私の心づもりとしましては、それぐらいをめぐにして完備した調査が行なわれるようにつとめてまいりたいというふうに考えております。

○加藤進君 何県になりましたか、総計は。

○政府委員(岩間英太郎君) これは十六県でございます。

それから、病弱、虚弱の養護学校の未設置の県は岩手、山形、富山、石川、岐阜、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島、十八県でございます。四十八年度に三十八校以上の養護学校が設置されておりますし、それから四十九年度にも同程度のものが設置をされる見込みでございします。したがって、こういう未設置県は、急速に解消されていくというふうに考えております。

○加藤進君 いつまでに全部こういう未設置県が解消できるのでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どものほうは都道府県にできるだけ早くしてほしいということをお願いしているわけでございしますけれども、もちろん、五十四年度から義務制が施行されるわけでございしますから、その間に設置ができるものというふうに考えております。

○加藤進君 そうしますと、いま設置されておらない県の教育委員会には、当然のことながら、設置計画を持つておると思ひますけれども、そういう設置計画というのは、文部省は掌握しておられるのかどうか、その計画についての御検討はもうすでに済んでおられるかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 義務制を施行するにつきましては、各県から義務制を施行するにつきの意見及び義務制を施行する場合の計画につきまして、私も、調査をいたしまして、各県の計画をとつております。しかし、そのときには、義務制をいつから施行するかというふうなことがまだ各県では未確定のまま調査をいたしたものでございしますから、昨年の十一月に義務制を施行するというふうな政令を出しました以後、どういふうにその計画が変更になつていくか、これはあらためて調査をしたいと思ひます。

○加藤進君 いま土地問題、あるいは建設資材の暴騰等に、非常に養護学校そのものについても、

建設上困難な事態が私は起こつておると思うので
すね。しかも、そういう中で義務制に向かつて進
んでいかなければならないことになれば、
各県それぞれ条件に応じて、非常に困難な苦勞
をなめてきておると思うのです。私はその意味で
は、義務制を方針として出されておるというなら
ば、こういう未設置県について実質的にこの設置
が進行できるような、何らかの意味での政府、文
部省の援助が必要ではないか。その援助につきま
しては、すでに四十四年度の六月の国会において、
定数法の審議をされたときに坂田元文部大臣は、
四十九年度までに養護学校の整備拡充をして、各
県に必置いたします。こういつて言い切られてお
るわけでございまして、五十四年度はまさにこの
公約に反するわけでございまして、それだけ私
は文部省が現地の各県の現状に即して、何が
必要なか、何を援助したらそのような必要が可
能であるかという点についてもつとつと真剣な
取り組みをしていただかなければならぬと思いま
すけれども、その点についての御決意をあらため
て聞きたい。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、先ほどな
たからか御指摘がございましたように、都道府県
の熱意というものが多少関係しておつた面がござ
います。そういう意味で、五年先のことを考えま
して、あらかじめ政令を出す。そこで各県に一つ
の目標が与えられたわけでございまして、目標と
同時に、義務が与えられたわけでございまして、その
意味で促進されるものというふうに見える面がひ
とつございまして。

それから、建物につきましては、御案内のとおり、
補助率を二分の一から三分の二に引き上げて
おります。ただ、私どもとしては、教職員の
費用につきましても、給与費等につきましても、
これは三分の二にという要求はいたしませんでした。
でも、しかし、これは実現をいたしませんでした。
それから、土地の問題につきましては、これは
起債でもって措置をしようというふうな手は
ずを進めておるわけでございまして、いずれにしま

しても、都道府県の場合には、市町村の場合と違
いまして、そういう意味では小・中学校の場合よ
りも財政力の強い府県が当面の責任者でございま
すから、目標を明示して、建物等につきまして、
そういうふうな措置を行なう、あとは起債その他
につきまして適切な配慮を行なうということにい
たしました場合には、給与費等については御案内
のとおり、残りの半分について交付税の措置が行
なわれておるわけでございまして、財源上はたい
した問題はないんじゃないか、そういうふうにと
えておるわけでございまして。

○加藤進君 そこで、ひとつお聞きをしたいので
すけれども、盲・ろう学校の設置というのは、
早く昭和二十二年の政令によって義務づけられま
した。ところが、養護学校については、なぜ政
令が最近まで出されなかったのか、施行期日をな
ぜ明示されなかったのか、二十六年もその間があ
るわけですね。盲・ろうは早く設置義務がつけら
れたけれども、養護学校についてはこの間放任さ
れてきておる、こういう私は行政上の問題がある
と思うんですけれども、その点についてはどうい
うことなんでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 盲・ろう学校につ
きましては、これは戦前から伝統もございまして、
それから、それに必要な教育の技術の積み重ねと
いうものもあつたわけでございまして、昭和二十
三年には盲学校が七十校、ろう学校が六十三校す
でできておつたわけでございまして、また盲の障
害の方、ろうの障害の方、そういう方々の出現率
が少なかった。したがって、一県に大体原則とし
て一校あれば収容できたと、そういうふうな関係
があつたろうと思ひます。これは、多年のわれわ
れの先人の努力によりまして、ここまで行けたと、
行くことが可能であつたというわけでございま
す。しかしながら、養護学校につきましては、昭
和二十四年にやっと一校できた。現在では二百六
十三校と、その間の関係者の御努力というものは
私は非常なものであつたろうというふうに見える
わけでございまして、出現率が多いために、

非常にたくさんの方々を収容しなければならな
い。しかも、障害の程度、障害の種類、そういう
ものが非常に複雑多岐である。種類だけで六十種
類ぐらゐる組み合わせがあるというふうなことで
ございまして、まあ、そういう関係で、まず文部
省としましては、比較的障害あるいは教育、そう
いうものについてわかりやすい肢体不自由児の養
護学校をまず設置をしたいということで努力をし
てまいりました。先ほど先生からも御指摘ございま
したように、ようやく全県に必置ができたというこ
とでございまして。しかし、出現率がほんとうに多
いのは精神薄弱の方々でございまして、そういう
方々を全部収容して、それに対して適切な教育を
行なうということ、これはまあいままで関係者の
なみなならぬ御努力があつたと思ひますけれど
も、全般としまして、まだ二百校近くの学校をつ
くらにやならぬということ、実際には、五年後
というものはなかなかないへんなことじゃない
かと思ひますが、まあそこで踏み切らしていただ
くということでございます。

○加藤進君 まあ、努力はしましたけれども、実
は予算もついておらなくて思うとおりにいきま
せんでしたと、まあ一般的には、そういうお答えだ
と思ふんです。しかし、ほんとうにこの障害児の
教育を必要とすると、そのためには、あらゆる犠
牲を忍んでも国が責任を持つてやるといふ気なら
私はできたと思ふんです。その証拠にわが党の
岩間議員がこういう質問をしたことがあります。
一体、養護学校のできない理由は何か。こう率直
に聞いたわけでございまして、時の大臣はどう答
えたかというところ、金の問題もありましたも、し
かしそれよりも政府の心にあらざるがためだ
とございまして率直に答えておるんです。私は、これ
が真実な声だと思ふんです。その気があるなら
できるんです。その気がなかったからできなかった
。これが私はいまの政府の行政の問われるべき重要
な責任問題だ、こういうふうに考えるわけですよ。
これは私は笑ひごとでもないと思ふ。やる気があ
るならできた、できた証拠は先ほどとも自衛隊の

どうのこうのという問題もありました。そんな例
を引き合いに出すまでもなく、とにかくその気にな
つていけば、とにかく教育を施す責任が国にあ
る、こういう立場から言うならば、自治体に対し
て十分な援助を行なつて、その建設を積極的に進
める、何れ年計画で大努力を払つてこれを行なう
ということは私は行政上当然でございまして、や
らなかつた責任はまさに行政上の怠慢にある、こ
ういふふうに言わざるを得ないと思ひますけれど
も、その点どうでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) いまになって考えま
すと、先生のようなことも言えるわけでございま
すけれども、その当時まだその教育的な技術にい
たしまして、それから医学的な問題にいたしま
しても、積み重ねのない、まだ解決のめども立た
ない、そういう中でございまして、まだ解決のめども立た
ない、ほんとうに関係者の方々の御努力によるも
のだというところで、これは高く評価すべきである
というふうに見えるわけでございまして。あとから
振り返つてみますと、まあ登つてまいりました山
もたいしたものではないように見えますけれども、
これはほんとうに私はそういう方々の御努力
というものを高く評価すべきではない、ほんとう
に手きぐりて一歩一歩積み重ねてこられた、その
貴重な経験がやつと義務制までこぎつけたとい
うふうに私は理解すべきじゃないか、そう考えるわ
けでございまして。

○加藤進君 まあそれだけの心がけがあるなら、
とにかくいま未設置県が十六県、十八県ともうあ
るわけでございまして、これは容易ならぬこと
だと思ふんです。そのために、私は従来に増して、
この点についての積極的な取り組みをぜひやつて
いただきたい、そのために必要な予算について
は全力をあげて、国民の皆さまに訴えてでもよろ
しいから、全力をあげてひとつこれを実施してほ
しい、こういうことを特に養護学校の設置の問題
については指摘を申し上げたいと思ひます。
そこで、私は、最近障害児教育の義務化に踏み
切つた東京都から、ぜひとも政府、文部省は経験

を十分に学びなさい、こういうことを私は指摘したいと思うんです。

私の調査いたしましたところによりますと、東京都でこの四月から障害児の全員就学に踏み切ったわけでございますけれども、そこで、障害児の就学希望者はどれだけあったかというと、千七百八十六名でした。希望を募ったけれども千七百八十六名以上あると言われています。希望も出してくれないんです。それだけ信頼されておらぬのです。親は不安でしょうがないんです。そういう人たちが含まれると、六百五十人以上になる。もう一つあります。こういう希望が出た。そこで、それぞれ学校に配置をきめた。きめたとしたんに辞退した人が何と百三十三名出たといふんです。これはどういふわけでしょうか、一体どういふ原因がここにあるのか、こういう点でありますけれども、就学保障のための東京都がつくるのは三校と、そして七つの分校であります。こういう措置をとったにもかかわらず、このようないわば辞退者が出た、届け出もしなかった人が出たという理由は何かというところ、自分たちの住まっておる近くに都合のいいところに養護学校がつくってもらえぬなということなんです。二十三区あります。二十三区にそれぞれつくりたい、こう努力しておりますけれども、努力してもなおかつこれが大きな障害にぶつかっている。

その障害は何でしょうか。これはもう私が聞くまでもなく、土地がないんです。土地が確保できないからです。土地が確保できなくて、養護学校の義務化を幾ら叫んだところでできませんか。私は、全国の例はもっとと広くそれぞれの条件があると思います。とりあえず政府が義務化に踏み切るということなら、今日東京都が努力し始めて実現の一步を踏み出したわけでございまして、この養護学校の用地難の解決のために、私はもうはだを脱いででもひとつ文部省、政府は努力しなくてはならぬ、まあこういうふうな考えます。

とりあえず、私もある委員会で指摘しましたように、とにかく教育大学の駒沢の農業関係の学校等々には国有地が存在する。文部省の腹一つでこれが何とでもできる。こういうようなところも多々ある。国有地をまず何らかの形で東京都の養護施設の拡充あるいは建設のために使うような努力をぜひとも私はやっていただきたい、等々の具体的な手をもつて、私は少なくとも東京都をこらなください、こういう東京都の積極的な努力に対して国がこれだけの援助をいたしました、だからほかの県だって遠慮なく問題を出さない、困難があるならば、私たちはここから応援に行きます。こういう姿勢でなければ私はどういふ今日の状況のもとで、東京都がさでできないところをどうしてほかの県ができるかと言わなくてはならぬと思ひます。私は、これがまさに試金石に当たると思ひますけれども、その点、ひとつ文部省の見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(岩間英太郎君) 東京都がまあいち早く義務制と申しますか、にもし得るようには踏み切られたと、そういう決断に對しましては、私は敬意を表するものでございまして、先ほど来申し上げておりますように、五年間の猶予をもつてやるということとは、それだけの周到な準備がなければ完全な義務制にはならないということを一面ではあらわしているようなことではないかと思ひます。土地の問題につきましてお話しがございまして、私が、私もが一番心配しておりますのは、やはり東京、大阪、それからいわゆる過密九県こういうところにおきます養護学校の設置でございまして、養護学校の場合にはスクールバス、それから寄宿舎、そういうものの利用もできるわけでございまして、また、医療施設等、近くなければいけないというふうな制限もあるわけでございまして、いろいろな面からむずかしい問題が御指摘のように山ほどあるわけでございまして、そこで、私も事務当局としましては、これは少なくとも十年計画でなきや無理じゃないかというふうな気持ちでやつたわけでございまして、これを

七年計画に縮小して、五十四年に義務制にするということに踏み切ったわけでございまして、私どももいろいろな問題点、その問題点につきまして、その解決に最善の努力を尽くしたいというふうに考えておるわけでございまして。

○加藤進君 ともかく、われわれの考えておるよりもあまりあせり過ぎたなどというふうなことを東京都に言われては困ると思ふんです。東京都がこういう状態に踏み切られたというのには、それなりの理由がある。障害児とその親たち、それからまた、周囲の市民の運動があったからこそ、これにこたえなくてはならぬというのが東京都の受けとめた政治姿勢だと思ふんです。したがって、困難はあろうとも解決すると、こういう私は不動の決意を持って取り組んでおられるからこそ、この問題が起つてくると思ふんです。その起つてきた問題について、やはり東京都だけでは解決できない点を国は責任をもつてこれに当たっていく、援助していくという姿勢がなければ私は全国的な義務化ということは絵にかいたもちに終わる危険がある、こういうことを私は言わざるを得ないと考えております。いまも御指摘になりましてけれども、通学バスの問題があります。これは肢体不自由児に対しては全部通学バスが東京では使われておりますけれども、盲ろう児についてはまだ一部しか利用されておられません。知恵おくれに至っては、通学バスは使っておりませんし、国も通学バスを配置しておらないのは御承知のとおり現状です。こういういままで軽症の生徒しか入れなかったのが新たに重症の子供までも入れるというふうな踏み切ったわけでございまして、もう母親は家のこともそこそこにして学校までついていって、学校の帰りを待たなくてはならぬ、こういう家族の労苦を考えていくならば、こういう知恵おくれの子供に対しては通学バスを直ちに配置するように、東京都も努力するでありますし、伸ばさなければ、国もさらに適切に援助の手を差し伸べるべきだ、こういうふうに思ひますけれども、その点についてはどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) いまも特殊教育学校のスクールバスにつきましては、国のほうから補助を出しております。私どもは通学可能で、しかも、スクールバスを使うことが適当なところにつきました。その補助を拡大するというふうな方策で臨みたいと考えております。ただ、現実問題として、そういう方がそういうことが無理だという場合には、寄宿舎あるいは技能施設、医療施設、福祉施設、そういうものの関連を考慮しながらやっていくと、あるいはどうしても通えない方々につきましては、先ほどお話しございました訪問指導、そういうような制度をあわせて考えていくと、いろいろなやり方で、障害児に適した最善の教育ができますように努力をするというのが私どもの責任であるというふうに考えています。

○加藤進君 それで、通学、通園のバスについて東京都からのいろいろ注文も出てきておると思ひますけれども、そういう点については、従来以上に今後とも十分相談に乗って、この東京都の計画等々についても積極的にひとつ援助をしていただきたいというのを要望いたしますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 東京都から具体的なお話を聞いてないようございましてけれども、もちろん、各県からこの義務制の施行という点になりましては、すべての御計画を伺いまして、それに対応するよう国の施策というものと、それと対応しないというふうなことを考えております。

○加藤進君 ぜひとも、ひとつその点は切実な要望でございまして、とりあえず、東京都内において通園バス程度のことに對しては直ちに実施できるように、ひとつ積極的な努力をしていただきたいということを要望しておきます。それからもう一つ、これは学童保育の問題でありますけれども、この学童保育の点につきまして、先般わが党の査読委員の質問に答えて、学童保育の制度を実施するというような決意を厚生省は出されたと思ひますが、この学童保育についても障

害児を除外しないで、障害児にも適用してほしい、これが強い要望になってきております。これは厚生省は、杉並、江戸川、大田等々十八カ所に児童学園というものをつくっておられますね。そこで就学猶子の子供を収容しておられております。これを免除でない子供も入れられるように最近なつたというのは、私は現状の適切な措置だと思つた。この児童学園は、各家庭を回つて、子供を学校に送り届け、そして四時か五時になると、またバスで子供たちを家庭に送り届ける。こういうふうな配慮をしておられますけれども、私は、単にこれは厚生省だけがやるべきものであつて、文部省ではこれはできないのだというふうな問題では私はないと思つた。福祉施設でできることは、学校でも当然やれることだ、こういう障害児に対する学童保育という点について、これは厚生省もその気で努力をしていただくことは当然でありますけれども、文部省も積極的に保育は厚生省の担当だ、分担当というふうなことはなしに、学童保育が今日やらなければならない、實際上、障害児はどうにもならぬし、学校にも送り込めない、こういう状態で家族は障害児をかかえて苦勞しておるわけでございまして、その点についての文部省の積極的な改善の努力をひとつお聞きしたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 学童保育というのを、学校でやれという意味が私よくわからないのでございまして、御案内のように、厚生省は保育に欠ける子供たちのごめんどうを見ているわけでございまして、その限りにおきまして、厚生省でやっていたら、これは当然のことであらうと思つております。しかし、共かせぎ等で学校が終わつたあと子供をどうやって預かるかという、いわゆるかぎつ子対策その他の面につきましては、これは学校で学校開放というふうな立場から、いま社会教育局のほうで取り組んでいる、あるいは総理府の青少年対策本部のほうで、そういうものをまとめているという段階でございまして、先生がおっしゃる障害児の学童保育という意味は私よく理解できないわけでもございまして、そういう線に乗

るものでございしたら、そちらのほうでもお預かりしていくというところは考えられることでございましてけれども、原則としては、保育に欠ける子供たちは厚生省のほうで預かりいただくということではなからうかと思つております。

○加藤進君 私の趣旨がわからなかつたかもしれないが、とにかく低学年の障害児、これはもうお昼ごろに帰される。そうすると、あとどうしたらいいか、こういう具体的な問題が起こつてくるから、学童保育を障害児にもという要求が出てくるのは私は当然だと思つた。所管はどこにするかというところは、これは私は何も文部省だけとは申しませんが、厚生省で分担当して担当してもらつてもけっこうでございまして、そのことについて、文部省も文部省なりに、これは障害児の教育上きわめて重要な措置だ、こういう立場に立つて、私は行政上努力をしていただきたい、こういうつもりで申し上げたわけでございまして、うつても、その点は御理解いただけますか。

○政府委員(岩間英太郎君) そういう子供さんの方々の扱いにつきましては、いま社会局のほうで、先ほど申し上げましたように青少年対策本部が取りまて役になりまして、各省協力いたしまして、その対策を考へるという段階でございまして、その中で障害児の問題についても、これは、そういうふうな中で考へられるものなのか、あるいは学校で昼までと言わずに夕方までお預かりするという方法が適切であるのか、そういう点をあわせて検討させていただきたいというふうな考へます。

○加藤進君 その点は、ひとつ厚生省もよろしく御協力をいただきたいと思つております。

そこで、重度の身障者のお子さんたちを預かるわけでもございまして、一体、どんな施設がこういふお子さんたちの教育のために必要かという、私は、非常に新しい問題が出てきておると思つて、いままでは学校をつくつた、学校に合せて子供たちを預かるという式でございまして、けれども、義務化ということになれば、すべての子供たちに施設を提供しなくてはならない。それに適切

な施設というのはどうあるべきかという、私は積極的な問題が今日提起されてきておると思つて、その点について、こういうことを私は特に強く訴へて聞かなくてはいけませんけれども、学校で教えてもらつて、それからお医者さんには、ほかのところへ連れていかなくてはならない。それから寝泊まりはできない。こういうふうな状態では、預かつて心配で心配でならない。こういう重障者の子供たちがたくさんいらつしやいます。だから、学校、学校には寄宿舎、同時に病院、こういう三位一体の医療と福祉と同時に教育、こういうものが兼ね備わるような施設をぜひともほしいという声が強いです。私は当然だと思つて、これを全国に何百つくれなどと申し上げまして、これはすぐには実行不可能だとは思つて、けれども、少なくとも、こういう三つのいわば機能の一体となつたような養護学校を各府県に一校は必ずつくる。私は、こういう方向でぜひとも義務制を目ざして努力していただきたい、と思つて、まずけれども、その点について文部省どう考へられましようか。

○政府委員(岩間英太郎君) 医療の関係と福祉施設の関係は、これは厚生省でお世話になっております。そういう関係の専門家の方々もおそろいでございまして、また、いままでの御経験もおありだと思つて、それから、そういうふうなことにしましては、これは厚生省で御めんどう見ていただく、そういうふうな考へるわけでございまして、ただ、学校をつくり出す場合には、こういう施設との連携が、これは必要なのでございまして、できましたら、同じ敷地の中でそういう施設があればいいわけでもございまして、ただ、私どものお預かりする方々は、これは年齢に制限がございまして、ある一定の年齢に達しまして、そういうふうな病院を兼ね備へたところから、もう年齢過ぎたからひとつ退所していただきたいというふうなことになるかと、また、新しい問題が生じてくるということがあるわけでございまして、そこで、そういう心身障害の方々ににつきましての総合的

な、一生を通じての対策というものは、やはり厚生省が御専門でございまして、そこで計画を立てていただく。その中で教育機能、それにつきましては、私どもが責任をもつて分担当をさせていただくということにならうと思つております。

○加藤進君 これは東京世田谷区の梅ヶ丘病院ですけれども、ここに重度の自閉症の子供が入つております。病院のわきに学校がありません。これで教育をやつています。こういう努力が現にやられておるという実例があります。また、北療育園、これは病院でございまして、肢體障害者の診療、手術をやつています。こども手術後の子供に、ベッドで寝た切りの子供に対して、試みとしてベッドサイド学級というものをやつています。また、小平の整肢療養園というのでも同様ないわば試みをやり、努力をしております。私は、こういう努力をほんとうに生かして、これを制度化していく、そういうことのために、最も理想的なのはやはり学校があり寄宿舎がある。そして、療養所があり病院がある。こういう形の医療を伴つた温い養護施設、こういうものが願わしいのであつて、そのことを、各県で必置させるということのために自治体ももちろん努力してもらわなくてはなりませんけれども、これは自治体まかせでは不可能です。こういうことを国のいわば計画として、ぜひモデル的に各県に必置のためにやつていただきたい。私は、東京都の実例から見れば希望するわけでもございまして、その点の御努力は賜ふことはできないでしょうか。御決意のほどをひとつお聞きしたいと思つております。

○政府委員(岩間英太郎君) これは私ども以外に、たとえば自治省とか、それから府県でも、たいていそういう点に気がつかれてやつておられるところを私は承知をしております。中央の政府だけが能力があつて地方の政府が能力がないということではもちろんございまして、むしろ、地方の政府のほうで親身になつて、そういう点については十分お考えをいただいております。

ふうに考えておりますが、そこは、それぞれ地域の実情に依拠していただい先生が御指摘になりましたことは、これは理想としてはそのとおりでございますが、指導が必要であれば、私も指導はいたしますが、府県で十分御配慮いただけるようにというふうに考えております。

○加藤進君 その点については、ぜひ強力な行政上の御指導を賜りたいというところをつけ加えておきます。

最後に、教職員の定数の問題に関係するわけでございまして、本法案におきましても、その点が十分指摘されてきておると思いますが、まず第一に、養護のために子供たちをめんどうを見るということは、一学級一名の先生ではとうてい足らぬ。こういう事態がもうひんぱんに起こっているように思われます。たとえば、一人の重障の子供がある。放っておけば暴れる。暴れるということは悪いですけれども、非常に活発になる。そうして三階までかけ上がる。放っておけば飛びおる。こういう子供を見て、先生はその子供についていけなくちやならぬ。あとの子供はどうか。放任という状態ではこれはおけない。こういう問題がありまして、定数をとにかく増加させるということ、あるいはその子供の定数を少なくして十分めんどうが見れるという措置も当然ですけれども、どうしても、複数の養護のための教職員が要る。寮母もまた同様寄宿舎においては必要だ。こういう点が今度の法案の提出の内容の中に私は入っておりますけれども、これはきわめて重要な問題であって、こういう点についてのやっぱり積極的な文部省当局の定数改正の努力をぜひお願いしたいというところが第一。

第二には、現在養護学校等々で働いておられる先生たちがどのような困難をなめておられるか、こういう問題でございまして、これは介助員の問題ですが、これは夜間の生徒さんが昼間の養護学校の介助員をやっておられるそうですが、この方はスクールバスが着くとお子さんをおんぶして教室に運ばれる。授業になると、子供が表現

したいようだという状態を見て鉛筆を差し出す。本のページをめくってやる。本の出し入れに手伝う。トイレにも行く。こういうことまで全部めんどうを見てやっているわけですね。そうすると、どういふことが起こるかという、そういうめんどうを見てやっていただける介助員がおるときにはトイレでも便を催すそうなんです。ところが、ほかの先生が行かれても便が出ないそうです。こういう状態にまでなっている。こういうところに障害児の心と先生あるいは介助員の心がほとんど一つになつて初めて子供たちのきさえになつていく。教育もそういう方向でやられる。こういうことが現に起こっているわけでございまして、これはもう無視できないような状態で、そのために、介助員の方たちもあるいは教職員の方たちもそれだけの重労働にいま苦しんでおられるか。腰痛症あるいはもう学校をやめなくてはならぬという先生が続出しておる。これは今日放置できないような重大な問題でございまして、定数法の改正という問題の中の最重点の問題として、各教室、クラスに少なくとも二人の担任を置く。寮母も二人ずつつける。こういう措置にあわせて定数の増加にぜひとも抜本的な踏み切りをやつていただきたい。改善をしていただきたいということをお願い申し上げますが、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員（岩間英太郎君） ただいま御提出になつておられます法案に基づきますと、大体、現在の先生の倍ぐらいの先生が必要になるのであります。それから今後養護学校を新しくどんどん設置してまいります。それから、特殊学級をもう少し設置を進めてまいります。というふうなことで養護学校だけで今度の定数改善を含めると二万人近くの先生が五年間に必要になってくる。そういう点から申しますと、いまの養成状況、それから先生の確保の状況から申しまして、これはちよつと一学級に二人というふうなことは、私は実際上無理であると思ひます。また、そうすることによっていろいろなまあ逆の面のマイナスも出てくる。予想されるわけでございまして、したがって、私どもは、いま考えられます範囲におきまして、組織の改善をはかると同時に養護学校の設置に伴う定数の確保をはかるといふ点に重点を置きたいというふうな考えでいるわけでございまして、その後の改善につきましては、これはもちろん義務教育が施行されました、それが軌道に乗りました後におきまして、さらに、検討を加えるということは必要であらうと思ひますが、定数法上の問題は、そういう考えでいま御提案を申し上げておるところでございまして、

それから介助員の問題につきましては、これは今年度から新しく補助制度を設けることは御案内のとおりでございまして、その点につきましては、今後、その拡大をはかつていくということについて努力することをお約束したいと思ひます。

○加藤進君 終わりますが、いままでお聞きしておるところによつて文部省がともかく義務制に踏み切るということとは明らかになりましたから、問題は、その義務制、五十四年度に向かつてどのように具体的な準備と措置を進めるかということに私はかかると思ふのです。したがって、東京都の例やその他の例をもつて御指摘申し上げたのは、これはもう一つ一つあれをやればよいという問題ではないと思ふ。こういう一つ一つの事例を計画的に進めていく、そのために、私は年次計画を立てなくてはならぬ、そういうことが私は義務制の実施に踏み切る前提条件だと、これなくしては、私はから念仏に終わる危険が十分にある、こういうふうな考えですが、以上、指摘しました諸点について、文部省が五十四年度を目ざして年次のな準備計画、こういうものをひとつ立てられる必要があると思ひますが、その点についてはどうでしょうか。

○政府委員（岩間英太郎君） 来年度の予算の要求をいたします段階等を通じて、いままで一応七年計画はございしますが、さらに、詳細に検討いたしまして、実施に支障がないように進めてまいりたいというふうな考えです。

○加藤進君 最後に、提案者にひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○宮之原貞光君 ここに提案をしておるところの第六号案、第七号法案も、いわゆる義務制に踏み切つていくとするならば、早急にやはりふやしていただかなければならぬことを私どもとしては最低限盛り込んだつもりなんです。したがって、加藤委員が御指摘されるように、五十四年になつてばつとやれるというところは、これは絶対不可能ですから、とりあえずやつていくものにはどうすればいいかということから、特にやはり、この障害児教育に大事であるところの定数の問題、これをまあ重視をして第五号議案として、それがまた府県でやりやすいような条件をつくるために三分の二補助と、こういう方向性を打ち出しておるのも、私は、加藤さんが指摘されたところのその面を早急に進めなさいやらないからでございまして、同時に、この法案の中にはありませんけれども、これはやはりそれに至るまでの、やはり準備段階としては、相当今日の障害児の教育の問題を進展をさせるために障害点になつてるところのものもろの点を早急にやつぱり対処していく必要があるんじゃないかと思ふ。たとえば、教員定数の問題について、初中局長のほうからこれをこのまゝやると二万人も要るんだと、こういう話だったわけでありまして、これは現在のまゝだつたら、五十四年になつた場合にすぐそういう人が得られるかどうなつた場合に、私は得られないと思ふ。そうすると、勢いいいわゆる障害児教育を担当するところの教職員の養成制度はどうあるべきなのか、その現在の養成制度がいかどうか、このところにはやはりメスを入れて、それをやつぱり改善をしていくという手だてがはかれない限り、幾ら定数法の中で教員を増してもそれを追いかける人がおらないという面が出てくると思ふのです。御承知のようにいまの障害児教育に従事するところの教職員は普通教育の普通免許状を持つておる者にあわせてそれぞれの免許状を持つていて併用方式なんです。一体それだけいい

のかどうか、あるいはまた各教科の免許状は中学部、高等部はありますけれども、障害児教育をほんとうにやっていくとするならば、いまのような現職教育じゃとても間に合っていないんです。そうすればやっぱり養成機関におけるこのこの障害児教育のいわゆる課程を絶対数をふやしていく、定員をふやしていくと、こういう面も必要になってまいりますし、あるいは先ほど来問題になっていたところの介助員とか、機能訓練士の養成という問題も、ただ希望者は来てくれないでは私はだめだと思ふ。したがって、やっぱり養成機関の中でこの介助員とか、あるいは機能訓練士をどういう形でやはり養成をしていくかという、このことも、私はこの障害児教育を進展させるためには相当やっぱり馬力をかけ、もう計画的にもし五十四年からやるといふならば、その問題も同時に考えながら計画をされなければならぬ問題じゃないだろうか、こう思いますし、さらにまた、今日のその障害児教育の一つの問題点としておる社会復帰をするための、一体言われているところのこの問題点がどういうやっばり状態になっているかと、こう申しますと、まだまだそれが不十分。言われておるところのリハビリテーションの問題にしても、まだまだ不十分な点があるわけでございますから、そういう面をやはり充実をしていくというような面等、もうもろのやはり手だてというのが私は必要じゃないだろうか、そうでなければ、当然この父母負担を軽減をしていくという具体的な問題も必要になってきますから、したがって、ここで私どもは法案として提示をしておるところのこの三つさえできれば、それでいいものだとは決まっていますし、先ほど来加藤さんから指摘のあったところのものは総合的にやはりやっていく、あるいはたとえば学校の施設増強の問題にいたしましても、今日特に過密都市地域で問題になっておりますところの用地の取得という問題も、普通教育でさえも問題があるわけですから、特にこれを拡充をしていくとするならば、財政的な面、あるいは特典を与

えていくというこの問題、あるいは自治体の問題になっておるところの超過負担をどれだけ積極的にやっていくかという問題点等もあります。私は、やはりそういう全体的な立場から見たところのほんとうに障害児教育を振興するというなら、一つ一つの問題じゃなくて、総合的な観点から施策をやっぱり出して、それをほんとうに文部省が五十四年から完全に特例を設けなくてやるといふことになれば、いまの段階から一つずつそれを除去できるような手だてというものを講ずるべきだし、私も、またそれを要求していかねばならないんじゃないだろうか、このように考えております。

○加藤進君 きょうの質疑、まだいろいろ私聞きたい点を用意しておりましたけれども、これで終わります。ただ最後に、一言申し上げたいのは、障害児やその障害児を持つ親たちが政治に望んでいるものから見るなら、今日義務化を五十四年から実施すると政府が言われても、本気で信頼してついていくことは不可能だと、まあこういう私は、非常に強い不信感が今日存在しておると、こういう不信感を取り除いて、ほんとうに障害児に對して政治はあたたかいものだと感じさせるためには何をなすべきかといえ、これは私は、文部省が率先して行政指導の面において十分な配慮を一人一人の障害児に行き届かせるような努力をしないでならぬ。その点について、私はきょうの答弁は不満ですけれども、しかし、努力を認めながら積極的にやっぱりその面の改善をはかっていたきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○委員長(世耕政隆君) 三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時三十九分散会

昭和四十九年五月二十九日印刷

昭和四十九年五月三〇日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局